

平成20年版  
あげお環境白書



上尾市

平成 20 年 版

(平成 19 年度報告)

あ げ お 環 境 白 書

上 尾 市

## はじめに



2008年は京都議定書の第一約束期間に入り、同年7月に「G8北海道洞爺湖サミット」が開催され、「地球温暖化対策」はまさに全国民の注目を集めるテーマとなりました。いまや「地球温暖化」は国境のない地球問題としてばかりではなく、我々一人ひとりの生活にとっても大きな課題となっています。

便利さや快適さだけを追求してきた生活が「地球温暖化」に拍車をかけてきました。これからは、より暮らしやすい生活環境を作り出す一方で、地球にやさしいライフスタイルに切り替えていくことが私たちに求められています。

地球温暖化を始めとする国際的な地球環境問題とその対策は、アメリカ発サブプライムローン問題に端を発する金融危機や世界同時不況によって、大きな岐路に立たされていますが、子ども達の未来に負荷を残さないよう、徐々に大きな効果が表れる環境問題への取り組みを続けてまいります。また、日本版グリーン・ニューディール政策が策定されていますが、雇用の創出も含めた環境部門への期待も高まっており、環境産業とともに環境行政も今後益々注目される分野であります。

本市では、平成9年9月に「上尾市環境基本条例」を制定し、平成10年3月にはこの条例に基づき、「上尾市環境基本計画」を策定しました。この計画の中の望ましい環境像として、『人と地球にやさしいサイクルタウンあげお』を目標に大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動やライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない社会を目指して参りました。また、平成12年11月には、上尾市環境基本条例第26条に基づき、市民（団体）や企業・事業所と行政の3者協働の組織として「上尾市環境推進協議会」を設立し、環境推進事業に取り組んでいます。

「環境の世紀」ともいわれる21世紀において、これからも私たちは、目先の利益を追うだけでなく、自然から受けている恵みを再認識し、自然界の再生能力と浄化能力の範囲内で人間の諸活動が営まれるような循環型社会を築いていかなければなりません。将来の地球のため、次世代の子ども達に健全で真に豊かな生活を営むことのできる上尾の環境を引き継ぐ責務があります。

本書は、19年度において、本市における環境保全に関する取り組みをまとめたものです。この「あげお環境白書」が市民の皆様の環境に対する認識と市の施策に対する理解を深めていただく一助になれば幸いです。

平成21年3月

上尾市長 島村 穰

あげお環境白書について.....	5
<b>第1章 上尾市の概要.....</b>	<b>6</b>
1-1 上尾市の歴史 .....	6
1-2 上尾市の地理的位置 .....	7
1-3 上尾市の気候 .....	8
1-4 人口・世帯数 .....	9
1-5 土地利用 .....	10
1-6 交通.....	10
1-7 産業.....	11
<b>第2章 地球環境問題.....</b>	<b>12</b>
2-1 地球環境問題 .....	12
2-2 グリーン・ニューディール .....	12
2-3 温暖化対策.....	13
2-4 埼玉県の環境問題 .....	13
<b>第3章 環境推進体制.....</b>	<b>14</b>
3-1 上尾市環境政策推進会議 .....	14
3-2 環境行政機構 .....	14
3-3 所掌事務 .....	15
3-4 上尾市環境審議会 .....	17
3-5 上尾市環境推進協議会.....	18
<b>第4章 上尾市環境基本計画.....</b>	<b>21</b>
4-1 上尾市環境基本計画の概要 .....	21
4-2 上尾市環境基本計画目標体系.....	22
<b>第5章 望ましい環境像に向けて.....</b>	<b>25</b>
5-1 自然を守り育てるまち.....	25

5-2 水辺や緑が身近にあるまち .....	26
5-3 五感にやさしいまち .....	27
5-4 公害のないまちに .....	28
5-4-1 大気汚染の防止 .....	28
(1) 大気汚染の防止 .....	28
(2) 環境基準と評価方法 .....	28
(3) 測定結果 .....	30
(4) 光化学スモッグ .....	31
(5) 大気関係の届け出状況 .....	32
(6) 大気汚染に関する苦情件数 .....	32
(7) 改善対策 .....	33
5-4-2 水質汚濁の防止 .....	36
(1) 水質汚濁の概要 .....	36
(2) 特定施設等の届出状況 .....	37
(3) 環境基準 .....	38
(4) 測定項目 .....	40
(5) 上尾市内の河川と水質調査地点 .....	41
(6) 測定結果 .....	42
① 生活環境項目の環境基準達成状況 .....	42
② 健康項目の環境基準の達成状況 .....	42
③ 各河川・都市下水路ごとの BOD の年度平均値経年変化 .....	43
(7) 水質汚濁に関する苦情件数 .....	45
(8) 水質改善対策 .....	45
① 健康項目 .....	45
② 生活環境項目 .....	45
5-4-3 悪臭の防止 .....	46
(1) 悪臭の概要 .....	46
(2) 規制基準 .....	47
① 敷地境界における規制基準 .....	47
② 煙突の排出口における規制基準（13 物質） .....	48
③ 排出水中の規制基準（4 物質） .....	48
(3) 埼玉県生活環境保全条例による悪臭規制 .....	49
① 規制対象業種（13 業種） .....	49
② 規制基準 .....	49
(4) 悪臭に関する苦情件数 .....	50

(5) 改善対策.....	50
5-4-4 騒音・振動の防止 .....	51
(1) 騒音・振動の概要.....	51
① 騒音とは.....	52
② 振動とは.....	52
(2) 環境基準.....	53
(3) 規制基準.....	54
(4) 自動車騒音・振動の防止 .....	59
(5) 道路に面する地域の環境基準 .....	59
(6) 要請限度.....	60
(7) 自動車交通騒音・振動測定結果 .....	63
① 国道17号.....	63
② 主要地方道さいたま・栗橋線.....	63
③ 主要地方道さいたま・菖蒲線.....	64
(8) 深夜営業等の騒音規制.....	65
① 飲食店等における騒音規制.....	65
② 深夜営業での使用禁止対象機器 .....	66
(9) 深夜営業騒音に関する年度別事前指導件数 .....	67
(10) 騒音に関する苦情件数.....	67
(11) 振動に関する苦情件数.....	68
(12) 新幹線の振動・騒音について.....	68
5-4-5 地盤沈下の防止.....	69
(1) 地盤沈下の概要.....	69
(2) 揚水対策.....	70
(3) 地盤沈下・地下揚水に関する苦情件数 .....	71
(4) 地盤沈下に関するお問い合わせ先.....	71
5-4-6 ダイオキシン汚染の防止 .....	72
(1) ダイオキシン類汚染の概要.....	72
(2) 環境基準.....	72
(3) ダイオキシンの汚染等を表す単位（微量物質を表す単位） .....	73
(4) 測定結果.....	74
① 大気調査の結果.....	74
② 河川水質調査の結果 .....	74
③ 煙突調査の結果（西貝塚環境センター） .....	75
5-5 清潔なまち.....	76

5-5-1	下水道の整備 .....	76
5-5-2	合併処理浄化槽の推進 .....	76
(1)	小型合併処理浄化槽設置整備補助事業の概要 .....	76
(2)	補助対象となる家庭用小型合併処理浄化槽 .....	77
(3)	補助対象者 .....	77
(4)	補助額 .....	77
(5)	平成 19 年度小型合併処理浄化槽補助実績（単位：件） .....	77
5-5-3	その他の水質保全対策 .....	77
5-6	資源を大切にすまち .....	79
5-6-1	ごみ減量・リサイクルの推進 .....	79
(1)	ごみ処理の現状 .....	79
(2)	ごみ収集実績 .....	80
(3)	資源化量 .....	82
(4)	ごみ排出量の削減対策 .....	83
(5)	生ごみ処理機購入補助 .....	83
(6)	売電と余熱利用について .....	84
(7)	不法投棄対策 .....	84
5-6-2	上尾市地球温暖化防止実行計画 .....	85
(1)	計画策定の趣旨・目的 .....	85
(2)	計画期間 .....	85
(3)	計画の対象範囲 .....	85
(4)	計画の運用手法 .....	86
(5)	対象となる温室効果ガスの種類 .....	87
(6)	温室効果ガスの総排出量削減に関する目標数値 .....	87
(7)	活動区分別排出状況 .....	88
(8)	紙や水の取り組み状況 .....	89
5-6-3	エコライフDAY .....	90
5-6-4	グリーン購入 .....	91
(1)	用語の定義 .....	91
①	環境物品等 .....	91
②	特定調達品目 .....	91
(2)	対象範囲 .....	91
(3)	製品やサービスの判断基準 .....	92
(4)	グリーン購入の推進に当たっての基本的な考え方 .....	92
(5)	グリーン購入の推進方法 .....	93

(6) グリーン購入を推進する際に参考となる資料.....	93
(7) グリーン購入調達率 .....	96
5-7 環境を思いやるまち .....	97
(1) 出前教室.....	97
(2) こどもエコクラブ .....	97

#### 資料編

    各測定項目ごとの経年変化（大気）

    各河川等水質調査結果（水質）

    用語解説

#### あげお環境白書について

あげお環境白書は、「上尾市環境基本条例」（平成9年9月30日制定 条例第25号）第10条に基づき、本市における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策についてまとめた年次報告書です。



## 第1章 上尾市の概要

### 1-1 上尾市の歴史

上尾市内にある400カ所以上の遺跡のうち、最も古い遺跡は今から約2万年前の旧石器時代（先土器時代）にまでさかのぼり、大字畔吉の殿山遺跡からは、関東地方では珍しい技法の石器である「国府（こう）型ナイフ形石器」などが出土しています。また、平方や原市などから貝塚が発見され、縄文時代には、当時、上尾付近まで海が入りこんでいたことを示しています。弥生時代から古墳時代には、大集落群である尾山台遺跡や、大和朝廷との関係をうかがわせる江川山（いがやま）古墳出土の銅鏡などが発見されています。

平安時代末期になると武蔵国にも、武士集団が結成され、鎌倉時代は上尾周辺も含め源頼朝に使えた足立氏の勢力下にあり、鎌倉幕府滅亡後は足立尊氏の所領となります。また、当時のものとして板碑が現存しており、現在500基が確認されています。

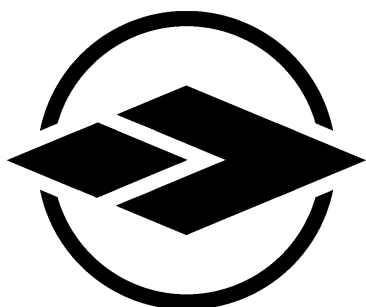
本市の本格的な都市形成が始まったのは、江戸時代に入ってからです。江戸時代に入ると、上尾は5街道の一つ、中山道にある69の宿場町のうち、江戸から5番目の宿「上尾宿」として知られるようになりました。その一方、平方は江戸への物資運搬の河岸場として、原市は市場町として発展しました。

明治時代に入りますと、日本鉄道（現在のJR東日本）が上野・高崎間に鉄道を敷設し、明治16年、高崎線開通と同時に上尾駅が設置され、中山道とともに市街地形成の基礎になりました。明治末期には近代工業の先駆けとして上尾町や平方町に製糸工場が建てられ、昭和になってからは、機械・金物・食品工場も操業して工業都市としての下地が作られました。

江戸時代に上尾市域にあった40村余りは、明治22年と大正2年の合併により、上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の6ヵ町村が誕生しました。その後、昭和30年1月1日にこの6ヵ町村が合併して上尾町となり、さらに昭和33年7月15日に市制施行を行い、県内19番目の市となり現在に至っています。

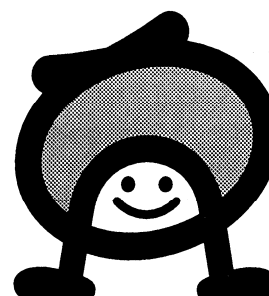


【市章】



上尾の「ア」の頭文字を鋭く描いて進展の象徴とし、円形は円満、団結を表現したものです。

【アップイー】



AGEOの頭文字Aをモチーフとし、両手で大きなマルを描いて、市民の相互の調和とふれあいの輪がより大きく広がっていく願いを込めています。

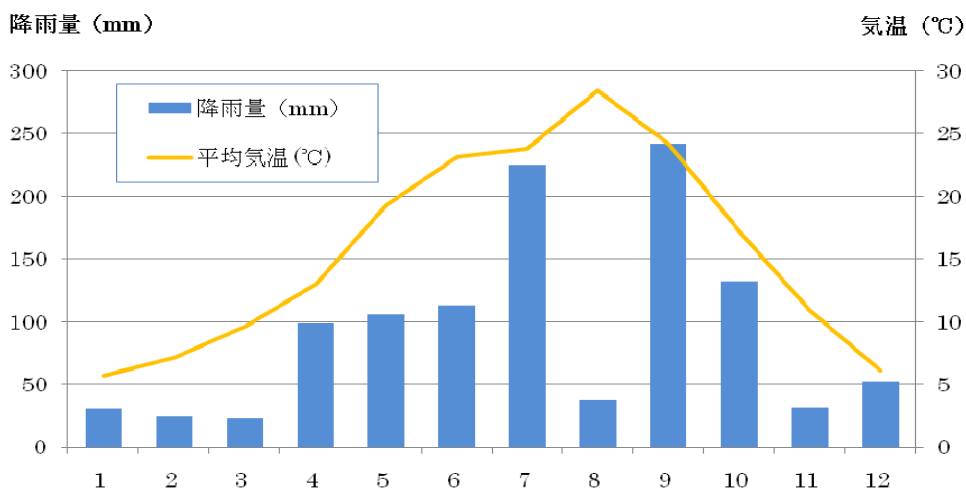
### 1-3 上尾市の気候

夏は暑く湿潤で、冬は快晴が続き、降水量も比較的少なく、全体として、穏やかで住みやすい気候です。

年平均気温	15.7	℃
最高気温	40.2	℃
最低気温	-3.4	℃
年間降雨量	1,117.00	mm

月別平均気温・降雨量（平成19年）

1 1



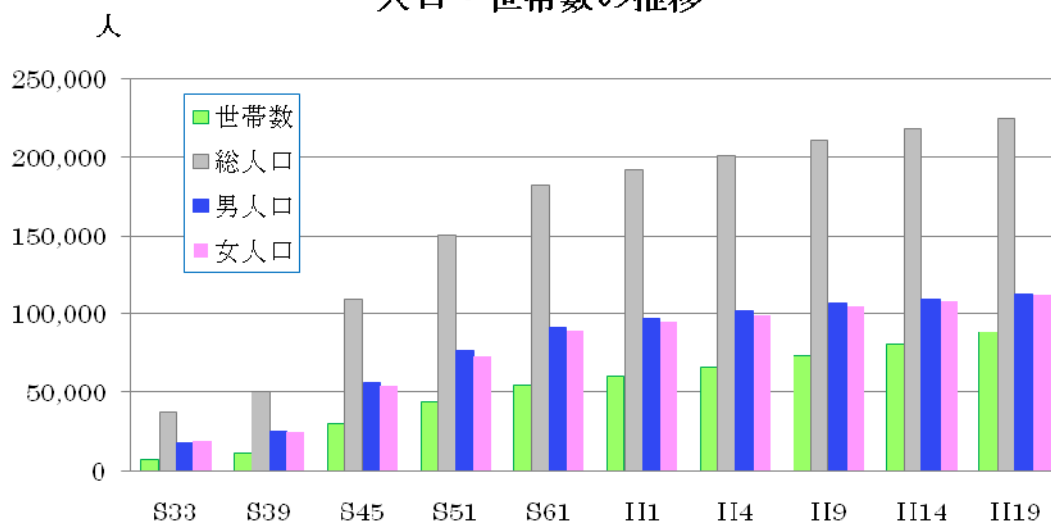
## 1-4 人口・世帯数

人口は、昭和30年代後半に比べると、昭和40年代半ばまでの10年間で2.9倍、昭和50年代半ばまでの20年間で3.5倍近くまで増加し、現在は4.6倍となっています。

【平成19年10月1日現在（外国籍含む）】

人口	225,263	人
男性	112,733	人
女性	112,530	人
世帯数	88,478	世帯
1世帯平均人数	2.55	人
年間増加人数	1,240	人（対前年比）
人口密度	4945.4	人（対総面積）

### 人口・世帯数の推移



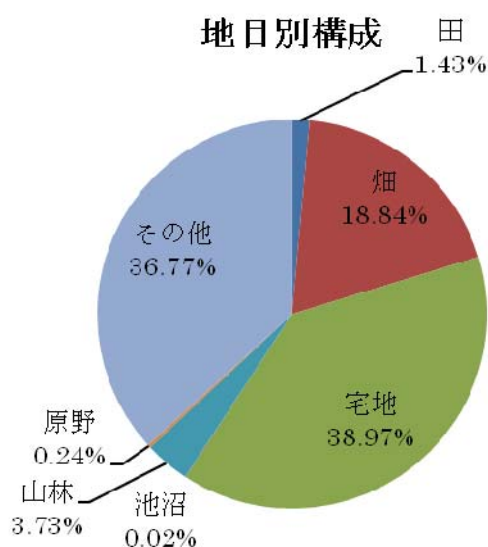
	S33	S39	S45	S51	S61	H1	H4	H9	H14	H19
世帯数	6,884	10,860	29,900	43,879	54,764	60,027	65,756	73,612	80,885	88,478
総人口	37,227	49,766	110,027	150,119	181,581	192,161	200,938	211,012	217,840	225,263
男人口	18,267	25,049	56,069	76,778	92,067	97,376	102,002	106,712	109,423	112,733
女人口	18,960	24,717	53,958	73,341	89,514	94,785	98,936	104,300	108,417	112,530

## 1-5 土地利用

総面積のうち、農地、山林などの自然的土地利用は、約 1,106ha であり、市の総面積の 31.5%を占めています。なかでも農地は、約 923 ha (19.8%) と、自然的土地利用の 62% を占めています。一方、宅地などの都市的土地利用は、3,121 ha であり、市の総面積の 68.5%を占めています。中でも住宅、商業、工業などの宅地が約 1,840 ha (40.4%) と最も広く、次いで道路や鉄道用地、公園等の公共空地が約 815 ha (17.9%) となっています。また、総面積のうち、市街化区域は、約 2,521 ha (55.3%)、市街化調整区域は約 2,034ha (44.7%) となっています。

【平成 19 年 1 月 1 日現在】

総面積	45.55
田	0.65
畑	8.58
宅地	17.75
池沼	0.01
山林	1.70
原野	0.11
その他	16.75



## 1-6 交通

本市を通過している鉄道は、J R 高崎線と宇都宮線が通過しています。また、昭和 57 年には東北・上越新幹線が開業し、昭和 58 年にはそれと並行して埼玉新都市交通ニューシャトルが開業し、本市の原市地区を通過しています。道路は、J R 高崎線と並行して国道 17 号線が縦貫し、国道 16 号東大宮バイパスが原市地区を通過しています。さらには、本市西側地域に上尾道路の都市計画道路が予定されています。

## 1-7 産業

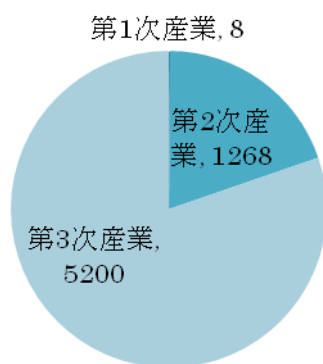
### 【産業別事業所数及び従業員数】

第1次産業	8件	192人
第2次産業	1,268件	18,288人
第3次産業	5,200件	52,731人

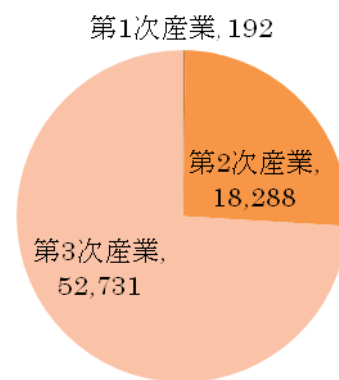
### 【従業員数の多い業種】

1 卸売り小売業	18,288人
2 製造業	14,247人
3 医療・福祉	6,642人

### 産業別企業事業所件数



### 産業別従業員数



## 第2章 地球環境問題

### 2-1 地球環境問題

地球環境問題とは、環境問題の中でも地球全体に影響を与える問題であり、工業化の進展や自動車の普及に伴う大気汚染や酸性雨、工業排水や生活排水等による水質汚染や土壌汚染、フロンガスの排出によるオゾン層破壊、主に二酸化炭素等の温室効果ガスの放出による地球温暖化や海面上昇・凍土融解、大規模開発に伴う生態系の破壊・砂漠化の進行等、問題が広範で多岐に渡ります。これらの問題は、各国の利害の対立や先進国と途上国との対立が大きく、それらの解決を図らなくてはならないという要因を含んでいます。

### 2-2 グリーン・ニューディール

2008年10月22日、国際連合環境計画（UNEP）の事務局長アキメ・シュタイナーは、ロンドンで「グローバル・グリーン・ニューディール」と呼ばれるグリーン経済イニシアティブを発表し、世界ではこの「グローバル・グリーン・ニューディール」が盛り上がりを見せています。アメリカの第44代大統領にバラク・オバマ氏が就任し、大統領任期中に代替エネルギーを促進するために、今後10年間で再生可能エネルギーへの1,500億ドルの投資や、公共施設の省エネ化による500万人分の雇用を創出し、排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード）を通じて、2050年までに温室効果ガスを80%削減することを表明しました。一方アジアでは、中国が2年間で約6,000億ドルの環境・エネルギー分野に投入することを表明し、日本と韓国が雇用創出と経済成長を刺激するために、環境対策に数十億ドルを投資することを表明しました。日本では、環境ビジネス市場を拡大し、100万人分の雇用を創出する方針を発表し、韓国も、今後4年間で380億ドルを環境に優しいプロジェクト（環境配慮型の輸送ネットワークづくり、省エネ住宅を200万戸提供、河川浄化等36件の事業）に投資し、96万人分の雇用創出することを発表しました。

## 2-3 温暖化対策

地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した気候変動枠組み条約（1992年地球サミットにて採択）の目標を達成するため、1997年12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガス削減目標などを示した「京都議定書」が採択されました。この京都議定書によって我が国は、第1約束期間である2008年～2012年に、温室効果ガスの排出量を基準年の1990年比で6%（先進国全体で最低5%）削減することを義務付けました。しかしながら、アメリカ、中国など主要な排出国が削減義務を負っていないなど課題が残る結果となりました。また、2008年7月に先進8カ国（日本・米・英・伊・加・独・仏・露）とEUにより、北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化が主要テーマとして取り上げられました。2050年までに、温室効果ガスの排出量を世界全体で最低でも半減する「クールアース推進構想」（日本が提案）という目標を立て、共有し採択を求めていくことになりました。

## 2-4 埼玉県の問題

埼玉県では、地球温暖化問題に対し、「埼玉県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。

過去30年間で、6,514haの平地林が消失し、また、ヒートアイランド現象が進行していることに対して「みどりと川の再生」を重点的に取り組んでいます。毎年の自動車税の1.5%相当額（自動車1台あたり約500円）と寄付金による積み立てを財源とする「彩の国みどりの基金」を創設し、森林の保全・活用、身近な緑の保全・創出・活用、環境に関する意識の醸成、県民運動としてのみどりの保全と創出をしていくこととしています。



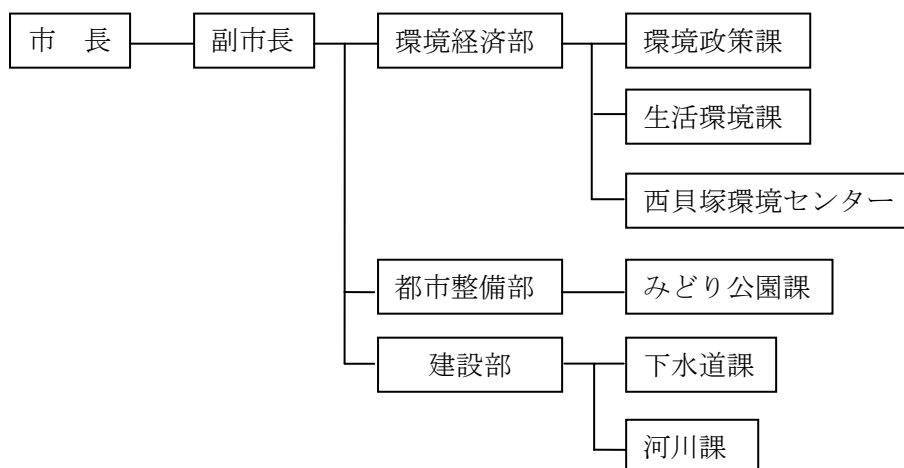
## 第3章 環境推進体制

### 3-1 上尾市環境政策推進会議

上尾市環境基本条例第22条では、「市では、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。」としています。これに基づき、平成10年9月に助役を会長とし、副会長1名、委員12名で構成する上尾市環境政策推進会議を設置しました。平成19年度は副市長が会長に、平成20年8月からは市長が会長となりました。

この組織は、庁内の横断的組織であり、主な役割は、上尾市環境基本計画に基づく環境の保全及び創造を目的とする事業の推進及び調整に関する事、環境に影響を及ぼす事業の上尾市環境基本計画との整合に係る調整に関する事、上尾市環境基本計画の進行管理に関する事、その他環境の保全及び創造に関する施策に関する事などです。

### 3-2 環境行政機構



### 3-3 所掌事務

#### 環境経済部

##### 環境政策課

- (1) 環境政策の企画に関すること。
- (2) 環境マネジメントに関すること。
- (3) 地球温暖化防止対策に関すること。
- (4) 上尾市生活情報センターとの連絡調整に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設に関すること。
- (6) 上尾市斎場の運営に関すること。
- (7) コミュニティ施設の建設に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。

##### 生活環境課

- (1) 生活環境に関すること。
- (2) し尿処理に関すること。
- (3) 狂犬病予防に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関すること。
- (5) ペット霊園に関すること。
- (6) 化製場に関すること。
- (7) 動物の飼養及び収容に関すること。
- (8) 環境美化に関すること。
- (9) 生活排水対策に関すること。
- (10) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の防止対策に関すること。
- (11) 土砂のたい積に関すること。

##### 西貝塚環境センター

- (1) 廃棄物に関すること。
- (2) 廃棄物の処理手数料等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理業に関すること。
- (4) 一般廃棄物の最終処分に関すること。
- (5) 廃棄物処理施設の管理運営に関すること。
- (6) 業務用諸資材の維持管理に関すること。
- (7) 職員の労務管理に関すること。
- (8) センター周辺の地域整備に関すること。
- (9) 健康プラザに関すること。
- (10) その他センターの管理運営に関すること。

## 都市整備部

### みどり公園課

- (1) 公園緑地の総合的な整備及び計画に関すること。
- (2) 都市公園その他の公園の管理に関すること。
- (3) 街路樹及び緑地帯の管理に関すること。
- (4) 緑化推進に関すること。
- (5) 自然保護に関すること。
- (6) 生産緑地に関すること。
- (7) 上尾市自然学習館に関すること。
- (8) 上尾市バーベキュー場に関すること。

## 建設部

### 下水道課

- (1) 下水道事業の総務に関すること。
- (2) 下水道施設等の管理に関すること。
- (3) 排水設備の普及に関すること。
- (4) 下水道の計画に関すること。
- (5) 下水道工事に関すること。

### 河川課

- (1) 準用河川、都市下水路及び水路の管理に関すること。
- (2) 準用河川及び水路の調査、計画及び工事に関すること。
- (3) 都市下水路の調査、計画及び工事に関すること。

### 3-4 上尾市環境審議会

本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するために、上尾市環境審議会条例に基づき、平成6年8月1日に上尾市環境審議会が設置されました。(第I期 平成7年5月24日～平成9年5月23日)

平成19年度の審議会については、以下のことについて審議しました。

平成19年度第1回上尾市環境審議会 実施日 平成19年6月4日(月) 場所 市役所全員協議会室 (議会棟4階)	
内容	①これまでの審議会のまとめについて ②第VII期審議会の課題について ③環境マネジメントシステムについて

平成19年度第2回上尾市環境審議会 実施日 平成19年11月19日(月) 場所 市役所全員協議会室 (議会棟4階)	
内容	①平成18年度温室効果ガス排出状況について ②上尾市地球温暖化防止事項計画の取り組み状況について ③上尾市環境基本計画の進捗状況について

平成19年度第3回上尾市環境審議会 実施日 平成20年1月25日(金) 場所 市役所全員協議会室 (議会棟4階)	
内容	①環境マネジメントシステムについて ②上尾市環境基本計画の見直し方針について

上尾市環境審議会委員名簿(平成19年5月24日現在)50音順、敬称略

区分		氏名	所属
市議会議員	1	糟谷 珠紀	上尾市議会
	2	斎藤 隆志	上尾市議会
	3	清水 義憲	上尾市議会
学識経験者	4	村上 公久 ◎	聖学院大学
	5	恵 小百合	江戸川大学
	6	鈴木 敏資	NPO法人 環境サポート埼玉
関係団体の代表者	7	吉原 博	上尾市区長会連合会
	8	太田 篤實	上尾商工会議所
	9	大塚 金三郎	上尾市農業協同組合
	10	小川 早枝子 ○	(財)埼玉県生態系保護協会
	11	雨宮 文子	上尾市女性団体協議会
	12	宮沢 正美	上尾市消費者団体連絡会
	13	石井 俊一郎	上尾市PTA連合会
関係行政機関の職員	14	野田 千鶴子	上尾警察署
	15	新保 治	埼玉県中央環境管理事務所

◎ 会長 ○ 副会長

### 3-5 上尾市環境推進協議会

上尾市環境基本条例第26条では、「市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。」としています。会員が相互に緊密な連携を図りながら、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる循環型社会の構築を目指すことを目的として上尾市環境推進協議会が設置されました。

【19年度の主な取り組み】

事業名	実施回数	事業内容
役員会	7回	上尾市環境推進協議会の運営について具体的に検討します。全体会や総会の開催内容についてもこの場で話し合われます。
総会	1回	平成19年4月26日(木)に開催し、平成18年度事業報告及び19年度の事業計画について審議を行いました。
全体会	1回	年度前半の事業報告と後半の事業予定の会員への情報提供のため開催します。
環境パネル展	2回	会員の、環境保全及び創造の取り組み活動をパネル展示にて紹介しました。環境月間の6月に市役所1階市民ホールで、また11月に行われるあげお工業フェアで展示しました。
上尾市環境推進大会	1回	<p>6月の環境月間にちなみ、環境負荷の少ない持続発展可能な循環型社会構築を目的とした環境啓発イベントを開催しました。</p> <p>平成19年6月2日(土) 午前10時から12時まで 上尾市文化センター5階小ホール及び501講座室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第6回あげお環境賞授賞式 【受賞者】原市三区町内会</li> <li>ごみ散乱防止策の環境美化啓発ポスター優秀作品の表彰式</li> <li>講演会 (浅羽 理恵氏 環境省 環境カウンセラー) テーマ 地球温暖化を防ぐために、私たちができること</li> </ol> <p>⑤ごみ散乱防止策の環境美化啓発ポスター作品展示 (5階501講座室)</p>

事業名	実施回数	事業内容
環境問題学習会	2回	<p>主に市内の環境問題に関する講演を開催しました。</p> <p>第1回 平成19年8月9日(木) 午後6時30分～午後8時30分まで 上尾市コミュニティセンター2階 第2集会室 ごみ減量化について 植田幸一氏(上郷区環境部 リサイクル班)</p> <p>第2回 平成20年2月14日(木) 午後6時30分～ 上尾公民館 503講座室 製造業の環境問題対策を語る 高津 和宣氏(日産ディーゼル工業株式会社・ 生産技術企画部 環境管理担当次長)</p>
あげお環境賞の募集	1回	<p>環境の保全意識の醸成を目的に、表彰団体・個人を募集しました。役員会で選考のうえ、翌年の上尾市環境推進協議会で表彰を行います。</p> <p>募集期間 平成19年11月1日(木)～平成20年1月18日(金)</p>
自然観察会	2回	<p>市の里山の自然景観の保全と創造を目的に毎年、以下の環境保全活動や自然観察会を行っています。</p> <p>◆ 鴨川の冬鳥観察会ワシ・タカの観察会とサクラソウトラスト地の草抜き事業 平成19年12月7日(日) 午前9時30分～午後1時30分 サクラソウトラスト地において草抜き(約1時間の簡易作業)とワシ・タカの観察を行いました。</p> <p>◆ 鴨川の冬鳥観察会 平成20年1月24日(土) 午前9時45分～11時30分 徒歩で鴨川の野鳥を観察しました。</p>

## 第4章 上尾市環境基本計画

### 4-1 上尾市環境基本計画の概要

上尾市環境基本計画は平成9年9月に制定された上尾市環境基本条例に基づき、平10年3月に策定されました。また、策定にあたっては、上尾市環境基本条例第8条に基づき、市民、事業者、市の三者のパートナーシップのもとに策定しています。この計画は、環境の将来像や長期的目標を定め、その実現に向けた総合的な施策を明らかにし、同条例の基本理念である健全で恵み豊かな環境を保持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することが出来る循環型社会の構築を目指した、総合的な計画です。

### 3-2 望ましい環境像

## 『人と地球にやさしい サイクルタウン・あげお』

この『サイクルタウン』は、  
“**循環**”型社会の構築を目指して  
いくこと、地球温暖化を防止する  
ために、省エネ・省資源を進め、車  
の使用を控え、“**自転車**”の利用を  
推進していこうという意味が込めら  
れています。

また、望ましい環境像を実現する  
ための3つのテーマ（基本目標）を  
設定し、それぞれに体系的に各種  
施策の展開を図っています。





## 4-2 上尾市環境基本計画目標体系

この計画では、「やすらぎのあるまちに」、「清らかで安全なまちに」、「次世代のあげおのために」を3つの基本目標に、基本目標ごとに項目別の目標水準を設定しています。

### やすらぎのあるまちに

#### 自然を守り育てるまち

緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域を保護し、市全体の自然の豊かさと多様性の向上を目指します。また、自然とふれあい、その大切さを実感することを目標とします。

#### 水辺や緑が身近にあるまち

市街地における緑や水辺の総量を増やし、暮らしの中でその豊かさを実感できることを目標とします。食糧生産の場として、長い間維持管理されてきた農地は、大気浄化や水源かん養、保健休養、多様な野生生物の保全など多くの環境保全機能を有しています。このような農地がもたらす恵みは地域社会全体が等しく享受しているものであり、その環境保全機能を適切に評価し、農地がもつ環境保全機能の維持向上を目標とします。

#### 五感にやさしいまち

緑や花のかおり、鳥のさえずり、水のせせらぎ、祭りばやしなど地域の自然と歴史を活かしたまちづくりを進め、まちの風景、音、かおりで安らぎや四季の移り変わりが感じられることを目標とします。

### 清らかで安全なまちに

#### 公害のないまち

大気、水質、騒音に係る環境基準の達成を目指すとともに、市民が健康に生活できるような環境を目標とします。

また、土壌汚染や地下水汚染のほか、近年注目されているダイオキシン類をはじめとする環境ホルモン、また未規制物質や顕在化していない現象に対しても未然防止に努め、市民の健康が将来にわたって保障されることを目標とします。

#### 安心できるまち

地震などの災害に強いまちにするとともに、安全に快適に歩くことができ、ゆとりが感じられることを目標とします。

#### 清潔なまち

市内全域が清潔で美しいまちなみを保つことを目標とします。

## 次世代のあげおのために

#### 資源を大切にすまち

限りあるエネルギーや資源を節約し、大切に利用するとともに、廃棄物をごみとせず、資源が循環するまちの実現を目標とします。

#### 環境を思いやるまち

市民一人ひとりが地球環境について考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践することを目標とします。

## 上尾市環境基本条例より抜粋

#### (基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
  - 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

【上尾市環境基本計画目標体系】

基本目標 3項目	項目別目標 8項目	個別目標 30項目	
1. やすらぎのあるまちに	1. 自然を守り育てるまち	1. 今ある自然の保護・保全	
		2. 自然とのふれあいの促進	
	2. 水辺や緑が身近にあるまち	3. 緑化の推進	
		4. 水辺環境の保全・整備	
		5. 公園の整備	
		6. 農地の保全・活用	
	3. 五感にやさしいまち	7. サウンドスケープデザイン	
		8. 四季のかおりを感じるまちづくり	
		9. 景観の保全・整備	
		10. 歴史的・文化的環境の保全・整備	
2. 清らかで安全なまちに	4. 公害のないまちに	11. 大気汚染の防止	
		12. 水質汚濁の防止	
		13. 騒音・振動の防止	
		14. 悪臭の防止	
		15. 地盤沈下の防止	
		16. 地下水汚染の防止	
		17. 新たな公害の未然防止	
	5. 安心できるまち	18. 円滑な道路交通	
		19. 災害に強いまちづくり	
		20. ゆとりの確保	
	6. 清潔なまち	21. 下水道の整備	
		22. ごみ散乱対策の強化	
	3. 次世代のあげおのために	7. 資源を大切にするまち	23. ごみ資源・リサイクルの推進
			24. 省資源・省エネルギーの推進
25. 歩行・自転車利用促進			
26. 水資源の有効利用			
8. 環境を思いやるまち		27. 環境に関する生涯学習の推進	
		28. 環境保全型の施設整備	
		29. コミュニティ活動の促進	
		30. 地球市民としての行動	

## 第2章 地球環境問題

### 2-1 地球環境問題

地球環境問題とは、環境問題の中でも地球全体に影響を与える問題であり、工業化の進展や自動車の普及に伴う大気汚染や酸性雨、工業排水や生活排水等による水質汚染や土壌汚染、フロンガスの排出によるオゾン層破壊、主に二酸化炭素等の温室効果ガスの放出による地球温暖化や海面上昇・凍土融解、大規模開発に伴う生態系の破壊・砂漠化の進行等、問題が広範で多岐に渡ります。これらの問題は、各国の利害の対立や先進国と途上国との対立が大きく、それらの解決を図らなくてはならないという要因を含んでいます。

### 2-2 グリーン・ニューディール

2008年10月22日、国際連合環境計画（UNEP）の事務局長アキメ・シュタイナーは、ロンドンで「グローバル・グリーン・ニューディール」と呼ばれるグリーン経済イニシアティブを発表し、世界ではこの「グローバル・グリーン・ニューディール」が盛り上がりを見せています。アメリカの第44代大統領にバラク・オバマ氏が就任し、大統領任期中に代替エネルギーを促進するために、今後10年間で再生可能エネルギーへの1,500億ドルの投資や、公共施設の省エネ化による500万人分の雇用を創出し、排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード）を通じて、2050年までに温室効果ガスを80%削減することを表明しました。一方アジアでは、中国が2年間で約6,000億ドルの環境・エネルギー分野に投入することを表明し、日本と韓国が雇用創出と経済成長を刺激するために、環境対策に数十億ドルを投資することを表明しました。日本では、環境ビジネス市場を拡大し、100万人分の雇用を創出する方針を発表し、韓国も、今後4年間で380億ドルを環境に優しいプロジェクト（環境配慮型の輸送ネットワークづくり、省エネ住宅を200万戸提供、河川浄化等36件の事業）に投資し、96万人分の雇用創出することを発表しました。

## 2-3 温暖化対策

地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した気候変動枠組み条約（1992年地球サミットにて採択）の目標を達成するため、1997年12月に京都で開催された国連気候変動枠組み条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガス削減目標などを示した「京都議定書」が採択されました。この京都議定書によって我が国は、第1約束期間である2008年～2012年に、温室効果ガスの排出量を基準年の1990年比で6%（先進国全体で最低5%）削減することを義務付けました。しかしながら、アメリカ、中国など主要な排出国が削減義務を負っていないなど課題が残る結果となりました。また、2008年7月に先進8カ国（日本・米・英・伊・加・独・仏・露）とEUにより、北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化が主要テーマとして取り上げられました。2050年までに、温室効果ガスの排出量を世界全体で最低でも半減する「クールアース推進構想」（日本が提案）という目標を立て、共有し採択を求めていくことになりました。

## 2-4 埼玉県の問題

埼玉県では、地球温暖化問題に対し、「埼玉県地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。

過去30年間で、6,514haの平地林が消失し、また、ヒートアイランド現象が進行していることに対して「みどりと川の再生」を重点的に取り組んでいます。毎年の自動車税の1.5%相当額（自動車1台あたり約500円）と寄付金による積み立てを財源とする「彩の国みどりの基金」を創設し、森林の保全・活用、身近な緑の保全・創出・活用、環境に関する意識の醸成、県民運動としてのみどりの保全と創出をしていくこととしています。

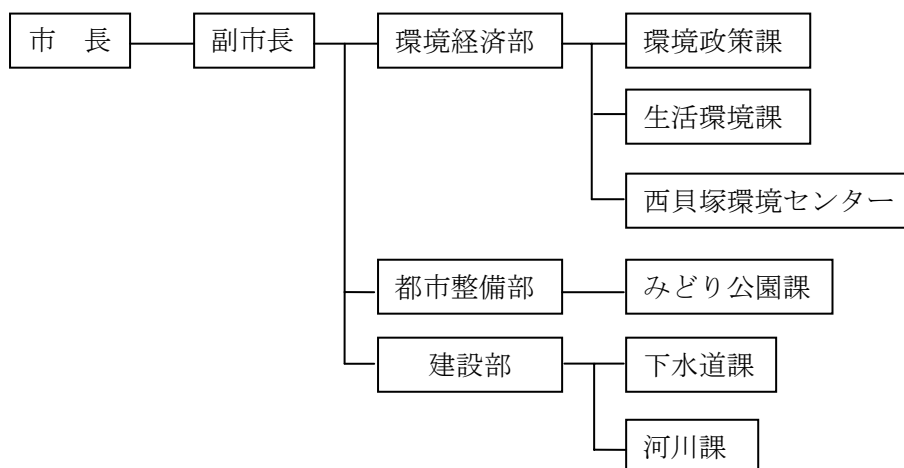
## 第3章 環境推進体制

### 3-1 上尾市環境政策推進会議

上尾市環境基本条例第22条では、「市では、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。」としています。これに基づき、平成10年9月に助役を会長とし、副会長1名、委員12名で構成する上尾市環境政策推進会議を設置しました。平成19年度は副市長が会長に、平成20年8月からは市長が会長となりました。

この組織は、庁内の横断的組織であり、主な役割は、上尾市環境基本計画に基づく環境の保全及び創造を目的とする事業の推進及び調整に関する事、環境に影響を及ぼす事業の上尾市環境基本計画との整合に係る調整に関する事、上尾市環境基本計画の進行管理に関する事、その他環境の保全及び創造に関する施策に関する事などです。

### 3-2 環境行政機構



### 3-3 所掌事務

#### 環境経済部

##### 環境政策課

- (1) 環境政策の企画に関する事。
- (2) 環境マネジメントに関する事。
- (3) 地球温暖化防止対策に関する事。
- (4) 上尾市生活情報センターとの連絡調整に関する事。
- (5) 廃棄物処理施設に関する事。
- (6) 上尾市斎場の運営に関する事。
- (7) コミュニティ施設の建設に関する事。
- (8) 部内の連絡調整に関する事。

##### 生活環境課

- (1) 生活環境に関する事。
- (2) し尿処理に関する事。
- (3) 狂犬病予防に関する事。
- (4) 墓地、埋葬等に関する事。
- (5) ペット霊園に関する事。
- (6) 化製場に関する事。
- (7) 動物の飼養及び収容に関する事。
- (8) 環境美化に関する事。
- (9) 生活排水対策に関する事。
- (10) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の防止対策に関する事。
- (11) 土砂のたい積に関する事。

##### 西貝塚環境センター

- (1) 廃棄物に関する事。
- (2) 廃棄物の処理手数料等に関する事。
- (3) 一般廃棄物処理業に関する事。
- (4) 一般廃棄物の最終処分に関する事。
- (5) 廃棄物処理施設の管理運営に関する事。
- (6) 業務用諸資材の維持管理に関する事。
- (7) 職員の労務管理に関する事。
- (8) センター周辺の地域整備に関する事。
- (9) 健康プラザに関する事。
- (10) その他センターの管理運営に関する事。

## 都市整備部

### みどり公園課

- (1) 公園緑地の総合的な整備及び計画に関すること。
- (2) 都市公園その他の公園の管理に関すること。
- (3) 街路樹及び緑地帯の管理に関すること。
- (4) 緑化推進に関すること。
- (5) 自然保護に関すること。
- (6) 生産緑地に関すること。
- (7) 上尾市自然学習館に関すること。
- (8) 上尾市バーベキュー場に関すること。

## 建設部

### 下水道課

- (1) 下水道事業の総務に関すること。
- (2) 下水道施設等の管理に関すること。
- (3) 排水設備の普及に関すること。
- (4) 下水道の計画に関すること。
- (5) 下水道工事に関すること。

### 河川課

- (1) 準用河川、都市下水路及び水路の管理に関すること。
- (2) 準用河川及び水路の調査、計画及び工事に関すること。
- (3) 都市下水路の調査、計画及び工事に関すること。



### 3-4 上尾市環境審議会

本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するために、上尾市環境審議会条例に基づき、平成6年8月1日に上尾市環境審議会が設置されました。(第I期 平成7年5月24日～平成9年5月23日)

平成19年度の審議会については、以下のことについて審議しました。

平成19年度第1回上尾市環境審議会 実施日 平成19年6月4日(月) 場所 市役所全員協議会室 (議会棟4階)	
内容	①これまでの審議会のまとめについて ②第VII期審議会の課題について ③環境マネジメントシステムについて

平成19年度第2回上尾市環境審議会 実施日 平成19年11月19日(月) 場所 市役所全員協議会室 (議会棟4階)	
内容	①平成18年度温室効果ガス排出状況について ②上尾市地球温暖化防止事項計画の取り組み状況について ③上尾市環境基本計画の進捗状況について

平成19年度第3回上尾市環境審議会 実施日 平成20年1月25日(金) 場所 市役所全員協議会室 (議会棟4階)	
内容	①環境マネジメントシステムについて ②上尾市環境基本計画の見直し方針について

上尾市環境審議会委員名簿(平成19年5月24日現在)50音順、敬称略

区分		氏名	所属
市議会議員	1	糟谷 珠紀	上尾市議会
	2	斎藤 隆志	上尾市議会
	3	清水 義憲	上尾市議会
学識経験者	4	村上 公久 ◎	聖学院大学
	5	恵 小百合	江戸川大学
	6	鈴木 敏資	NPO法人 環境サポート埼玉
関係団体の代表者	7	吉原 博	上尾市区長会連合会
	8	太田 篤實	上尾商工会議所
	9	大塚 金三郎	上尾市農業協同組合
	10	小川 早枝子 ○	(財)埼玉県生態系保護協会
	11	雨宮 文子	上尾市女性団体協議会
	12	宮沢 正美	上尾市消費者団体連絡会
	13	石井 俊一郎	上尾市PTA連合会
関係行政機関の職員	14	野田 千鶴子	上尾警察署
	15	新保 治	埼玉県中央環境管理事務所

◎ 会長 ○ 副会長

### 3-5 上尾市環境推進協議会

上尾市環境基本条例第26条では、「市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。」としています。会員が相互に緊密な連携を図りながら、環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる循環型社会の構築を目指すことを目的として上尾市環境推進協議会が設置されました。

【19年度の主な取り組み】

事業名	実施回数	事業内容
役員会	7回	上尾市環境推進協議会の運営について具体的に検討します。全体会や総会の開催内容についてもこの場で話し合われます。
総会	1回	平成19年4月26日(木)に開催し、平成18年度事業報告及び19年度の事業計画について審議を行いました。
全体会	1回	年度前半の事業報告と後半の事業予定の会員への情報提供のため開催します。
環境パネル展	2回	会員の、環境保全及び創造の取り組み活動をパネル展示にて紹介しました。環境月間の6月に市役所1階市民ホールで、また11月に行われるあげお工業フェアで展示しました。
上尾市環境推進大会	1回	<p>6月の環境月間にちなみ、環境負荷の少ない持続発展可能な循環型社会構築を目的とした環境啓発イベントを開催しました。</p> <p>平成19年6月2日(土) 午前10時から12時まで 上尾市文化センター5階小ホール及び501講座室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第6回あげお環境賞授賞式 【受賞者】原市三区町内会</li> <li>ごみ散乱防止策の環境美化啓発ポスター優秀作品の表彰式</li> <li>講演会 (浅羽 理恵氏 環境省 環境カウンセラー) テーマ 地球温暖化を防ぐために、私たちができること</li> </ol> <p>⑤ごみ散乱防止策の環境美化啓発ポスター作品展示 (5階501講座室)</p>

## 第4章 上尾市環境基本計画

### 4-1 上尾市環境基本計画の概要

上尾市環境基本計画は平成9年9月に制定された上尾市環境基本条例に基づき、平10年3月に策定されました。また、策定にあたっては、上尾市環境基本条例第8条に基づき、市民、事業者、市の三者のパートナーシップのもとに策定しています。この計画は、環境の将来像や長期的目標を定め、その実現に向けた総合的な施策を明らかにし、同条例の基本理念である健全で恵み豊かな環境を保持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することが出来る循環型社会の構築を目指した、総合的な計画です。

### 3-2 望ましい環境像

## 『人と地球にやさしい サイクルタウン・あげお』

この『サイクルタウン』は、  
“**循環**”型社会の構築を目指して  
いくこと、地球温暖化を防止する  
ために、省エネ・省資源を進め、車  
の使用を控え、“**自転車**”の利用を  
推進していこうという意味が込めら  
れています。

また、望ましい環境像を実現する  
ための3つのテーマ（基本目標）を  
設定し、それぞれに体系的に各種  
施策の展開を図っています。



## 4-2 上尾市環境基本計画目標体系

この計画では、「やすらぎのあるまちに」、「清らかで安全なまちに」、「次世代のあげおのために」を3つの基本目標に、基本目標ごとに項目別の目標水準を設定しています。

### やすらぎのあるまちに

#### 自然を守り育てるまち

緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域を保護し、市全体の自然の豊かさと多様性の向上を目指します。また、自然とふれあい、その大切さを実感することを目標とします。

#### 水辺や緑が身近にあるまち

市街地における緑や水辺の総量を増やし、暮らしの中でその豊かさを実感できることを目標とします。食糧生産の場として、長い間維持管理されてきた農地は、大気浄化や水源かん養、保健休養、多様な野生生物の保全など多くの環境保全機能を有しています。このような農地がもたらす恵みは地域社会全体が等しく享受しているものであり、その環境保全機能を適切に評価し、農地がもつ環境保全機能の維持向上を目標とします。

#### 五感にやさしいまち

緑や花のかおり、鳥のさえずり、水のせせらぎ、祭りばやしなど地域の自然と歴史を活かしたまちづくりを進め、まちの風景、音、かおりで安らぎや四季の移り変わりが感じられることを目標とします。

### 清らかで安全なまちに

#### 公害のないまち

大気、水質、騒音に係る環境基準の達成を目指すとともに、市民が健康に生活できるような環境を目標とします。

また、土壌汚染や地下水汚染のほか、近年注目されているダイオキシン類をはじめとする環境ホルモン、また未規制物質や顕在化していない現象に対しても未然防止に努め、市民の健康が将来にわたって保障されることを目標とします。

#### 安心できるまち

地震などの災害に強いまちにするとともに、安全に快適に歩くことができ、ゆとりが感じられることを目標とします。

#### 清潔なまち

市内全域が清潔で美しいまちなみを保つことを目標とします。

## 次世代のあげおのために

#### 資源を大切にすまち

限りあるエネルギーや資源を節約し、大切に利用するとともに、廃棄物をごみとせず、資源が循環するまちの実現を目標とします。

#### 環境を思いやるまち

市民一人ひとりが地球環境について考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践することを目標とします。

## 上尾市環境基本条例より抜粋

#### (基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
  - 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

【上尾市環境基本計画目標体系】

基本目標 3項目	項目別目標 8項目	個別目標 30項目	
1. やすらぎのあるまちに	1. 自然を守り育てるまち	1. 今ある自然の保護・保全	
		2. 自然とのふれあいの促進	
	2. 水辺や緑が身近にあるまち	3. 緑化の推進	
		4. 水辺環境の保全・整備	
		5. 公園の整備	
		6. 農地の保全・活用	
	3. 五感にやさしいまち	7. サウンドスケープデザイン	
		8. 四季のかおりを感じるまちづくり	
		9. 景観の保全・整備	
		10. 歴史的・文化的環境の保全・整備	
2. 清らかで安全なまちに	4. 公害のないまちに	11. 大気汚染の防止	
		12. 水質汚濁の防止	
		13. 騒音・振動の防止	
		14. 悪臭の防止	
		15. 地盤沈下の防止	
		16. 地下水汚染の防止	
		17. 新たな公害の未然防止	
	5. 安心できるまち	18. 円滑な道路交通	
		19. 災害に強いまちづくり	
		20. ゆとりの確保	
	6. 清潔なまち	21. 下水道の整備	
		22. ごみ散乱対策の強化	
	3. 次世代のあげおのために	7. 資源を大切にするまち	23. ごみ資源・リサイクルの推進
			24. 省資源・省エネルギーの推進
25. 歩行・自転車利用促進			
26. 水資源の有効利用			
8. 環境を思いやるまち		27. 環境に関する生涯学習の推進	
		28. 環境保全型の施設整備	
		29. コミュニティ活動の促進	
		30. 地球市民としての行動	

## 第5章 望ましい環境像に向けて

### 5-1 自然を守り育てるまち

緑地の保全として緑の公有地化を進めており、「上尾市藤波・中分ふるさとの緑の景観地」（平成19年度までの市買収分15,760㎡、県買収分10,703㎡）、「原市ふるさとの緑の景観地」（平成19年度までの市買収分7,304㎡、県買収分3,755㎡）として市と県が共同して買収しており、今後も引き続き「上尾市みどりの基金」を活用して買収を行ってまいります。

さらに、保存樹林の中から特に良好なものを特別緑地に指定し、「ふれあいの森」（8か所）として市民に開放し、維持管理に協力しています。

【原市景観地】



【藤波・中分景観地】



自然観察会や野外活動、農業体験など自然体験の場を提供するために、丸山公園の拡張用地内に設立された「自然学習館」において、自然観察会や体験学習等を行っています。また、上尾天文台では40cm反射望遠鏡（1台）、車椅子対応の15cm屈折望遠鏡（1台※現在故障中）、12.8cm屈折望遠鏡（3台）を備え、天体観望会、太陽の観察会や、天体相談、天文台施設見学も行っています。

環境保全団体の育成・支援については、環境保全団体との共催により毎年、環境月間である6月に市役所1階市民ホール、11月にあげお工業フェア（市民体育館内）にて環境パネル展を開催していることに加え、平成11年度から環境保全活動に取り組む団体を育成するため、自発的な環境保全活動を行っている市内の民間団体に補助金を交付しています。



## 5-2 水辺や緑が身近にあるまち

昭和 48 年の「自然環境保全と緑化推進に関する条例」に基づき、19 年度末現在で、16 か所の保存樹林、126 本の樹木を指定しています。

また、河川の水質改善として、従来のコンクリートブロックから環境に配慮した緑化ブロックを採用し、河川本来の自然浄化作用を向上させ水質浄化を図る必要があります。上尾中堀川整備工事で多自然型ブロック工法による改修を 426.4m 行い、浅間川の上流も同様に改修を 483m 行いました。丸山都市下水路もコンクリート三面張りを木柵と、土の法面<sup>のりめん</sup>への変更を推進しています。

公園の整備に関しては、県営の上尾運動公園、市制施行 20 周年記念事業として昭和 53 年 5 月にオープンした上尾丸山公園（その後、天体観測施設を備えた自然学習館やバーベキュー場等を整備し約 14.88ha）など、都市緑地を含めて大小 120 か所、総面積 86.24ha あります。（平成 19 年度末現在）市面積(4,555ha)に対する公園面積は 1.89%になります。また、一人あたりの公園面積は 3.84 m<sup>2</sup>となります。

平成 10 年 5 月に開園した上平公園は、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として野球場、テニスコート、多目的広場のほか、既存林を生かし、安らぎのある公園として整備され、平成 16 年に国体の会場として使用されました。既存林では、散歩やジョギングも楽しめます。

農地の保全に関しては、急激な都市膨張は市内全域にわたりスプロール的土地利用が顕著となっており、本市の農業は後継者不足による農業労働力の高齢化、農業経営環境の悪化など、農業を取り巻く諸条件が悪化しています。低農薬農法や有機農法等の自然農法を奨励として、減農薬・減化学肥料による栽培認定を 1 件行いました。

### 5-3 五感にやさしいまち

上尾駅東口の旧中山道や市西側の都市計画道路西宮下中妻線の一部区間において電線類の地中化を実施しています。整備延長は、約 1,395m になります。

【上尾駅東口の様子】



屋外広告物については、平成 14 年度より許可事務を行っています。景観の保全のため、市内の捨て看板等の撤去作業も行っています。平成 19 年度は、貼り紙 2, 557 枚、貼り札 4,811 枚、立て看板 285 枚の合計 7,653 枚の撤去を行いました。

## 5-4 公害のないまちに

### 5-4-1 大気汚染の防止

#### (1) 大気汚染の防止

大気汚染物質の主要な発生源は、生産活動をしている工場・事業場などの固定発生源及び自動車の使用等による移動発生源から排出される他、火山噴火などによる自然発生的なものもあります。大気汚染物質として、ばい煙（硫黄酸化物  $\text{SO}_x$ 、ばいじん、有害物質 5 種）、粉じん（一般粉じん、特定粉じん）、自動車排出ガス、特定物質(28 物質)、有害大気汚染物質(有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 234 物質、うち優先取組物質 22 物質、指定物質 3 物質)が大気汚染防止法で定められています。

現在、二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ )、二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )、浮遊粒子状物質 (SPM)、光化学オキシダント ( $\text{O}_x$ ) の 5 項目について環境基準が定められています。環境基準の評価方法には短期的評価と長期的評価があります。一般的に二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、健康に慢性的影響を及ぼすことから長期的評価が行われ、光化学オキシダントについては、急性的影響を及ぼすことから短期的評価が行われています。

#### (2) 環境基準と評価方法

環境基準とは、環境基本法第 16 条に基づいて、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで達成維持することが望ましいとされる政府が定める環境行政上の基準であり目標です。これは行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）と異なります。市は、これを目標として各種対策を進めています。

【環境基準（大気）】

	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox) ※1
短期基準	1時間値 0.1ppm以下	—	1時間値 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	1時間値 0.06ppm以下
長期基準 (2%除外値)	1日平均値 0.4ppm以下	—	1時間値 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	—
長期基準 (98%値)	—	1日平均値0.04ppm から0.06ppmま でのゾーン内又はそ れ以下	—	—
測定方法	溶液導電率法又は 紫外線蛍光法	ザルツマン試薬を 用いる吸光度法 又はオゾンを用い る化学発光法	濾過捕集による 重量濃度測定方 法又はこの方法 によって測定さ れた重量濃度と 直線的な関係を 有する量が得ら れる光散乱法、 圧電天びん法若 しくはベータ線 吸収法	中性ヨウ化カリウム 溶液を用いる吸光 光度法若しくは電 量法、紫外線吸収 法又はエチレンを 用いる化学発光 法
告示年月日	昭和48年5月16日	昭和53年7月11日	昭和48年5月8日	

【大気汚染の評価方法】

短期的評価	測定を行った日の1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。特に、光化学オキシダントについては、環境基準の設定が1時間値のみであることから、昼間(午前5時～午後8時)の1時間値が1度でも環境基準値を超えた場合、環境基準未達成と評価されている。
長期的評価 (2%除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較する評価方法。※1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には環境基準未達成とする。
長期的評価 (98%値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低いほうから数えて98目にあたる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較する評価方法。

### (3) 測定結果

これら大気汚染の現状を把握するために、本市では埼玉県の大気汚染常時監視測定局(市内浅間台三丁目の浅間台大公園に設置)により大気環境の監視を行っています。

測定項目は二酸化硫黄、浮遊粒子物質、窒素酸化物、光化学オキシダント及び風向、風速です。平成19年度における各測定項目ごとの経年変化を“資料編”に示しました。

#### 【環境基準適合状況】

	物質名					
	二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)		光化学オキシダント (O <sub>3</sub> )
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下		1時間値の1日平均値0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下		1時間値が0.06ppm以下
	短期	長期 (2%除外値)	長期 (98%値)	短期	長期 (2%除外値)	短期
H15	○	○	○	○	×	×
H16	○	○	○	○	×	×
H17	○	○	○	○	○	×
H18	○	○	○	○	×	×
H19	○	○	○	○	○	×

#### 備考

1. 二酸化硫黄の年平均値の経年変化では、近年その濃度は0.01ppm以下です。
2. 二酸化窒素の年平均値19年の月平均値は0.02ppm以下です。
3. 光化学スモッグの主要原因物質である光化学オキシダントは1時間値が毎年0.06ppm以上になる日があり環境基準を達成できていません。しかし、平成19年11月12月において、0.06ppmを下回っていました。

#### (4) 光化学スモッグ

自動車の排出ガスや工場のばい煙などに含まれ、大気中に排出された窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)や炭化水素(HC)等が、上空で太陽の強い紫外線の影響を受けて複雑な化学反応を起こし、大量のオゾンが発生すると、このオゾンはさらにオキシダント(強酸化性物質)と称される二次汚染物質を形成します。これを光化学オキシダントといいます。

上空において光化学的に発生したオゾンは、それ自体有害であって、このオゾンを一般的に光化学スモッグといいます。光化学スモッグは昭和48年から50年にかけて多発したことがあります。その後は沈静化傾向を示してはいますが依然環境基準を上回っている状態です。この光化学オキシダントが高濃度になると、目やのどの痛み、息苦しさ等の症状があらわれます。

また、大気中に存在する亜硫酸ガス(SO<sub>2</sub>:主として工場等の燃焼施設から排出される)が湿気と結びついて存在していると、これにオキシダントが作用して、硫酸となり地上に落下し、刺激性の被害を与えます。

埼玉県では、「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」を制定し、光化学スモッグの主要な指標となっている光化学オキシダントの常時測定を行い、発令基準に達すると各地区(本市は県南中央地区に属しています)ごとに注意報等を発令しています。

本市では県からの注意報等の発令を受けた場合、「上尾市大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、防災無線等により市内各所に注意報等を発令しています。

#### 【県南中部地区の光化学スモッグ発令状況】

	予報	注意報	警報	重大緊急報	健康被害届出人数 (上尾市)
平成15年度	7	13	0	0	64 (0)
平成16年度	17	15	0	0	2 (0)
平成17年度	9	18	1	0	320 (0)
平成18年度	12	12	0	0	24 (0)
平成19年度	11	21	0	0	0 (0)

光化学スモッグ予報・注意報などが発令されたら被害にあわないために …

- ・屋外での激しい運動は避けましょう
- ・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう
- ・乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害をうけやすいので、特に注意しましょう

(5) 大気関係の届け出状況

ばい煙や粉じんを多量に発生する工場・事業場については、施設ごとに大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例により、届け出が義務付けられています。下表は、市内における法律及び条例に該当する施設の設置状況です。

【平成 19 年度の特設施設等の届け出状況（大気関係）（平成 20 年 3 月 31 日現在）】

根拠（法）	届出施設	延べ件数	
		工場・事業所数	施設数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	79	198
	粉じん発生施設	0	0
埼玉県 生活環境保全条例	ばい煙発生施設	21	21
	粉じん発生施設	4	6

(6) 大気汚染に関する苦情件数

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
63	14	13	11	2

平成 15 年度は 60 件と大変多かったです。平成 16 年度から平成 18 年度は十数件に減少し、平成 19 年度は 2 件でした。

## (7) 改善対策

本市は、自転車利用促進のため、隣接市を結ぶサイクリングロードを平成 11 年度に整備しました。また、公用車の一部にハイブリッド車を導入し、低公害車導入の推進を行っています。さらに自動車交通量抑制として、毎週水曜日をノーカーデーとして、マイカー通勤の自粛や公用車の使用の自粛を実施しています。さらに、自転車駐車場（運営事業）の推進として、北上尾駅東口にある、「原新町自転車駐車場」は直営でシルバー人材センターに業務委託しています。また、サイクルポート南の土地建物、サイクルポート西、東の土地を上尾都市開発㈱に貸し、上尾都市開発㈱は駐輪場運営を行っています。

駅周辺交通の混雑緩和と放置自転車防止を目的として、「上尾市西口レンタサイクル」において、環境にやさしい乗り物である自転車のレンタルを行っています。

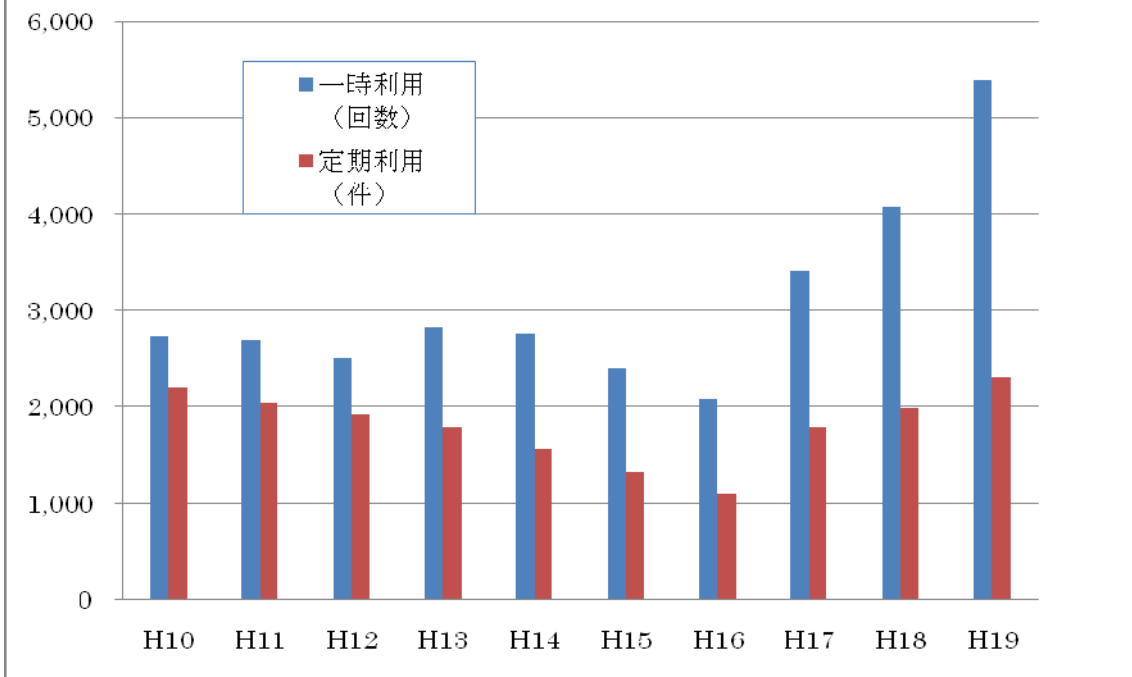
また、通勤・通学・買物等の利便を図るため、市内 6 コース（大石循環・大谷循環・平方循環・上平循環・原市循環・東西循環）を循環しています。市では県内最大のコミュニティバス「市内循環バスぐるっとくん」を平成 10 年 12 月から運行開始しています。運賃は 1 回 100 円（未就学児無料）。大気汚染及び地球温暖化防止のため、「ぐるっとくん」の燃料は圧縮天然ガス（CNG）を使用しており、CO<sub>2</sub>削減に貢献しています。駅西側運行バスと東西循環バスについては、環境に配慮した圧縮天然ガス（CNG）を燃料とする中型バス（5 台）を使用しています。また、駅東側は狭い道路を通るために CNG を燃料とする小型バス（1 台）と小型の低公害ディーゼル車（2 台）を使用しています。お年寄りや子供、身体の不自由な方でも乗り降りし易いように、すべてのバスを超低床式（ワンステップ 3 台、ノンステップ 5 台）とし、乗降口では車椅子で利用できるようにスロープ板を設置（引き出し式）し、聴覚の不自由な方のために、次の停留所を車内に電光表示するなどの装置を備えています。平成 18 年 1 月末に乗車 300 万人を達成し、平成 19 年度末に乗車 399 万人を達成しました。

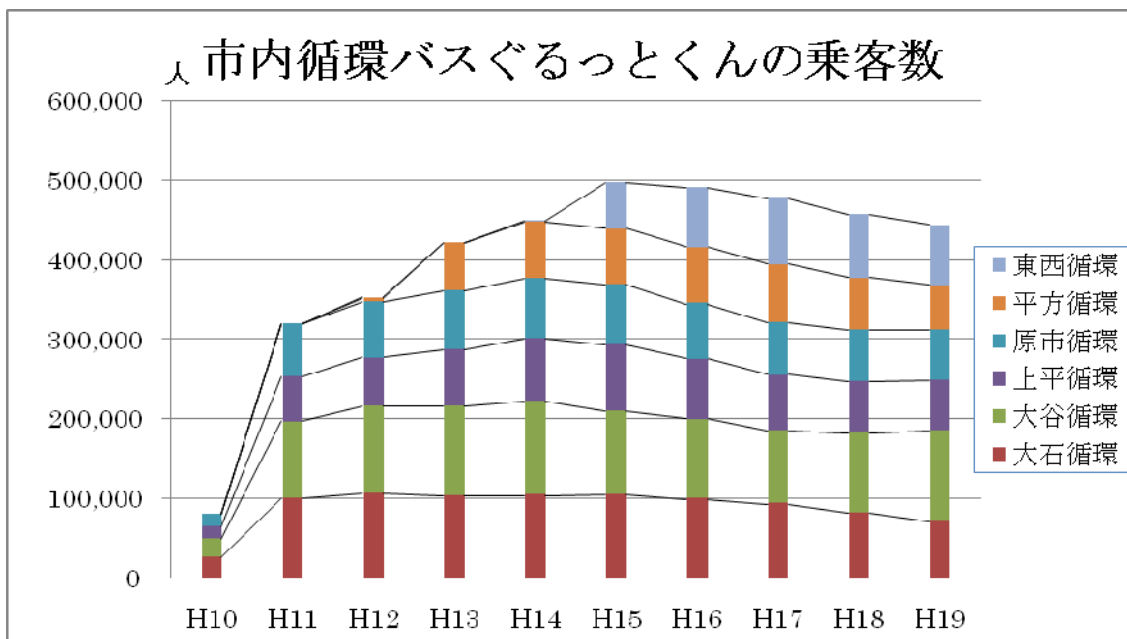


【サイクリングロード】



レンタサイクルの利用状況





【市内循環バス「ぐるっとくん」の乗客数（人）】

年度	総数	大石循環	大谷循環	上平循環	原市循環	平方循環	東西循環
H10	80,288	25,613	24,533	14,574	15,568	—	—
H11	320,310	100,646	96,485	56,512	66,667	—	—
H12	352,890	107,251	108,659	61,000	71,197	4,783	—
H13	422,286	103,799	112,998	70,414	74,825	60,250	—
H14	449,335	104,450	117,859	78,520	76,552	70,384	1,570
H15	497,807	105,787	104,770	82,762	76,000	70,056	58,432
H16	491,178	99,798	100,394	75,327	70,134	70,914	74,611
H17	478,416	93,797	91,830	70,083	66,695	72,532	83,479
H18	457,179	82,152	100,374	64,829	64,938	65,275	79,611
H19	444,583	70,996	114,290	63,569	64,050	55,795	75,883

## 5-4-2 水質汚濁の防止

### (1) 水質汚濁の概要

河川等の公共水域の水質汚濁は、工場・事業場の排水や家庭からの生活排水が主な原因です。かつては、工場・事業場の排水（目安はCOD値）が主な水質汚濁の原因になっていましたが、水質汚濁防止法による規制や工場・事業場への立ち入り検査の実施により着実に改善されています。その一方で、急速な都市化と生活水準の向上とともに、大量消費に伴う、食べ残しや残りかす・油等を含む家庭からの排水（目安はBOD値）等で著しく悪化しましたが、下水道整備や合併浄化槽の普及、生活排水対策の実施によりこちらも着実に改善されています。今なお、水質汚濁の原因となっている家庭からの生活排水対策として市では家庭から出る排水にも気を使いながら、「残さない、拭き取る、流さない」をテーマに、おいしい料理を作って食べる「エコクッキング」を開催しています。

【エコクッキングの様子】



## (2) 特定施設等の届出状況

水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例により、特定施設等を設置している工場、事業場には、届出が義務付けられています。

市内における特定施設等のある工場、事業場数（19年度新規届出数と延べ数）です。なお、本市は工場、事業場への立入調査を実施し、排水調査及び浄化対策等について指導しています。

### 【特定施設等の届け出状況】

根拠（法）	届出施設	工場・事業所数
水質汚濁防止法	特定施設（新規）	224
	特定施設（廃止）	
	（うち、立入調査対象）	68
埼玉県 生活環境保全条例	特定施設（新規）	9
	特定施設（廃止）	
	（うち、立入調査対象）	4

### (3) 環境基準

#### 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

昭和46年12月28日環境庁告示第59号

平成15年11月5日環境省告示第123号一部改正

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (Do)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50PMN/100mL 以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1000PMN/100mL 以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5000PMN/100mL 以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	100mg/L 以下	—
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	2mg/L 以上	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	—

ある水域に生活環境項目の環境基準を適用させる場合、知事又は政府は、その水域に当てはめる類型を指定します（これが類型指定です）。（環境基本法第16条第2項）。

河川の場合、一般項目にはAA、A、B、C、D、Eの6つの等級（＝類型）があり、類型ごとに基準値が定められています。

類型を指定すると、その水域には、その類型で設定されている基準値（例えば、河川で一般項目のA類型を指定すると、「pHは6.5以上8.5以下、BODは2mg/L以下、SSは25mg/L以下、DOは7.5mg/L以上、大腸菌群数は1,000PMN/100mL以下」という基準値）がセットで適用されます。上尾市では上流部分を除く鴨川と、綾瀬川が類型指定“C”を受けています。

人の健康の保護に関する環境基準（河川）

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 平成 11 年 2 月 22 日環境庁告示第 14 号改正

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ほう素	1 m g / L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とします。
- 2 「検出されないこと」とは、別に定める方法により測定した場合に、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいいます。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しなません。

健康項目は、カドミウム、全シアン、六価クロム等 26 項目について定められており、公用水域（河川・湖・海域）の全てに一律に適用されます（都市下水路は除きます）。

#### (4) 測定項目

公共用水域の水質の測定は、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年 12 月制定)の規定に基づき、昭和 46 年度以来、水質汚濁に係る環境基準が定められている項目(以下「環境基準項目」という。)を中心に実施されています。

#### A 環境基準項目 (生活環境項目と健康項目)

##### a)生活環境項目 (10 項目)

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 平成 15 年 11 月 5 日環境庁告示第 123 号一部改正

##### b)健康項目 (26 項目)

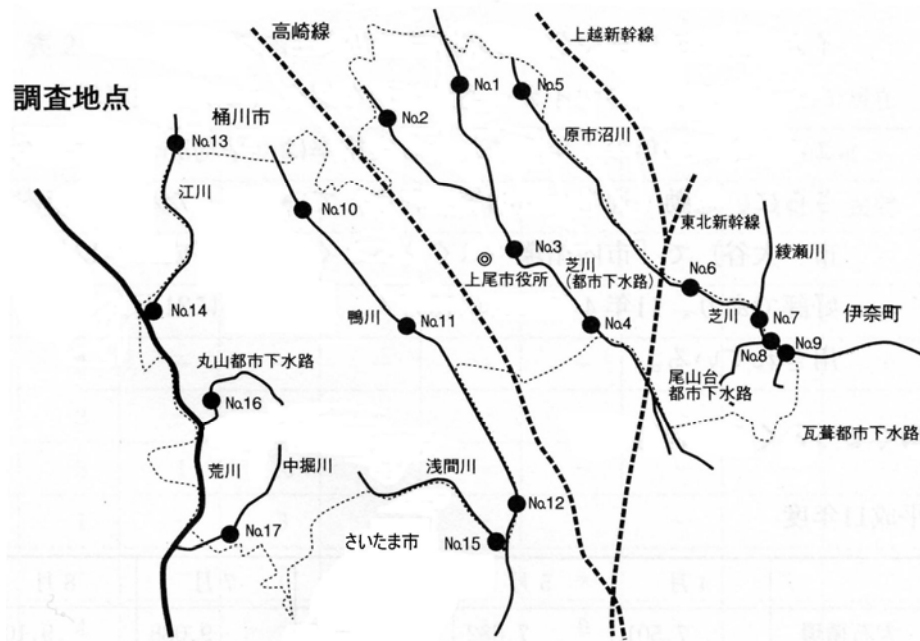
昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号 平成 11 年 2 月 22 日環境庁告示第 14 号改正

#### B 要監視項目 (27 項目)

平成 5 年 3 月 8 日環水管第 21 号 平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号  
環水土発第 040331005 号最終改正

人の健康の保護に関連する物質ではありますが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質を「要監視項目」に設定しています。

(5) 上尾市内の河川と水質調査地点



番号	河川名等	調査地点	河川 類型
①	芝川（都市下水路）	菅谷字西中通 433 番地先（上流①）	
②	芝川（都市下水路）	上郷橋（上流②）	
③	芝川（都市下水路）	道三橋（中流）	
④	芝川（都市下水路）	日の出橋（下流）	
⑤	原市沼川	上平橋	
⑥	原市沼川	境橋	
⑦	綾瀬川	立合橋	C
⑧	尾山台都市下水路		
⑨	瓦葺都市下水路		
⑩	鴨川（都市下水路）	鴨川中央公園脇（上流）	
⑪	鴨川	富士見橋（中流）	C
⑫	鴨川	山の下歩道橋（下流）	C
⑬	江川	滝の宮橋	
⑭	江川	宮下樋管	
⑮	浅間川（都市下水路）	戸崎橋より下流、鴨川合流地点手前	
⑯	丸山都市下水路	瓦葺 2 8 6 8 番地先	
⑰	上尾中堀川都市下水路	国道 1 6 号脇	



(6) 測定結果

平成 19 年度における各河川の水質調査結果を“資料編”に示しました。それらをまとめた生活環境項目及び健康項目の環境基準の達成状況は以下のとおりです。

① 生活環境項目の環境基準達成状況  
達成率 100% 環境基準超過物質 無し

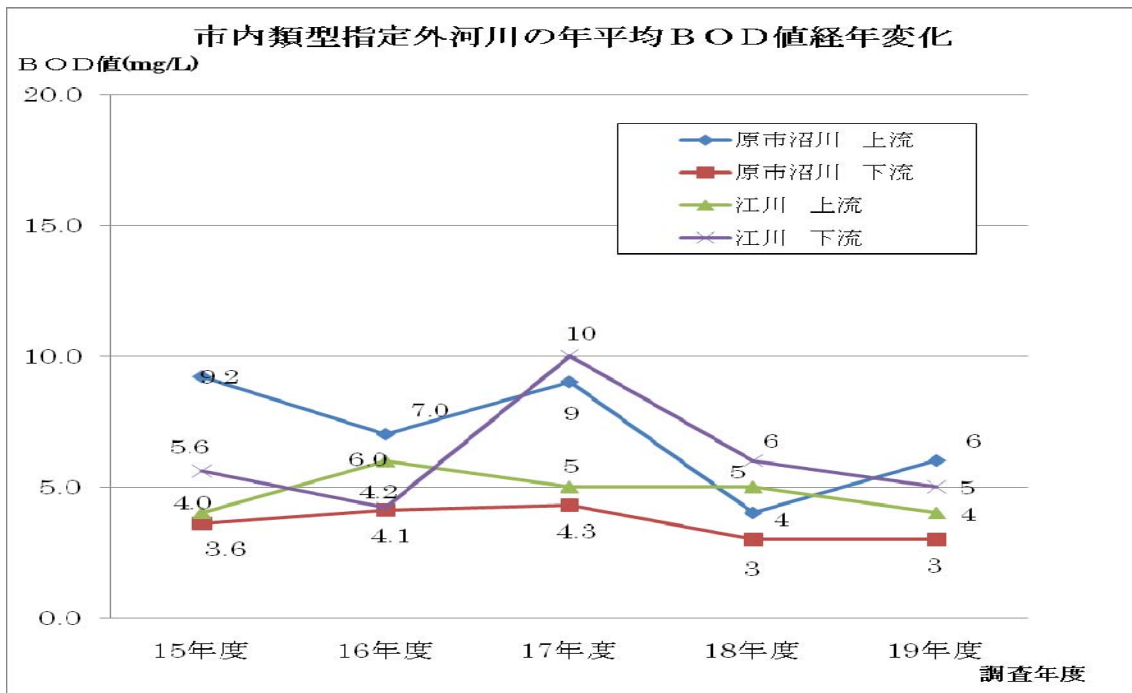
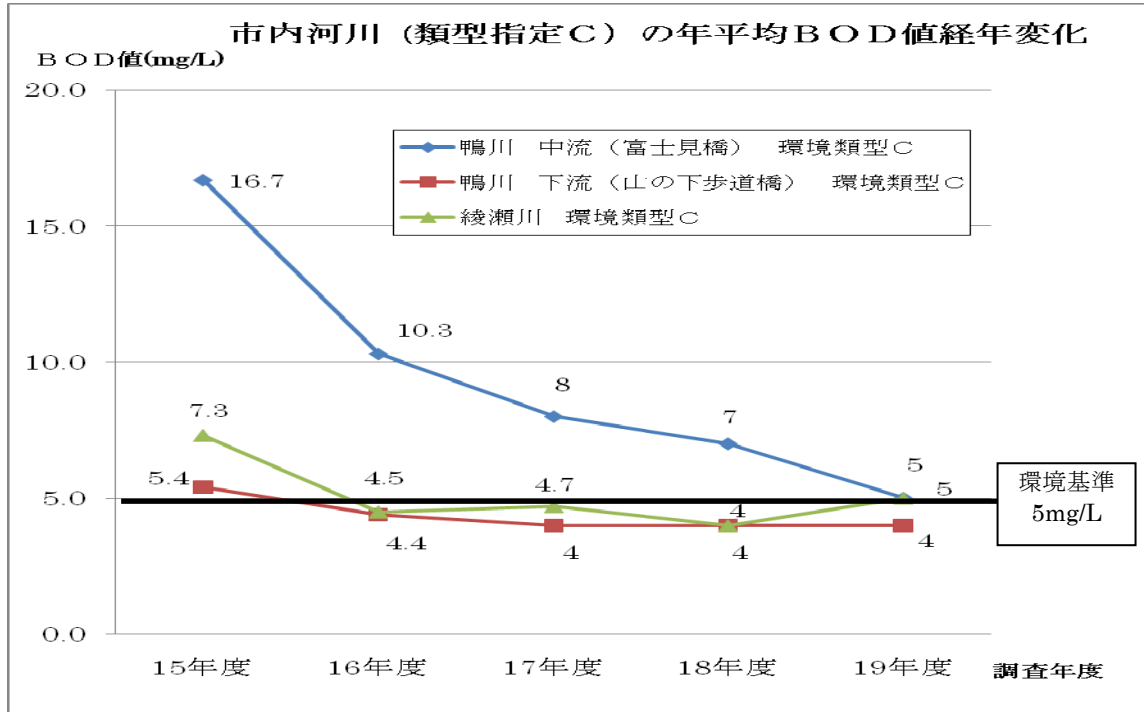
番号	河川名	調査地点	河川 類型	生活環境項目適合状況			
				pH	D o	B O D	S S
⑦	綾瀬川	立合橋	C	○	○	○	○
⑪	鴨川	富士見橋	C	○	○	○	○
⑫		山の下歩道橋	C	○	○	○	○

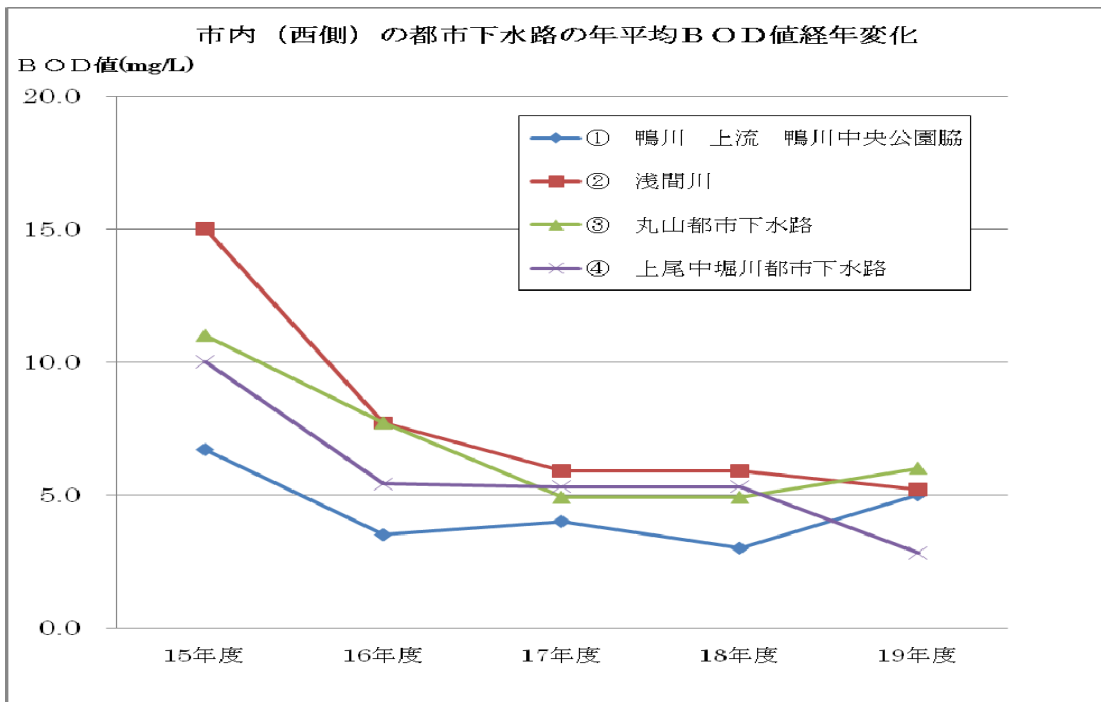
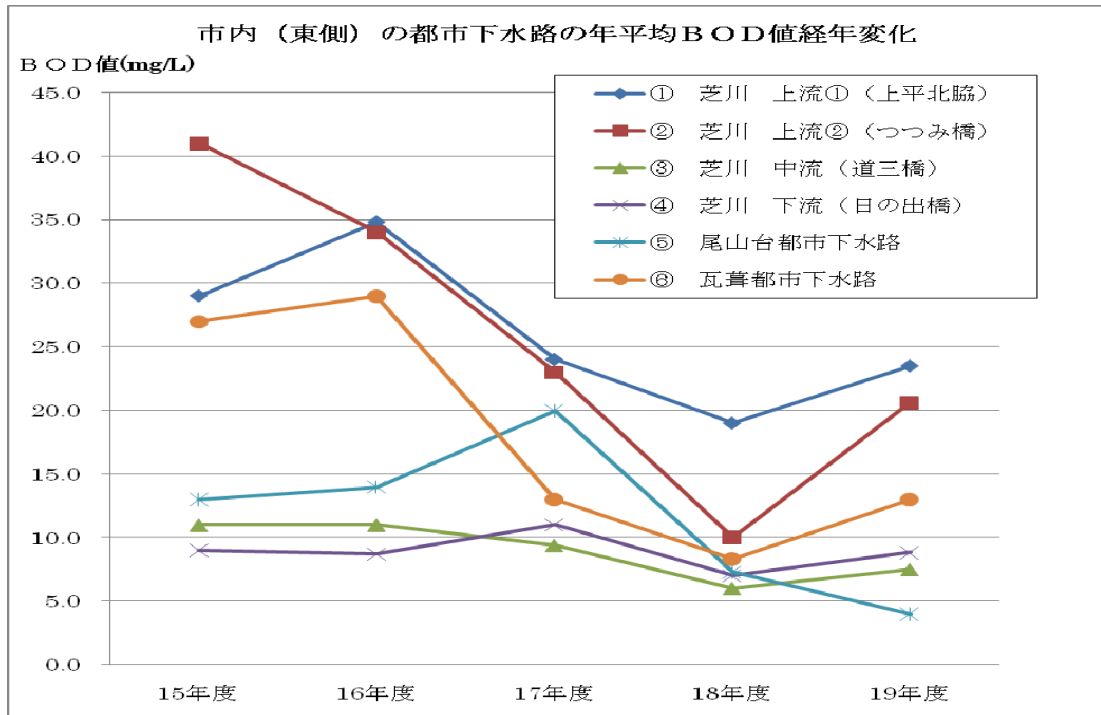
② 健康項目の環境基準の達成状況  
達成率 98.4% 環境基準超過物質 鉛 1 地点 (⑥原市沼川 境橋にて)

番号	河川名	調査地点	河川 類型	適合割合	不適合項目と量
⑤	原市沼川	上平橋		100% (9 項目/9 項目)	
⑥		境橋		89% (8 項目/9 項目)	鉛 0.002mg/L
⑦	綾瀬川	立合橋	C	100% (9 項目/9 項目)	
⑪	鴨川	富士見橋 (中流)	C	100% (9 項目/9 項目)	
⑫		山の下歩道橋 (下流)	C	100% (9 項目/9 項目)	
⑬	江川	滝の宮橋		100% (9 項目/9 項目)	
⑭		宮下樋管		100% (9 項目/9 項目)	

26 項目全体の環境基準達成率は 98.4% (前年度 99.3%) となっており、ほとんどの地点で達成しました。環境基準超過がみられたのは、原市沼川の境橋 (河川番号⑥) で鉛の 1 項目でした。

③ 各河川・都市下水路ごとのBODの年度平均値経年変化





(7) 水質汚濁に関する苦情件数

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
5	4	4	9	8

(8) 水質改善対策

① 健康項目

健康項目については、これまで水質汚濁防止法による工場・事業場に対する排水規制の強化等により、ほぼ環境基準を達成しています。今後とも、引き続き公共用水域等の水質監視を充実するとともに、その結果を踏まえて環境基準の達成維持に向けた水質保全対策の推進を図っていきます。

② 生活環境項目

生活環境項目については、水質汚濁防止法に基づく排水規制や下水道等の排水処理施設の整備等が推進されてきたが、有機汚濁（BOD又はCOD）や、それと密接に関わる全窒素及び全リンによる水質汚濁の改善にはなお努力が必要な状況にあります。

### 5-4-3 悪臭の防止

#### (1) 悪臭の概要

悪臭の発生源は、食品製造業、化学工業、印刷業等さまざまな原因が考えられます。昭和 40 年代頃から生活水準の向上とともにこれまでやむを得ないとして耐えてきましたたにおいを悪臭として感じるようになり、また、スプロール的な市街地の開発により、養豚場や養鶏場など悪臭発生施設に隣接して住居が建てられるようになった結果、悪臭に関する苦情が増加し、悪臭が公害として強く認識されるようになりました。

そこで昭和 46 年に悪臭防止法が制定され、また、同法に基づき埼玉県では工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出について、3 種類の規制基準（物質濃度規制）を設けています。生活環境保全条例に基づいて、悪臭規制対象業種も設けられています。

なお、本市は、県からの事務権限の移譲により、住民の生活環境を保全するため、敷地境界における規制基準として、住居が集合している地域、農業振興地域、工業・工業専用地域別に特定悪臭物質の規制地域の指定及び物質濃度規制を行っています。

アンモニア、メチルカプタンなどについては、不快なおいの原因となり、生活を損なうおそれのある物質を特定悪臭物質（22 種類）として、下表のとおり基準を設けています。

(2) 規制基準

① 敷地境界における規制基準

特定悪臭物質	物質規制値		
	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	0.9	4
酢酸エチル	3	3	7
メチルイソブチルケトン	1	1	3
トルエン	10	10	30
スチレン	0.4	0.4	0.8
キシレン	1	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004

A 地域 (B 地域、C 地域以外の地域)

B 地域 (農業振興地域)

C 地域 (工業地域、工業専用地域)

② 煙突の排出口における規制基準（13 物質）

次の 13 物質について設定され、基準は、敷地境界の基準を用いて悪臭防止法規則第 3 条に定める換算式により算出します。

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

③ 排水中の規制基準（4 物質）

物質名	排水の流量 (m <sup>3</sup> /s)	排水中の濃度 (mg/L)		
		A 区域	B 区域	C 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07
二硫化エチル	0.001 以下	0.6	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09

(3) 埼玉県生活環境保全条例による悪臭規制

① 規制対象業種（13業種）

1	塗装工事業
2	食料品製造業
3	合板製造業
4	家具製造業
5	パルプ・紙・紙加工品製造業（塗工紙製造業以外のものについては、有機溶剤を使用して製造又は加工を行うものに限る。）
6	印刷業
7	化学工業
8	プラスチック製品製造業（強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業及び強化プラスチック製容器・浴槽等製造業を除く。）
9	ゴム製品製造業
10	電線・ケーブル製造業
11	金属製品製造業（塗装工程を有するものに限る。）
12	一般機械器具製造業（塗装工程を有するものに限る。）
13	輸送用機械器具（塗装工程を有するものに限る。）

② 規制基準

地域 の区分	許容限度	
	敷地境界線	気体排出口
下記以外 の区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500
工業地域 工業専用地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1,000

※臭気濃度とは、ある臭気を無臭の空気希釈し、臭わなくなった時の希釈倍数のことです。三点比較式臭袋法により測定します。



(4) 悪臭に関する苦情件数

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
54	61	59	67	62

(5) 改善対策

本市では、悪臭防止対策として、パトロールによる監視及び事業場への立ち入り指導を行っています。また、廃棄物の野外焼却などを行わないように適正な処理をお願いしています。

#### 5 - 4 - 4 騒音・振動の防止

##### (1) 騒音・振動の概要

騒音・振動の主な発生原因としては、道路交通、鉄道等の交通機関、工場、事業場、建設作業の他、隣家や飲食店などがあります。また、カラオケ、エアコン室外機、深夜営業等もその原因となっています。

近隣騒音のうち、飲食店などの深夜営業騒音、拡声器を使用した商業宣伝放送については県条例により規制されていますが、一般家庭におけるピアノの音やペットの鳴き声などの“生活騒音”は規制になじみません。今後とも住民一人ひとりの近隣への気配りや、生活マナーの向上がますます必要となっています。

騒音規制法、振動規制法の目的は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事、飲食店の営業等に伴って発生する相当範囲にわたる騒音・振動について必要な規制を行うことです。工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設で政令及び県施行規則で定める施設を特定施設及び指定施設といいます。市内において工場又は事業場に特定施設等を設置しようとする者は、設置工事の開始 30 日前までに、市長に届け出なければなりません。

このような騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法により、一定の基準が設けられておます。また、本市は埼玉県からの事務権限移譲により、規制基準の設定及びそれに基づく区域の指定を定めています。

① 騒音とは

騒音とは安眠休養を妨害する音、頭痛やイライラなど生理的障害を起こす音、仕事や勉強の能率を低下させる音等を総称して騒音といいます。

【感覚的な騒音レベル（例）】

dB	感覚
20dB	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音（前方 1m）
30dB	ささやき声、郊外の深夜
40dB	図書館内、市内の深夜、静かな住宅街の昼
50dB	静かな事務所
60dB	普通の会話、静かな乗用車
70dB	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
80dB	J R や地下鉄の車内、会話が聞き取れない
90dB	建設工事現場、大声による独唱
100dB	電車が通る時のガード下
110dB	自動車のクラクション（前方 2m）
120dB	飛行機のエンジンの真下

② 振動とは

公害問題とされる振動とは、工場の操業、建設工事、交通機関等の人為的に発生する振動のことをいいます。

【感覚的な振動レベル（例）】

dB	感覚
55dB 未満	無感
55dB～65dB	微震、静止している人だけに感じる
65dB～75dB	軽震 一般の人が感じ、戸や障子がわずかに動く
75dB～85dB	弱震 家屋が動揺し、電灯、器中の水面の動揺が分かる
85dB～95dB	中震 家屋の動揺が激しく、すわりの悪い器物が倒れる
95dB～105dB	強震 家屋の壁に亀裂が生じ、墓石、石灯ろうが倒れる
105dB～110dB	烈震 木造家屋の 30%以下が倒壊する
110dB 超	激震 木造家屋の 30%以上が倒壊する

(2) 環境基準

環境基準は騒音については定められていますが、振動については定められていません。

【騒音に係る環境基準（一般）】

地域の種類		昼	夜間
		AM6:00~PM10:00	PM10:00~AM6:00
A 地域	第1種低層住居専用地域	50dB 以下	45dB 以下
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B 地域	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の指定の無い地域		
C 地域	近隣商業地域	60dB 以下	50dB 以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

※ 工業専用地域については適用しません。

(3) 規制基準

「住民の生活環境を保全する基準・限度」として、規制基準が定められています。

【工場・事業場等の騒音規制基準】

工場・事業場の 騒音規制基準（単位：デシベル）		朝	昼	夕方	夜間
		AM6:00	AM8:00	PM7:00	PM10:00
		AM8:00	PM7:00	PM10:00	AM6:00
1 種	第1種低層住居専用地域	45	50	45	45
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
2 種	第1種住居地域	50	55	50	45
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の指定の無い地域				
	都市計画区域外				
3 種	近隣商業地域	60	65	60	50
	商業地域				
	準工業地域				
4 種	工業地域	65	70	65	60
	工業専用地域（一部地域）				

【工場・事業場等の振動規制基準】

工場・事業場の 振動規制基準（単位：デシベル）		朝	昼	夕方	夜間
		AM6:00	AM8:00	PM7:00	PM10:00
		AM8:00	PM7:00	PM10:00	AM6:00
1 種	第1種低層住居専用地域	55	60	55	55
	第2種低層住居専用地域				
	第1種中高層住居専用地域				
	第2種中高層住居専用地域				
	第1種住居地域				
	第2種住居地域				
	準住居地域				
	用途地域の指定の無い地域				
	都市計画区域外（一部地域） ※上尾市該当無し				
2 種	近隣商業地域	60	65	60	60
	商業地域				
	準工業地域				
	工業地域				
	工業専用地域				

- ※1 表に掲げた値は工場・事業場の敷地境界における基準値です。  
 ※2 規制区域は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定めていますが、一部異なる地域があります。  
 ※3 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50mの区域内は、騒音の1種区域を除き、当該値から5dB減じた値とします。

騒音規制法・振動規制法

【特定施設（日本標準商品分類を参考に分類しています。）】

騒音	振動
<p>1 金属加工機械 ※</p> <p>イ 圧延機会（定格出力合計が 22.5kw 以上）</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシーン（ロール式、定格出力が 3.75kw 以上）</p> <p>ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ホ 機械プレス（呼び加圧能力 294 キロニュートン以上）</p> <p>ヘ せん断機（定格出力 3.75kw 以上）</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ ブラスト（タンブラスト以外のもので密閉式を除く。）</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機（といしを用いるものに限る。）</p>	<p>1 金属加工機械 ※</p> <p>イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ せん断機（定格出力 1kw 以上）</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤフォーミングマシン（定格出力 37.5kw 以上）</p>
2 空気圧縮機及び送風機（定格出力 7.5kw 以上）	2 圧縮機（定格出力 7.5kw 以上）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（定格出力 7.5kw 以上）	3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（定格出力 7.5kw 以上）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）	4 織機（原動機を用いるものに限る。）
<p>5 建設用資材製造機械 ※</p> <p>イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量 0.45 m<sup>3</sup>以上）</p> <p>ロ アスファルトプラント（混練容量 200kg 以上）</p>	<p>5 コンクリートブロックマシン（定格出力の合計 2.95kw 以上）、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（定格出力の合計 10kw 以上）</p>
6 穀物用製粉機（ロール式、定格出力 7.5kw 以上）	

騒音規制法・振動規制法

【特定施設（日本標準商品分類を参考に分類しています。）】

騒音	振動
7 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（定格出力 2.25kw 以上） ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤（製材用：定格出力 15kw 以上、 木工用：定格出力 2.25kw 以上） ホ 丸のこ盤（製材用：定格出力 15kw 以上、 木工用：定格出力 2.25kw 以上） ヘ かな盤（定格出力 2.25kw 以上）	6 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（定格出力 2.2kw 以上）
8 抄紙機	
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	7 印刷機械（定格出力 2.2kw 以上）
10 合成樹脂用射出成形機	8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので、定格出力 30kw 以上のものに限る。）
	9 合成樹脂用射出成形機
11 鋳型造型機 ※（ジョルト式のものに限る。）	10 鋳型造型機 ※（ジョルト式のものに限る。）

※印の施設をもつ工場・事業場は公害防止主任者等（施設によっては公害防止管理者等）の選任の必要があります。



埼玉県環境保全条例に基づく指定騒音・振動施設、指定騒音作業一覧

【指定騒音・振動施設】

	設置の種類
指定騒音施設	木材加工機械
	合成樹脂用粉砕機
	ペレタイザー
	コルゲートマシン
	シェイクアウトマシン
	ダイカスト機
	冷却塔（定格出力 0.75kw 以上）
指定振動施設	シェイクアウトマシン
	オシレイティングコンベア

【指定騒音作業】

	作業の種類
指定騒音作業	業として金属板（厚さ 0.5mm 以上）のつち打加工を行う作業
	業としてハンドグライダーを使用する作業
	業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業

#### (4) 自動車騒音・振動の防止

市内の道路は、国道 17 号が市中央部を南北に、国道 16 号が瓦葺地区を東西に走ります。また、県道は 12 線を数えます。本市では、毎年国道 17 号、主要地方道さいたま・栗橋線、主要地方道さいたま・菖蒲線において、自動車騒音と振動の測定を行っています。騒音については騒音規制法により道路の規模や地域によって、先ほどあげた一般に適用される環境基準の他、道路に面する地域の環境基準、その環境基準の他に生活環境を保全し、市民の健康の保護に資することを目的に要請限度が定められています。

下表に掲げる地域に該当する地域は、一般地域の環境基準によらず、次表が当てはまります。

#### (5) 道路に面する地域の環境基準

【道路に面する地域の環境基準】

地域の区分	昼	夜間
	AM6:00～ PM10:00	PM10:00～ AM6:00
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		

※ 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

本市が測定している3地点（17号沿い、主要地方道さいたま・栗橋線、主要地方道さいたま・菖蒲線）については、上表によらず次表が当てはまります。

【幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）】

地域の区分	昼	夜間
	AM6:00～ PM10:00	PM10:00～ AM6:00
屋外	70dB 以下	65dB 以下
窓を閉めた屋内	45dB 以下	40dB 以下

- ※1 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいいます。
- 2 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときです。

#### (6) 要請限度

要請限度とは、環境基準と違い、自治体が騒音の測定の結果、要請限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められた場合、埼玉県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を行うよう要請することができる騒音値です。

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令により規定されています。本市が測定している3地点（17号沿い、主要地方道さいたま・栗橋線、主要地方道さいたま・菖蒲線）において、騒音に係る要請限度は3に該当します。

【自動車交通騒音に係る要請限度（騒音規制法第 17 条第 1 項）】

区域の区分		昼	夜間
		AM6:00～PM10:00	PM10:00～AM6:00
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下

備考 a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として埼玉県知事が定めた区域をいいます。

a 区域 専ら住居の用に供される区域

b 区域 主として住居の用に供される区域

c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

振動については、振動規制法によって要請限度が定められています。本市が測定している 3 地点（17 号沿い、主要地方道さいたま・栗橋線、主要地方道さいたま・菖蒲線）において、振動に係る要請限度は下表の第 1 種区域に該当します。

【道路交通振動に係る要請限度（振動規制法第16条第1項）】

区域の区分		昼	夜間
		AM8:00～ PM7:00	PM7:00～ AM8:00
第1種区域	道路交通振動の1種区域は騒音規制法による1、2種区域	65dB以下	60dB以下
第2種区域	道路交通振動の2種区域は騒音規制法による3、4種区域	70dB以下	65dB以下

(7) 自動車交通騒音・振動測定結果

① 国道17号

測定地点	上尾市上町2-14-19 (市役所別館前)
測定月日	平成19年12月11日(火) AM10:00~12日(水) AM10:00
用途地域	準住居地域

(単位: dB)

	騒音				振動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L <sub>10</sub> )	
区域の区分	幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋外)				第1種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	7.5	7.0	7.0	6.5	6.5	6.0
測定結果	7.2	7.2	7.2	7.2	5.5	5.7
比較	○	×	×	×	○	○

全時間帯で、騒音の環境基準を超えていて、夜間の騒音の要請限度を超えていました。

② 主要地方道さいたま・栗橋線

測定地点	上尾市大字原市3420-4 (原市ポンプ場)
測定月日	平成19年12月20日(木) AM10:00~21日(金) AM10:00
用途地域	準住居地域

(単位: dB)

	騒音				振動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L <sub>10</sub> )	
区域の区分	幹線交通を担う道路に近接する空間 (屋外)				第1種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	7.5	7.0	7.0	6.5	6.5	6.0
測定結果	7.0	6.9	7.0	6.9	6.1	6.1
比較	○	○	○	×	○	×

夜間で、騒音の環境基準と振動の要請限度が超えていました。

③ 主要地方道さいたま・菖蒲線

測定地点	上尾市大字原市 4169-3 (原市集会所脇)
測定月日	平成 19 年 12 月 17 日 (月) AM10:00~18 日 (火) AM10:00
用途地域	第 2 種住居地域

(単位: d B)

	騒 音				振 動	
	要請限度 (Leq)		環境基準 (Leq)		要請限度 (L <sub>10</sub> )	
区域の区分	幹線交通を担う道路に接近する空間 (屋外)				第 1 種区域	
時間の区分	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
	7 5	7 0	7 0	6 5	6 5	6 0
測定結果	7 2	6 9	7 2	6 9	4 8	4 5
比 較	○	○	×	×	○	○

全時間帯で、騒音の環境基準を超えていました。

## (8) 深夜営業等の騒音規制

### ① 飲食店等における騒音規制

近隣騒音は、生活環境の変化などによって多種多様となり社会問題となっています。商業宣伝を目的とした拡声機騒音、換気扇や空調機による騒音の他、深夜営業の飲食店におけるカラオケ等の騒音があります。カラオケ騒音の原因としては、カラオケ機器の普及や店舗が木造構造で防音設備が不完全であること、営業時間が深夜・早朝まで及ぶこと、住宅地に多く乱立していること等があげられます。

また、カラオケの騒音以外にも「客の話し声」や「ドアの開閉」、「車の発着音」等も問題となっています。

「埼玉県生活環境保全条例」により、深夜（午後 10 時から翌日午前 6 時）営業騒音の規制対象営業は以下のとおりです。

深夜営業騒音の規制対象営業（県内全域）	
1	飲食店営業
2	喫茶店営業
3	ボーリング場営業
4	バッティングセンター営業
5	ゴルフ練習場営業
6	小売店営業（店舗面積が 500 ㎡以上）
7	公衆浴場営業（保養を目的とするもの）



【深夜営業騒音の規制基準（単位：デシベル）】

規制区域	時間区分
	PM10:00～AM6:00
第1種低層住居専用地域	45
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
用途地域の指定の無い地域	
都市計画区域外	
近隣商業地域	50
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	

② 深夜営業での使用禁止対象機器

さらに深夜営業騒音の規制対象営業を行っていて、音響機器の使用禁止とされている区域内で、深夜午後11時から翌日午前6時まで営業を行う場合、次に掲げる音響機器を使用することは県条例で禁止されています。ただし、音響機器から発生する音が営業を行う場合の外部に漏れない場合は除かれます。

使用禁止となる音響機器

深夜営業で使用禁止となる機器（県内全域）	
1	カラオケ装置
2	ステレオセットその他の音声機器
3	拡声装置
4	録音・再生装置
5	有線ラジオ放送装置（受信装置に限る）
6	楽器

【深夜規制対象営業で深夜音響機器の使用禁止となる区域（県内全域）】

規制区域
第1種低層住居専用地域
第2種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域
第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域
第2種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
準工業地域
用途地域の指定の無い地域
都市計画区域外

(9) 深夜営業騒音に関する年度別事前指導件数

本市では保健所で行う営業許可に際し、許可申請時において保健所と連携をとり、カラオケ機器等を使用する飲食店に対し、条例内容の説明や防音等について事前指導をしています。

【深夜営業騒音の年度別事前指導件数】

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
件数	15	16	13	15	17

(10) 騒音に関する苦情件数

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
55	48	46	43	45

(11) 振動に関する苦情件数

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
5	0	2	6	9

(12) 新幹線の振動・騒音について

新幹線の騒音・振動に関しては、埼玉県が新幹線鉄道の基礎データを得る目的で測定を行っています。測定方法等に関しては、環境基準（「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号）及び新幹線の振動に関する指針値（「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）に準拠しています。

【騒音振動測定区域】

新幹線名	測定地点	大宮駅からの距離	地域類型	騒音環境基準	振動指針値
東北新幹線	原市（ニューシャトル沼南駅前）	7.3km	I（住居系地域）	70dB 以下	
上越新幹線	原市 2079 番地	7.6km			

【騒音振動測定区域】

新幹線名	騒音環境基準	振動指針値	騒音レベル			振動レベル
			測定地点			測定地点
			25m	50m	100m	25m
東北新幹線	70dB 以下		77dB	75dB	—	52dB
上越新幹線			71dB	70dB	69dB	53dB

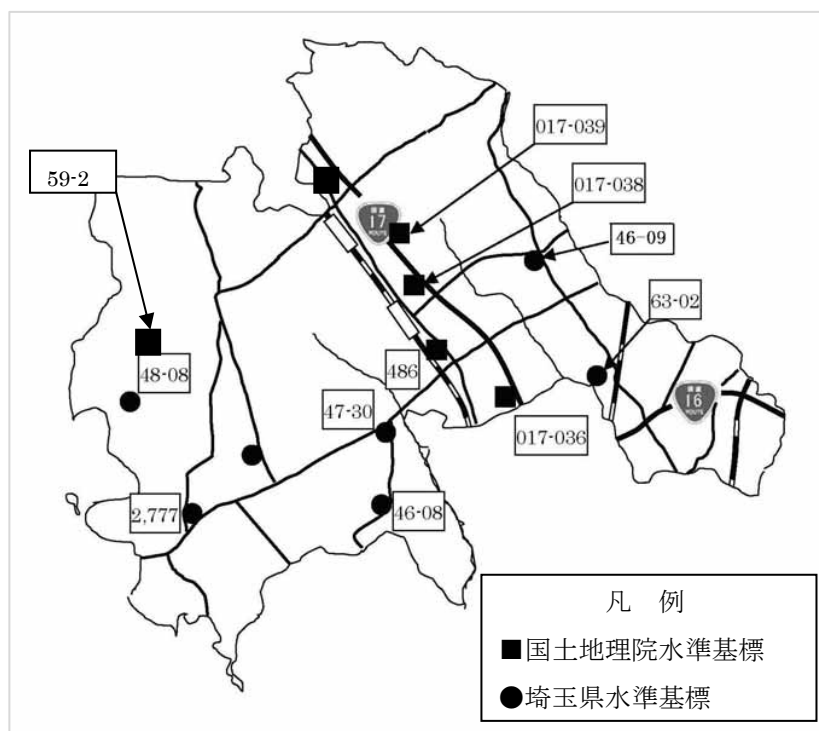
## 5-4-5 地盤沈下の防止

### (1) 地盤沈下の概要

地盤沈下とは、過剰な地下水の採取によって地下水位が低下し、主として粘土層が収縮することによって地表面の沈下として現れる現象です。地下水は、雨水や河川水等が地下に浸透することによって補給されますが、この補給以上の汲み上げが行われることで地盤沈下が起こります。地盤沈下は他の公害とは異なり、比較的緩やかに進行するため、その現象が直接人体に感じられることはなく、調査して初めて分かるものが多く、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはありませんのが特徴です。地盤沈下による直接的な被害としては、道路のひび割れ、上下水道等の地下配管の破損、建物の段差の発生などがあります。また、間接的な被害としては、地表面と河川や排水路の水面との高低差がなくなると、排水が著しく悪化し、少しの雨で浸水被害が発生したりします。

本市における地盤沈下について、県が昭和 46 年度から観測を行っています。現在、10ヶ所に水準点があり、このうち9ヶ所で調査が行われています。

【水準基標配置図】



過去5年間の調査結果を示しました。近年は急激な沈下は見られなくなったものの、年々沈下しています。

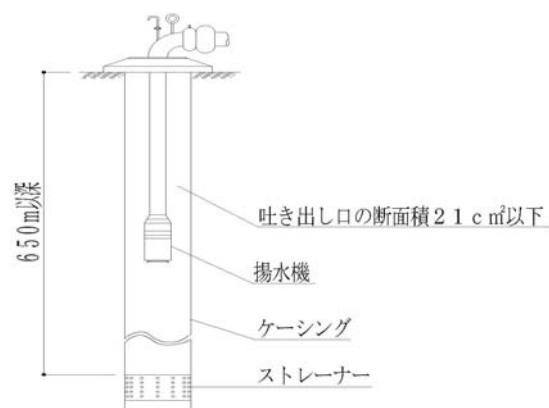
精密水準測量成果表

基標番号	所在地		年度別変動量(mm)					過去5年間 の変動量 H15.1.1 ~H20.1.1	調査開始年 からの変動量 (mm)	H20.1.1 真高 (T.P.) (m)	備考
	町(字)名	調査開始 年月日	H15.1.1	H16.1.1	H17.1.1	H18.1.1	H19.1.1				
			~ H16.1.1	~ H17.1.1	~ H18.1.1	~ H19.1.1	~ H20.1.1				
46-09	平塚	S47.1.1	5	-6	0	-3	-6	-9	-179	15.248	
017-036	日の出	S47.1.1	5	-3	-4	-1	-3	-7	-160	16.44	*
017-038	上町	S47.1.1	6	-5	-4	-2	-5	-10	-274	16.381	*
486	愛宕	S47.1.1	5	-4	-5	-1	-4	-8	-209	16.342	*
仮 017-039	緑丘	H11.1.1	7	-2	-3	-2	-8	-7	-29	17.948	*H10 年度より 仮点
63-02	原市	S64.1.1	7	-9	2	-3	-4	-7	-35	14.315	
46-08	中新井	H16.1.1		-3	-4	-3	-1		-11	12.899	
47-30	大谷本郷	H16.1.1		-3	-4	-2	-3		-12	13.041	
48-08	畔吉	H17.1.1			-19	1	-13		-30	10.449	H17年 工事影 響
2777	平方	H17.1.1			-1	-5	-4		-10	14.887	*

(2) 揚水対策

本市は、埼玉県生活環境保全条例の地下水の採取に関する規制（工業用水、建築物用水）指定地域となっており、県が地下水の採取規制を行っています。このため、揚水施設の吐出口断面積が6平方センチメートルを超えるものは、許可制となっており、図のとおり許可基準が定められています。また、許可対象外の揚水井戸の規模縮小、上水道への転換、汲み上げ量の削減等について指導しています。

揚水施設の構造図  
(許可基準)



【上尾市の用途別地下水揚水量の推移（単位：m<sup>3</sup>/日）】

年度	水道用		建築物用		工業用		合計	
	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数	揚水量	井戸数
H15	18,654	30	1,011	18	10,795	65	30,460	113
H16	19,868	30	925	22	10,873	66	31,666	118
H17	18,318	30	968	23	10,573	62	29,859	115
H18	17,618	30	940	21	9,449	61	28,007	112
H19	15,926	30	1,311	21	9,604	61	26,841	112

(3) 地盤沈下・地下揚水に関する苦情件数

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
0	0	0	0	0

(4) 地盤沈下に関するお問い合わせ先

地下水に関するお問い合わせ先は県中央環境管理事務所へ  
住所：さいたま市浦和区北浦和 5 丁目 6 番 5 号

(埼玉県浦和合同庁舎 3 階・〒330-0074)

交通：J R 京浜東北線 北浦和駅西口から徒歩 10 分

TEL：048-822-5199

FAX：048-822-5139

E-mail：p225199@pref.saitama.lg.jp



#### 5-4-6 ダイオキシン汚染の防止

##### (1) ダイオキシン類汚染の概要

本市は、市内における環境中のダイオキシン類の現況を把握することを目的に、大気、河川水について調査を実施しています。

ダイオキシンとは、常温で無色の固体であり、蒸発しにくく、水には溶けにくいですが油脂類には溶けやすい性質があります。他の化学物質、酸、アルカリなどと反応せず、自然に分解されにくいですが、太陽からの紫外線で徐々に分解されることがわかっています。主に廃棄物の焼却処理過程において発生し、その他、金属精錬施設、自動車排ガス、たばこの煙などからも発生します。山火事や火山活動などの自然現象などによっても発生します。

ダイオキシンは脂肪に溶けやすいので、脂肪分の多い魚、肉、乳製品、卵などに含まれやすくなっています。体内への取り込み量の7~9割は魚、肉、乳製品、卵に由来していると言われています。野菜については、根から水を吸い上げることによってダイオキシンを濃縮することはあまり考えられないとされています。

ダイオキシンが一度体内に入ると、そのほとんどは長い間、脂肪に蓄積されます。ごくわずかな量が、分解されたりして体の外に排出されますが、その速度は非常に遅く、人の場合、半分の量になるのに約7年かかるとされています。

平成14年12月から埼玉県生活環境保全条例により、事業所はもちろんのこと家庭用の小型焼却炉についても構造基準が厳しくなっています。

##### (2) 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「法」という。）で定める各環境基準は以下のとおりです。

大気	年平均値 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
河川水・地下水	年平均値 1 pg-TEQ/L 以下
河川底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下 (ただし、環境基準を達成していても 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとしています。)

(3) ダイオキシンの汚染等を表す単位 (微量物質を表す単位)

【重さを測る場合の単位】		
kg	(キログラム)	
g	(グラム)	
mg	(ミリグラム)	$10^{-3}$ g (千分の1グラム)
$\mu$ g	(マイクログラム)	$10^{-6}$ g (100万分の1グラム)
ng	(ナノグラム)	$10^{-9}$ g (10億分の1グラム)
pg	(ピコグラム)	$10^{-12}$ g (1兆分の1グラム)
fg	(フェムトグラム)	$10^{-15}$ g (1000兆分の1グラム)

【濃度を測る場合の単位】		
ppm	$\mu$ g/g	100万分の1
ppb	ng/g	10億分の1
ppt	pg/g	1兆分の1
ppq	fg/g	1000兆分の1

TEQ (毒性等量) = 最も毒性の強いダイオキシンに換算したことを示す表示です。コプラナーPCB = ダイオキシン類と類似した生体作用を示す一群のPCB毒性等価係数は、WHO-TEF (1998) を適用しています。



(4) 測定結果

① 大気調査の結果

調査地点	平成19年度調査結果 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )				
	春季	夏季	秋期	冬季	年平均値
上尾市水道部	—	0.065	—	0.15	<b>0.11</b>
原市公民館	—	0.054	—	0.13	<b>0.092</b>
恵和園	0.044	0.092	0.24	0.19	<b>0.14</b>
西貝塚公民館	0.039	0.074	0.10	0.12	<b>0.083</b>

平成19年度調査地点は、上尾市水道部、原市公民館で年2回、恵和園、西貝塚公民館で年4回実施しました。調査結果は、年平均値が0.083～0.14pg-TEQ/m<sup>3</sup>の範囲内であり、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「法」という。）で定める大気環境基準（年平均値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を全地点で下回っていました。

② 河川水質調査の結果

調査地点は、平成18年度と同一の場所で行いました。調査結果は、0.190～0.230pg-TEQ/Lの範囲内であり、法で定める水質環境基準を全地点で下回っていました。

【河川水質のダイオキシン類調査結果（平成19年度）】

調査地点	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	
	平成19年度 (10月22日)	平成18年度
鴨川（鴨川富士見親水公園）	0.046	0.055
芝川（道三橋）	0.12	0.640
原市沼川（柳津橋）	0.16	0.190
江川（宮下樋管）	0.12	0.230
河川水環境基準	1	

【調査項目】ダイオキシン類

- ・ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）
- ・ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）
- ・コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）

③ 煙突調査の結果（西貝塚環境センター）

西貝塚環境センターは、平成10年に最新技術を導入し、900℃前後の高温燃焼と自動化による安定操業を行うとともに、除じん効果の高いバグフィルターの設置などにより、ダイオキシン類などの有害物質を排出しないように努めています。

平成19年度のダイオキシン類測定結果は下表のとおりであり、法で定める排出基準値（年平均値1 pg-TEQ/L以下）及び施設の設計基準値をすべての炉で下回っていました。

【煙突から排出されるダイオキシン類】（単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N）

測定月	1号炉	2号炉	3号炉	平均
平成19年 7、8月	0.150	0.140	0.120	0.137
平成19年11月	0.110	0.470	0.077	0.219
平均	0.130	0.305	0.099	0.178

\* 法の排出基準値1.0以下、施設設計基準値0.5以下

\* m<sup>3</sup>Nは0℃・1気圧の状態の1立方メートルを表します。

## 5-5 清潔なまち

### 5-5-1 下水道の整備

本市では、区画整理事業等の都市基盤整備の進捗に合わせて下水道の整備を進めています。下水道は、生活雑排水（台所や風呂、トイレからの排水）による河川等の公共水域の汚染や、降雨時の浸水や悪臭を防止します。

#### 【下水道整備状況】

年 度	行政区域内 人口（人）	下水道整備 区域内人口（人）	下水道 普及率（%）	水洗化 人口（人）	水洗化率（%）	下水道 処理率（%）
H15	220,820	148,155	67.1	138,330	93.4	62.6
H16	222,029	151,092	68.1	143,084	94.7	64.4
H17	223,392	154,826	69.3	146,459	94.6	65.6
H18	224,647	158,376	70.5	147,736	93.3	65.8
H19	222,340	161,343	71.6	150,862	93.5	67.9

平成 19 年度の本市の下水道整備状況は 71.6%となっています。今後とも下水道の整備や小型合併処理浄化槽設置整備が進められることにより、市内の水質が改善されていきます。

### 5-5-2 合併処理浄化槽の推進

#### (1) 小型合併処理浄化槽設置整備補助事業の概要

下水道整備区域外に浄化槽を設置する際には、「浄化槽法」に基づき合併処理浄化槽の設置が義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽をすでに設置している方については、合併処理浄化槽への転換に努めなければなりません。合併処理浄化槽は、し尿や生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を一緒に処理することができ、処理後の水質は公共下水道終末処理施設の排水基準（BOD20mg/L 以下）と同じであることから、河川の水質環境を保全する有効な排水処理施設とされています。

本市は、10 人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人に設置費用の一部を補助しています。

## (2) 補助対象となる家庭用小型合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽で、BOD除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/L（日間平均値）以下の機能を持っているもの。

## (3) 補助対象者

下水道整備区域を除く区域にあって、主に居住するための建物、または延床面積の概ね2分の1以上を居住するためのスペースとしている建物に小型合併処理浄化槽を設置する人（ただし、販売の目的で建物を建築した場合を除きます。）。

## (4) 補助額

設置するのに必要な費用（本体＋設置工事費）の2分の1以内と120,000円のいずれかの少ない額。

## (5) 平成19年度小型合併処理浄化槽補助実績（単位：件）

	5人槽	7人槽	10人槽
補助実績	62	34	6

### 5-5-3 その他の水質保全対策

なお、本市では、河川の水質保全として、綾瀬川ルネッサンスⅡ、芝川・新芝川整流ルネッサンスⅡ、荒川・太郎衛門地区自然再生協議会に参加して水質改善の協議を行っています。また、ごみ散乱対策の強化として、空き缶のポイ捨て及び犬のふんの放置を禁止した「上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例（いわゆるポイ捨て条例）」を平成11年3月30日に制定し、平成11年10月1日から施行しています。空き缶のポイ捨て等の防止策として、啓発ポスターを募集し、毎年6月に行われます上尾市環境推進大会において優秀作品の表彰を行っています。なお、大会後、表彰作品は市役所1階市民ホールにて展示されました。

【合併処理浄化槽と単独処理浄化槽】



## 5-6 資源を大切にすまち

### 5-6-1 ごみ減量・リサイクルの推進

#### (1) ごみ処理の現状

市内で発生したごみは、西貝塚環境センターを拠点として処理されています。ごみの種類毎の収集方法及び処理等の方法は、以下のとおりです。

分類	収集方法	処理等の方法
①可燃ごみ	ステーション回収 (6分別9品目)	環境センターの焼却処理施設で処理され、磁性物を取り除いた後の残さは、最終処分場での埋め立てまたはセメント原料として搬出しています。 なお、焼却により得られる熱エネルギーから発電を行い、工場内の電力をまかなっており、余剰電力は売電しています。 また、隣接する、お風呂・プール等を備えた市民交流施設「わくわくランド」で使用のお湯の熱源として供給しています。
②金属・陶器		破碎後磁力による選別を行い、鉄・アルミを再資源化しています。
③ペットボトル		ペットボトル結束機で結束された物を、全量ペットボトル再生事業者によって再資源化しています。
④空き缶		空き缶選別プレス機により、スチールとアルミに選別された上で、圧縮プレス品として再資源化しています。
⑤ガラス		回収されたガラスは、全量委託業者によって再資源化しています。
⑥紙類 (新聞・雑誌・段ボール・ボロ布)		各集積所から収集された紙・布類は環境センターを経由せずに直接資源物問屋に搬入され、再資源化しています。 また、環境センターに直接搬入された紙・布類は、環境センター敷地内の資源化ヤードに集積した後、資源物問屋に搬入し再資源化しています。
⑦粗大ごみ	戸別回収	戸別収集または直接搬入された粗大ごみは次のとおり処理され、資源化しています。 ①不燃性粗大ごみ・・・破碎・選別後に再資源化 ②可燃性粗大ごみ・・・破碎後に可燃ごみと同様に焼却処理 ③処理困難物(ベッドマット等)・・・資源化ヤード内で手処理解体され、直接又は破碎処理施設を通して再資源化しています。 なお、家財道具等で状態のよいものは、「リサイクル品展示室」において抽選の上、希望者に無償で提供しています。
⑧牛乳パック	拠点回収	市の公共施設に回収ボックスを設置し、随時回収を行っています。回収した牛乳パックは資源化ヤードに集積した後、資源物問屋に搬入し再資源化しています。
⑨乾電池・蛍光管	拠点回収	各地区の公民館等(事務区単位)、市の公共施設等に回収ボックスを設置し、定期的に回収を行っています。回収された乾電池・蛍光管は資源化ヤードに集積され、全量を業者委託により再資源化しています。なお、蛍光管については工場内で破碎処理を行った上で搬出しています。

ステーション回収のごみ集積所は、市内に 4,200 箇所（平成 19 年 4 月 1 日現在）となっています。収集は土・日曜日、年末年始を除く、平日（祝日に当たる日を含む）に行っています。収集業務は収集区域を分割して直営及び委託業者によって行われ、直営によるものが 8%、委託業者によるものが 92%となっています。（平成 20 年 4 月現在）

## (2) ごみ収集実績

「上尾市一般廃棄物処理基本計画」の最大目標である、「可燃ごみを平成 22 年度までに平成 16 年度比で 20%減量し、経費の削減と焼却炉の延命化を図る」を達成するため、家庭・事業所からのごみ排出量の減量、及び総資源化率の向上を目標に、市民、事業所の皆様のご協力をいただきながら様々な取り組みを行った結果、ごみ収集総量は平成 15 年度をピークに減少し、資源化量も向上しています。今後も減量化の取り組みを継続していきます。

【上尾市におけるごみ収集量（家庭系ごみ）と内訳】

(単位：t)

年度	収集人口	可燃物	不燃物	資源物				粗大ごみ	総重量
			金属・陶器	空き缶	ガラス	ペットボトル	紙類		
H15	220,195	54,845.50	1,944.09	496.21	2,107.37	488.80	2,696.75	132.04	62,710.76
H16	221,765	51,227.41	1,847.29	445.36	1,834.76	652.93	3,354.99	123.44	59,486.18
H17	222,954	51,276.50	1,825.16	412.86	1,713.43	644.56	3,099.30	123.69	59,095.50
H18	224,043	51,449.15	1,876.64	409.12	1,700.04	673.62	3,323.84	128.45	59,560.86
H19	225,263	48,803.51	1,753.87	398.86	1,615.86	722.25	3,406.31	120.82	56,821.48

【上尾市におけるごみ収集量（事業系ごみ）と内訳】

(単位：t)

年度	収集人口	可燃物	不燃物	資源物				粗大ごみ	総重量
			金属・陶器	空き缶	ガラス	ペットボトル	紙類		
H15		23,340.93	197.00	12.39	20.90	7.04	-	0.00	23,578.26
H16		24,270.64	153.65	5.31	23.75	7.52	0.00	0.00	24,460.87
H17		24,347.26	112.21	2.26	18.60	7.25	0.00	0.00	24,487.58
H18		21,798.92	84.39	1.59	21.89	7.14	0.00	0.00	21,913.93
H19		18,205.68	67.09	1.92	30.28	7.02	0.00	0.00	18,311.99

【上尾市におけるごみ収集量（家庭ごみ・事業ごみ）と内訳】

(単位：t)

年度	収集人口	可燃物	不燃物	資源物				粗大ごみ	総重量
			金属・陶器	空き缶	ガラス	ペットボトル	紙類		
H15		78,186.43	2,141.09	508.60	2,128.27	495.84	2,696.75	132.04	86,289.02
H16		75,498.05	2,000.94	450.67	1,858.51	660.45	3,354.99	123.44	83,947.05
H17		75,623.76	1,937.37	415.12	1,732.03	651.81	3,099.30	123.69	83,583.08
H18		73,248.07	1,961.03	410.71	1,721.93	680.76	3,323.84	128.45	81,474.79
H19		67,009.19	1,820.96	400.78	1,646.14	729.27	3,406.31	120.82	75,133.47



### (3) 資源化量

上尾市の（収集及び搬入された）ごみからの資源化量は、以下のとおり年々増加しています。また、さらなる資源化の取り組みとして、地域リサイクル活動を推進しています。

#### 【資源化量（西貝塚環境センター）】

	区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1	アルミ	43,070	45,520	44,220	33,838
2	スチール	1,396,890	1,306,310	1,213,600	1,199,300
3	その他の金属	4,320	11,350	2,700	4,310
4	アルミプレス	219,252	204,465	191,609	184,830
5	スチールプレス	223,200	189,790	162,300	156,220
6	ガラス	2,014,760	1,913,370	1,884,390	1,725,290
7	ペットボトル	554,140	549,640	571,430	602,570
8	新聞	925,050	872,110	832,540	715,900
9	段ボール	733,870	698,140	789,700	997,840
10	雑誌	1,486,670	1,346,190	1,563,060	1,584,430
11	牛乳パック	4,110	3,970	3,740	4,710
12	ボロ	324,450	293,080	304,810	363,980
13	電池	68,427	50,931	52,574	46,870
14	蛍光管	19,110	20,830	26,740	31,210
15	その他	13,830	7,770	9,470	6,230
	合計 (kg)	8,031,149	7,513,466	7,652,883	7,657,528

(注) ※1 ビールビン、ビールケース等は除く。

2 「3. その他金属」は、銅・ステンレス・真鍮・クローム等。

3 「15. その他」とは、タイヤ・バッテリー。

現状を踏まえ資源が循環して再利用されるまちづくりを目指します。

#### (4) ごみ排出量の削減対策

わたしたちの日々の暮らしや活動から、不要なもとして排出されるのが廃棄物（ごみ）です。廃棄物が増加すれば、ダイオキシン対策費を含めたごみ処理経費の増加や焼却施設の老朽化、焼却後に出る「焼却残さ」を処分するための最終処分場の不足等、財政的・人的負担や生態系への影響が大きくなります。

廃棄物の中でリサイクルできるものは資源化（リサイクル）を推進し、またそもそも廃棄物を発生させない行動（リデュース）が必要になってきています。また、捨てれば廃棄物になるものでも可能であれば再利用（リユース）することが大切です。

廃棄物には、その発生形態や性質、状態の違いから「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2種類に大別されます。

本市では、一般廃棄物である、家庭から出るごみは可燃物と不燃物、資源物の3種類に分けて収集しています。また、事業所から出る可燃ごみは自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者（ごみ・粗大ごみ）に依頼することになります。本市で処理できないものは、産業廃棄物、家電リサイクル法4品目（テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、洗濯（衣類乾燥）機、冷蔵（凍）庫）、パソコン等です。産業廃棄物は産業廃棄物処理業者へ、家電リサイクル4品目は家電販売店へ、パソコンについてはパソコンメーカー等へお問い合わせください。

また、市内のごみ排出量を削減する目的として、「家庭ごみ・資源の分別と出し方マニュアル」を平成18年11月に配布しました。

#### (5) 生ごみ処理機購入補助

本市では、市内のごみ排出量を削減する目的の一つとして、生ごみ減量化・堆肥化に有効な生ごみ処理機器（コンポスター・電気式生ごみ処理機）を購入する世帯に対し、購入費用の一部を補助しています（予算の範囲内で先着順）。お問い合わせ先は西貝塚環境センター（電話：048-781-9141）へ

##### 【生ごみ購入処理機器購入費】

機器名称	補助金額	19年補助数
コンポスター	購入金額の1/2（ただし上限は4千円）	79
電気式生ごみ処理機	購入金額の1/2（ただし上限は2万円）	60

(6) 売電と余熱利用について

西貝塚環境センターでごみを焼却する際、年間約 1,500 万 kw 発電し、東京電力へ売電（約 5,000 万円）しました。また、年間約 1,600 万 kcal/時の膨大な熱エネルギーの余熱を有効利用して、健康プラザわくわくランドのお湯を沸かしています。

(7) 不法投棄対策

道路上の不法投棄については、市民からの通報や月 2 回（水曜日）実施している道路パトロール中に発見した物についてはその都度清掃しています。河川については、年間平均 10 件の不法投棄処理を実施しています。

【西貝塚環境センター】



【健康プラザわくわくランド】



## 5-6-2 上尾市地球温暖化防止実行計画

### (1) 計画策定の趣旨・目的

本市は、平成 9 年 9 月に「上尾市環境基本条例」を制定し、翌年 10 月に「上尾市環境基本計画」を策定しました。この環境基本計画では、市民、事業者、民間団体及び市といったあらゆる主体がそれぞれの役割に応じて、自主的、積極的に資源循環型社会の構築や環境の保全及び創造に関する取り組みを推進し、環境負荷の軽減を図ることを定めました。その中でも市は、事業者・消費者の立場から率先して環境に配慮した行動を実践することとし、用紙類の使用量、公用車に占める八都県市指定低公害車の割合、事務所の単位面積あたりの電気使用量、エネルギー供給設備などの燃料使用量、廃棄物の量（リサイクル量含む）の 5 項目について設定された数値目標の達成を目指した「上尾市役所環境に良いこと率先実行計画」を定めて、平成 11 年 6 月 1 日から全職場、全職員をあげて環境にやさしい職場（エコオフィス）作りに取り組んできました。

しかし、地球規模的な温暖化対策や資源循環型社会構築といった課題の取り組みをより拡大、拡充する必要性から、「上尾市役所環境に良いこと率先実行計画」に温室効果ガス排出抑制対策を包含し、平成 19 年 3 月から「上尾市地球温暖化防止実行計画」としてスタートしました。

### (2) 計画期間

この実行計画の期間は、平成 19 年度から平成 24 年度までの 6 年間とし、目標の達成状況等をふまえ、必要に応じて見直し等を行います。

### (3) 計画の対象範囲

本市が行う「すべての事務・事業」とします。したがって、庁舎や支所等の出先機関、公用車の管理に係わるものや、市が出資その他財政支出等を行う法人等の団体の事務・事業についても含みます。

ただし、外部へ委託して行う事務・事業は対象外としますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

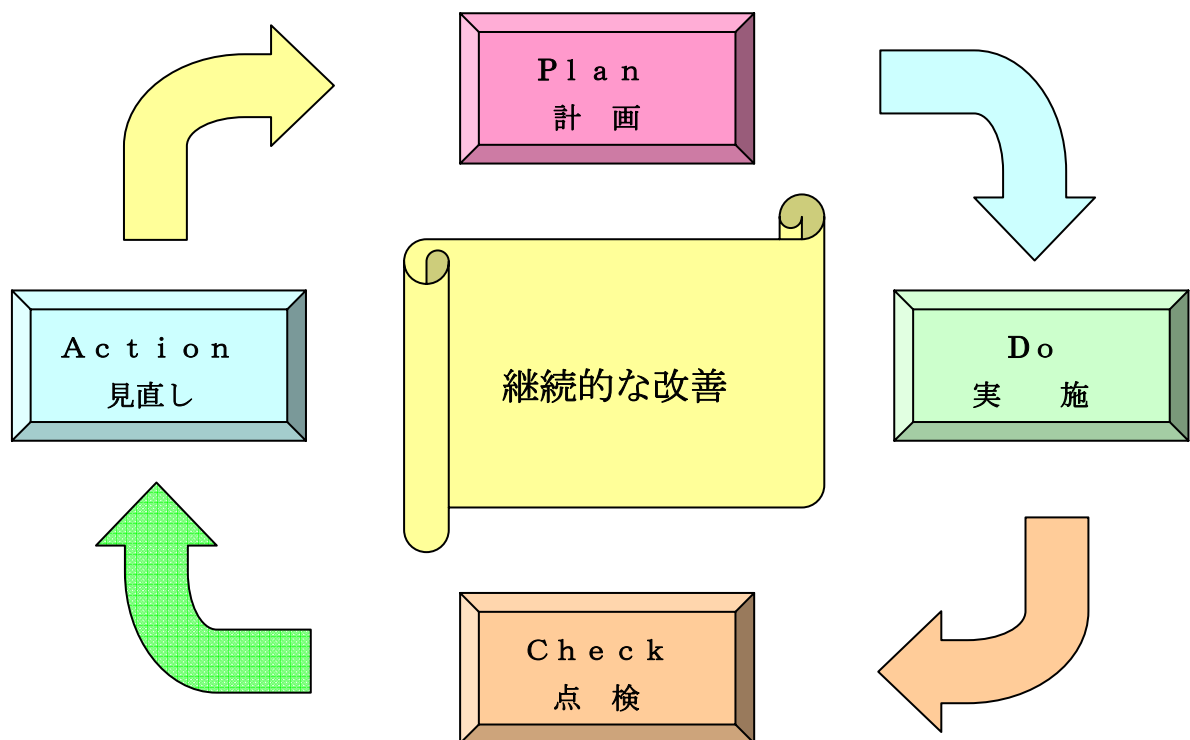
また、この実行計画策定以降に新設される施設、増改築される施設などについては、次期見直し時に反映させるものとしますが、それらの施設においても、この計画に基づく温室効果ガスの排出削減に向け取り組むこととします。

#### (4) 計画の運用手法

地球温暖化防止対策の推進のため、実行計画で定めた削減目標を達成するためには、実行計画に掲げた取り組みを、全職員が自らの事務・事業を行う中で実践する必要があります。

運用の仕組みとして、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、Plan〔計画〕・Do〔実施〕・Check〔点検〕・Action〔見直し〕のPDCAサイクルにより、実行計画に掲げた取り組み項目の進行状況を把握し、目標に沿った運用になっているかを確認するとともに、目標とのギャップがあればその原因は何かを分析・評価し、さらなる改善に繋げていきます。

また、PDCAサイクルを継続的に運用し、職員一人ひとりの環境保全意識を高めながら取り組みを実践していきます。



(5) 対象となる温室効果ガスの種類

地球温暖化防止対策推進法に定められた温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類です。

このうち、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄については、市の事務・事業からの排出量の把握が困難であることからこの計画の対象外としています。

(6) 温室効果ガスの総排出量削減に関する目標数値

市が行う事務・事業からの温室効果ガス排出削減のため、計画期間における電気使用量、燃料使用量等からの温室効果ガスの排出量を、平成19年度からの6年間に平成16年度比6%削減を目指します。

【(A) 温室効果ガス総排出量の推移】

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総排出量	73,491	71,225	68,780	67,084
平成16年度排出量増減率		-3.1%	-6.4%	-8.7%
前年度増減率		-3.1%	-3.4%	-2.5%

【(B) 廃棄物焼却量を除いた温室効果ガス排出量の推移】

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総排出量(廃棄物を除く)	14,364	14,024	13,434	13,874
平成16年度排出量増減率		-2.4%	-6.5%	-3.4%
前年度増減率		-2.4%	-4.2%	3.3%

平成19年度の市の事務・事業から排出された全体の温室効果ガス総排出量は67,084t(二酸化炭素換算)でした。また、廃棄物焼却を除いた総排出量は、13,874tでした。基準年(平成16年度)に比べると、市全体で6,407t(8.7%)削減し、平成18年度に比べると1,696t(2.5%)の削減となりました。

(7) 活動区分別排出状況

活動区分別に見ると、廃棄物の焼却が79.3%と最も多く、次いで電気の使用16.4%、燃料の使用(都市ガス等)4.2%となっています。また、廃棄物焼却量を除いた場合には、電気使用が、79.5%、燃料の使用は20.4%であり、温室効果ガスの削減のためには、さらに効果的な省エネルギー対策を行う必要があります。

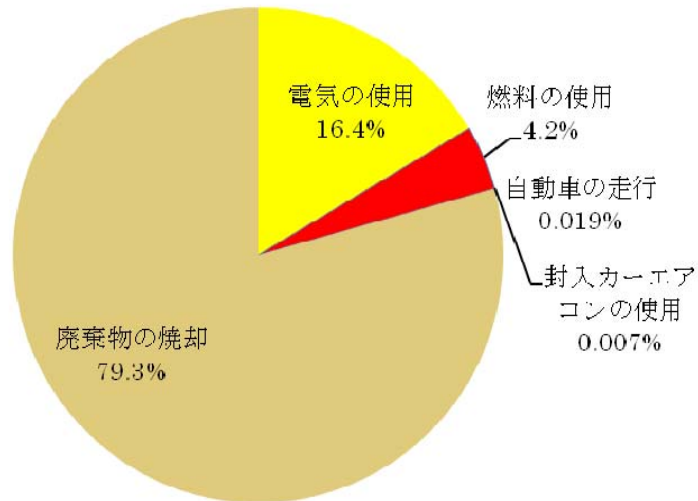
廃棄物の焼却からの排出量が多くなっていますが、西貝塚環境センターでは、ごみの焼却熱の積極的な回収と有効な利用を図るために、高効率の発電設備を設置し、発電した電力は場内での使用はもとより、余剰電力を売電しています。また、焼却により発生する熱エネルギーを健康プラザ「わくわくランド」にも供給しています。

【 活動区分別排出状況 (平成19年度) 】

活動の区分		二酸化炭素換算値 (kg-CO2)	割合 (%)
電気の使用		11,032,212	16.445
燃 料 の 使 用	ガソリン	314,070	4.210
	灯油	367,923	
	軽油	200,080	
	A重油	50,495	
	LPG	521,468	
	LNG	9,539	
	都市ガス	1,360,722	
自動車の走行		12,573	0.019
封入カーエアコンの使用		4,467	0.007
廃棄物の焼却		53,210,571	79.310
合 計		67,084,066	100.0

\* 端数処理のため合計数値は一致しません。

## 活動区分別排出割合



### (8) 紙や水の取り組み状況

#### 【用紙の使用量】

	平成 16 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 16 年度比
用紙類 (枚)	11,144,000	10,298,500	10,247,000	-8

#### 【水の使用量】

	平成 16 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 16 年度比
使用水量 (m <sup>3</sup> )	726,140	595,944	583,493	-20



### 5-6-3 エコライフDAY

地球温暖化の原因である二酸化炭素の国内総排出量のうち、家庭が占める排出割合は、京都議定書の基準年である平成2年と比較して、約35%増加しており、家庭からの排出削減が求められています。特に埼玉県では家庭からの排出量が19.6%となっており、全国と比べて構成比は高くなっています。

市では地球温暖化対策として、小・中学生（児童、生徒と保護者）、市民、事業者の皆さんの参加を得て、県と市町村が共同で、平成19年6月24日（環境推進月間）と12月16日（温暖化防止月間）の夏冬2日間エコライフDAYを実施しました。

エコライフDAYは、地球温暖化防止のため多くの人に、地球温暖化防止のためにライフスタイルを変化させるきっかけ作りとして、簡単な「家庭でできる取り組み項目チェックシート」を利用して、1日エコライフ（環境のことを考えて省エネ生活すること）を実践していただくことにより、地球温暖化の主な原因である家庭から排出される二酸化炭素の排出量を減らそうという取り組みです。

【夏のエコライフDAY参加者数9,643人】 （上尾市の人口の4.3%）

夏内訳	
小学生	6,268人（家族 3,696人）
中学生	2,014人（家族 1,122人）
推進協会員	283人
市民	132人
市職員	946人（家族含む。）
削減CO <sub>2</sub>	6,698kg

【冬のエコライフDAY参加者数17,663人】 （上尾市の人口の8%）

冬内訳	
小学生	14,603人（家族 8,443人）
中学生	1,614人（家族 770人）
推進協会員	252人
市民	32人
市職員	1,162人（家族含む。）
削減CO <sub>2</sub>	12,217kg

#### 5-6-4 グリーン購入

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、「品質」や「価格」だけでなく、「環境」を選択の基準として、資源採取、製造、流通、使用、廃棄の各段階において環境の負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、自らも環境への負荷の低減に努める事業者から優先的に購入することです。

平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）が制定され、地方自治体も環境物品等の推進に努めることとなり、平成19年3月に「上尾市グリーン購入の推進に関する基本方針」を策定し、事業者であり消費者でもある上尾市が環境負荷の低減を図るため、事務・事業を行うにあたり必要となる物品、役務等の調達について、グリーン購入を推進することは、市民等が環境に配慮した物品等への需要の転換を促すことにつながると考えます。

#### (1) 用語の定義

##### ① 環境物品等

環境物品等とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。

- ア 再生資源（再生された材料及び再生しやすい材料をいう。）その他環境への負荷の低減に資する原材料又は部品であること。
- イ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること。
- ウ 使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと。
- エ 使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいこと。
- オ 廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品であること。
- カ 第三者機関の認定する環境ラベルを取得したものであること。

##### ② 特定調達品目

市の事務・事業において、重点的に調達を推進すべき環境物品等のうち、別表に定める物品をいいます。

#### (2) 対象範囲

市の事務・事業において調達する物品等のうち、需用費、原材料費、備品購入費等を対象とします。

### (3) 製品やサービスの判断基準

物品調達に当たっては、価格や品質だけでなく、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルも考慮した上で、次に掲げる基準により環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して、必要な数を購入することとします。

#### <製造>

- ア 環境や人の健康に有害な材料を使用していないこと。
- イ 環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。
- ウ 再生材料を使用していること。
- エ 間伐材や再使用された部品などの資源を有効活用していること。
- オ 再生しやすい材料が使用されていること。

#### <使用>

- ア 環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。
- イ 資源やエネルギーの消費量が少ないこと。
- ウ 修繕や部品等の交換・詰替えが可能であること。
- エ 梱包や包装が簡易であること。
- オ 耐久性が高く長期間使用が可能なものであること。

#### <廃棄>

- ア リサイクルや分別廃棄がしやすいものであること。
- イ 回収・リサイクルシステムが確立していること。
- ウ 廃棄するときに環境や人の健康に有害な物質を排出しないこと。

#### <環境ラベル>

- 第三者機関の認定する環境ラベルを取得していること。

### (4) グリーン購入の推進に当たっての基本的な考え方

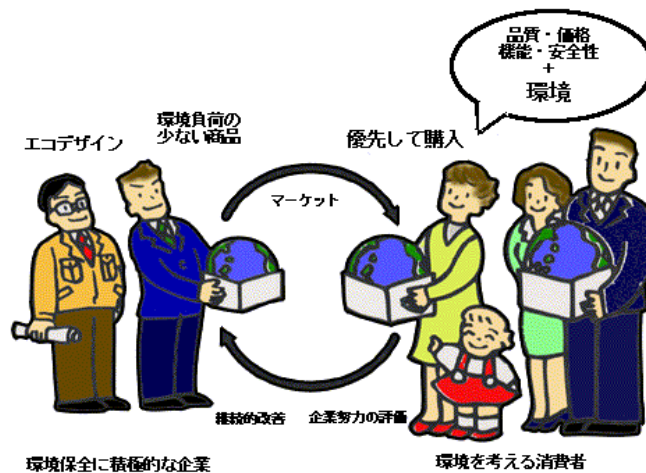
- ① 物品等の調達に当たっては、従来から考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全と環境負荷の低減の観点を考慮することとします。
- ② 物品等の選定に当たっては、できる限り特定調達品目を調達することとします。
- ③ グリーン購入の推進を理由として、物品等の調達量が過度に増加をもたらすことのないよう配慮することとします。
- ④ 調達総量をできるだけ抑制するため、物品等の合理的使用に努めるようにします。

(5) グリーン購入の推進方法

- ①物品等の調達に当たっては、別表に示す特定調達品目を選択することを原則とします。
- ②特定調達品目に定められていない品目については、(3) 製品やサービスの判断基準項目に従い、製品等を選択します。
- ③環境政策課の職員は、グリーン購入に関する情報について、積極的に情報交換を行い各職場への情報提供に努めます。
- ④特定調達品目は商品の発表状況等を勘案し、毎年度見直します。
- ⑤上尾市地球温暖化防止実行計画推進体制を活用し、各課所の総括推進員は所属におけるグリーン購入の調達推進に努めるとともに、購入実績を取りまとめることとします。
- ⑥グリーン購入の実施状況等については、年度ごとに、概要を取りまとめ公表します。

(6) グリーン購入を推進する際に参考となる資料

- ①財団法人日本環境協会関係ホームページ
  - ア エコマーク
  - イ グリーン購入ネットワーク (GPN)
    - ・GPN データベース
    - ・グリーン購入情報プラザ
    - ・グリーン購入法特定調達物品情報提供システム
- ②財団法人省エネルギーセンター関連ホームページ
  - ア 国際エネルギースタープログラム
  - イ 省エネラベリング制度
  - ウ 省エネ性能カタログ



【特定調達品目表】

分 類		品 目 名	判断の 目安・基準
紙類	情報用紙	コピー用紙（色つき、カラー複写機用は除く）	◎
		フォーム用紙	○
		インクジェットカラープリンター用塗工紙	○
		ジアゾ感光紙	○
	衛生用紙	トイレトペーパー	◎
		ティッシュペーパー	◎
	印刷用紙	印刷用紙（カラー用紙を除く）	○
印刷用紙（カラー用紙）		○	
文具類	筆記具	シャープペンシル	○
		シャープペンシル替芯	○
		ボールペン	○
		マーキングペン	○
		鉛筆	○
	印章 スタンプ台	スタンプ台	○
		朱肉	○
		印章セット	○
		ゴム印	○
		回転ゴム印	○
	図案 製図用具	定規	○
		トレー	○
		消しゴム	○
		ステープラー	○
		ステープラー針リムーバー	○
		連射式クリップ（本体）	○
		事務用修正具（テープ）	○
		事務用修正具（液体）	○
		クラフトテープ	○
		粘着テープ（布粘着）	○
両面粘着紙テープ	○		
製本テープ	○		
ブックスタンド	○		

文具類	図案 製図用具	パンチ（手動）	○
		マグネット（玉）	○
		マグネット（バー）	○
		ペンスタンド	○
		クリップケース	○
		はさみ	○
		モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	○
		紙めくりクリーム	○
		鉛筆削り（手動）	○
		OA クリーナー（ウェットタイプ）	○
		OA クリーナー（液タイプ）	○
		レターケース	○
		メディアケース（FD・CD・MO 用）	○
		マウスパット	○
		OA フィルター（デスクトップ（CRT・液晶）用）	○
		丸刃式紙裁断機	○



#### (7) グリーン購入調達率

平成 19 年度の取り組み実績では、全体でのグリーン購入調達率は 68% でした。この調達率の算定は、各職場で購入した物品のうち、グリーンマーク、エコマーク等の有無から算定しています。

##### 【グリーン購入調達率】

番号	分野	平成 19 年度実績 (%)
1	紙類	92
2	文房具類	88
3	機械類	48
4	OA 機器	60
5	制服・作業服	75
6	作業手袋	45
	全体平均	68

## 5-7 環境を思いやるまち

### 環境啓発事業

#### (1) 出前教室

近年、自然環境や生活環境に対する市民の関心は、ますます高くなっています。

ダイオキシン、換環境ホルモン、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など、環境問題の意識の高まりはこれらの問題の大きさ、解決の難しさに対する不安の表れであると言えます。そこで、市では、さまざまな環境問題について、市民の皆様共に考え、問題解決の方策を見出すため「出前講座（職員が会場に向いて講演）」を実施しています。

#### 【平成 19 年度 あげお市政出前講座（環境関連）】

分野	講座名	内容	担当部署名
暮らし、税	身近な温暖化対策	身近にできる温暖化対策を啓発、推進する	環境政策課
	上尾市のごみの現状	ごみの発生及び処理状況やリサイクル等の取り組み	西貝塚環境センター
	あげおの農産物	あげおの農産物を教えます	農政課
都市、緑、水	市の緑と公園	市の緑と公園について	みどり公園課
	公共下水道のしくみ	下水道計画および現状、下水道使用料および事業費、下水道施設の維持管理について	下水道課
	水道水ができるまで	地下水や河川水から清浄水になるまで	水道部総務課

#### (2) こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は、こどもが誰でも参加できる環境活動クラブです。平成 19 年度は、全国で 4,216 クラブ、167,466 人が参加し、うち本市では、3 クラブ、12 人の子ども達が登録・活動しました。「こどもエコクラブ」は、2 人以上の仲間（メンバー）と、活動を支える 1 人以上の大人（サポーター）で構成されます。環境省では、平成 7 年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。本市は、環境省とこどもエコクラブとの中継ぎとして子どもたちを応援しています。



# 資料編

資料 【各測定項目ごとの経年変化（大気）】

測定物質名	二酸化硫黄 ( S O 2 )					
	測定		年平均値	最高値		環境基準
	日数	時間		1 時間値	1 日平均値	適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(適○否×)
平成 10 年度	362	8,629	0.004	0.019	0.008	○
平成 11 年度	356	8,525	0.003	0.014	0.006	○
平成 12 年度	365	8,690	0.004	0.092	0.027	○
平成 13 年度	363	8,656	0.004	0.093	0.011	○
平成 14 年度	361	8,654	0.003	0.052	0.008	○
平成 15 年度	366	8,710	0.003	0.068	0.008	○
平成 16 年度	364	8,677	0.004	0.081	0.008	○
平成 17 年度	365	8,642	0.002	0.038	0.004	○
平成 18 年度	364	8,619	0.001	0.027	0.004	○
平成 19 年度	366	8,652	0.001	0.032	0.003	○
			月平均値			
平成 19 年 4 月	30	710	0.001	0.011	0.003	○
平成 19 年 5 月	31	734	0.001	0.018	0.003	○
平成 19 年 6 月	30	707	0.001	0.013	0.004	○
平成 19 年 7 月	31	731	0.002	0.012	0.004	○
平成 19 年 8 月	31	729	0.001	0.006	0.002	○
平成 19 年 9 月	30	709	0.001	0.013	0.003	○
平成 19 年 10 月	31	735	0.001	0.007	0.002	○
平成 19 年 11 月	30	711	0.001	0.006	0.002	○
平成 19 年 12 月	31	735	0.001	0.007	0.002	○
平成 20 年 1 月	31	731	0.001	0.016	0.003	○
平成 20 年 2 月	28	660	0.001	0.007	0.013	○
平成 20 年 3 月	31	732	0.001	0.003	0.004	○

測定物質名	二酸化窒素( N O 2 )					
	測定		年平均値	最高値		環境基準
	日数	時間		1 時間値	1 日平均値	適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(適○否×)
平成 10 年度	355	8,486	0.023	0.095	0.048	○
平成 11 年度	362	8,645	0.022	0.090	0.044	○
平成 12 年度	354	8,504	0.021	0.089	0.038	○
平成 13 年度	364	8,612	0.020	0.089	0.038	○
平成 14 年度	342	8,319	0.019	0.089	0.040	○
平成 15 年度	341	8,167	0.020	0.096	0.037	○
平成 16 年度	328	7,921	0.017	0.087	0.034	○
平成 17 年度	362	8,541	0.016	0.081	0.034	○
平成 18 年度	362	8,553	0.018	0.081	0.034	○
平成 19 年度	366	8,637	0.015	0.650	0.033	○
			月平均値			
平成 19 年 4 月	30	709	0.014	0.050	0.026	○
平成 19 年 5 月	31	729	0.012	0.060	0.026	○
平成 19 年 6 月	30	704	0.014	0.042	0.024	○
平成 19 年 7 月	31	726	0.013	0.040	0.021	○
平成 19 年 8 月	31	725	0.011	0.032	0.019	○
平成 19 年 9 月	29	692	0.013	0.045	0.024	○
平成 19 年 10 月	31	730	0.017	0.057	0.026	○
平成 19 年 11 月	30	706	0.017	0.074	0.035	○
平成 19 年 12 月	31	729	0.018	0.055	0.030	○
平成 20 年 1 月	31	729	0.016	0.055	0.033	○
平成 20 年 2 月	28	655	0.017	0.053	0.033	○
平成 20 年 3 月	31	726	0.012	0.057	0.028	○

測定物質名	浮遊粒子状物質 (SPM)					
	測定		年平均値	最高値		環境基準
	日数	時間		1 時間値	1 日平均値	適否
	(日)	(時間)	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(mg/m <sup>3</sup> )	(適○否×)
平成 10 年度	317	7,836	0.048	0.458	0.216	×
平成 11 年度	349	8,397	0.041	0.236	0.121	×
平成 12 年度	349	8,422	0.045	0.349	0.170	×
平成 13 年度	360	8,635	0.041	0.318	0.140	×
平成 14 年度	358	8,624	0.039	0.237	0.128	×
平成 15 年度	364	8,693	0.038	0.272	0.151	×
平成 16 年度	363	8,674	0.035	0.234	0.156	○
平成 17 年度	363	8,676	0.036	0.168	0.113	○
平成 18 年度	360	8,624	0.034	0.160	0.091	○
平成 19 年度	361	8,657	0.033	0.204	0.120	○
			月平均値			
平成 19 年 4 月	30	716	0.030	0.095	0.058	○
平成 19 年 5 月	31	739	0.030	0.109	0.064	○
平成 19 年 6 月	30	713	0.031	0.116	0.073	○
平成 19 年 7 月	31	739	0.041	0.110	0.070	○
平成 19 年 8 月	31	734	0.033	0.109	0.075	○
平成 19 年 9 月	30	714	0.035	0.097	0.057	○
平成 19 年 10 月	31	740	0.033	0.083	0.056	○
平成 19 年 11 月	30	716	0.031	0.139	0.081	○
平成 19 年 12 月	29	710	0.031	0.126	0.058	○
平成 20 年 1 月	31	738	0.024	0.093	0.042	○
平成 20 年 2 月	28	665	0.029	0.092	0.061	○
平成 20 年 3 月	29	714	0.024	0.080	0.049	○

測定物質名	光化学オキシダント (Ox)					
	有効昼間測定		昼間の年 平均値	昼間の最高値		環境基準
	日数	時間		1時間 値	最高1時間値 の1日平均値	適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(適○否×)
平成10年度	360	5224	0.022	0.159	0.037	×
平成11年度	363	5328	0.027	0.128	0.046	×
平成12年度	365	5407	0.031	0.182	0.054	×
平成13年度	364	5364	0.031	0.152	0.053	×
平成14年度	365	5388	0.031	0.204	0.053	×
平成15年度	366	5413	0.031	0.161	0.052	×
平成16年度	365	5404	0.030	0.158	0.050	×
平成17年度	362	5329	0.033	0.220	0.055	×
平成18年度	365	5410	0.033	0.196	0.054	×
平成19年度	366	5438	0.035	0.156	0.057	×
			昼間1時 間平均値			
平成19年4月	30	446	0.052	0.109	0.070	×
平成19年5月	31	459	0.052	0.153	0.073	×
平成19年6月	30	431	0.044	0.137	0.068	×
平成19年7月	31	461	0.047	0.144	0.086	×
平成19年8月	31	458	0.038	0.154	0.072	×
平成19年9月	30	444	0.036	0.121	0.062	×
平成19年10月	31	461	0.029	0.089	0.050	×
平成19年11月	30	446	0.018	0.050	0.032	○
平成19年12月	31	461	0.018	0.046	0.032	○
平成20年1月	31	461	0.024	0.051	0.037	○
平成20年2月	28	416	0.028	0.053	0.041	○
平成20年3月	31	460	0.038	0.070	0.051	×

調査地点① 芝川上流(菅谷字西中通433番地先)

採取年月日		5/9	7/6	10/5	1/17	平均	環境基準
時刻(24:00表記)		9:40	9:30	9:45	9:30		
分析項目		単位					
現地測定項目	天候(前日・当日)	—		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
	気温	°C	23.0	27.4	24.2	6.8	20.4
	水温	°C	20.2	25.1	23.6	7.2	19.0
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.009	0.010	0.028	0.011	0.015
	採取位置	—		流心	流心	流心	流心
	透視度	度	21.0	23.2	42.4	21.2	27.0
	色相	—		中灰黄色	中灰黄色	中灰色	中灰黄色
	臭気	—		弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	中下水臭
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.2	7.2	6.7	7.4	7.1
	溶存酸素量(Do)	mg/L	5.6	5.8	3.3	5.8	5.1
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	29	23	10	32	23.5
	浮遊物質(ss)	mg/L	15	14	11	14	13.5
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001
	全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1
	鉛	mg/L	<0.001		0.004		
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005
	ヒ素	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005
	アルキル水銀	mg/L					
	PCB	mg/L					
	ジクロロメタン	mg/L					
	四塩化炭素	mg/L					
	1,2-ジクロロエタン	mg/L					
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L					
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L					
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L					
	トリクロロエチレン	mg/L					
	テトラクロロエチレン	mg/L					
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L					
	チウラム	mg/L					
	シマジン	mg/L					
	チオベンカルブ	mg/L					
	ベンゼン	mg/L					
	セレン	mg/L					
	硝酸性窒素	mg/L	0.65		0.41		0.53
亜硝酸性窒素	mg/L	2.90		4.60		3.75	
フッ素	mg/L			0.03		0.03	
ほう素	mg/L						
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005
	銅	mg/L			<0.01		<0.01
	亜鉛	mg/L			0.036		0.036
	溶解性鉄	mg/L			<0.1		<0.1
	溶解性マンガン	mg/L			<0.05		<0.05
	クロム	mg/L			<0.01		<0.01
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	7.3		1.5		4.4
	ケルダール窒素	mg/L	10		16		13
	リン酸性リン	ms/m	1.20		0.41		0.81
	導電率	mS/m	39	40	31	47	39.3
	陰イオン界面活性剤	mg/L	1.20		1.20		1.20

調査地点②芝川上流(つつみ橋、旧上郷橋)

採取年月日		5/9	7/6	10/5	1/17	平均	環境基準
時刻(24:00表記)		9:15	9:15	9:20	9:20		
分析項目		単位					
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	
	気温	°C	22.0	27.0	23.8	6.0	19.7
	水温	°C	19.0	21.1	19.8	9.8	17.4
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.096	0.130	0.237	0.055	0.130
	採取位置	—	流心	流心	流心	流心	
	透視度	度	18.4	23.6	36.8	16.0	23.7
	色相	—	濃灰黄色	中灰黄色	中灰黄色	中灰黄色	
	臭気	—	強下水臭	中下水臭	中下水臭	中下水臭	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.0	7.0	6.7	7.3	7.0
	溶存酸素量(Do)	mg/L	1.0	6.3	5.4	3.3	4.0
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	31.0	8.9	3.6	39.0	20.6
	浮遊物質(ss)	mg/L	18	52	13	32	29
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001
	全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1
	鉛	mg/L	0.001		0.002		0.0015
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005
	ヒ素	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005
	アルキル水銀	mg/L					
	PCB	mg/L					
	ジクロロメタン	mg/L					
	四塩化炭素	mg/L					
	1,2-ジクロロエタン	mg/L					
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L					
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L					
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L					
	トリクロロエチレン	mg/L					
	テトラクロロエチレン	mg/L					
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L					
	チウラム	mg/L					
	シマジン	mg/L					
	チオベンカルブ	mg/L					
	ベンゼン	mg/L					
	セレン	mg/L					
	硝酸性窒素	mg/L	0.017		0.073		0.045
亜硝酸性窒素	mg/L	0.12		4.90		2.51	
フッ素	mg/L			0.03		0.03	
ほう素	mg/L						
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005
	銅	mg/L			<0.01		<0.01
	亜鉛	mg/L			0.013		0.013
	溶解性鉄	mg/L			0.1		0.1
	溶解性マンガン	mg/L			<0.05		<0.05
	クロム	mg/L			<0.01		<0.01
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	8.9		1.1		5.0
	ケルダール窒素	mg/L	11.0		8.8		9.9
	リン酸性リン	ms/m	1.10		0.15		0.63
	導電率	mS/m	40	30	27	49	36.5
	陰イオン界面活性剤	mg/L	2.70		0.20		1.45

調査地点 ③芝川中流(道三橋)

採取年月日		5/9	7/6	10/5	1/17	平均	環境基準
時刻(24:00表記)		10:30	10:05	10:30	10:15		
分析項目		単位					
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	
	気温	°C	24.2	27.0	26.2	7.8	21.3
	水温	°C	19.2	23.5	22.1	9.8	18.7
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.115	0.139	0.218	0.100	0.143
	採取位置	—	流心	流心	流心	流心	
	透視度	度	>50	>50	33.8	>50	
	色相	—	淡灰黄色	淡灰黄色	中灰色	淡灰黄色	
	臭気	—	強下水臭	中下水臭	中下水臭	弱下水臭	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.0	7.0	6.8	7.2	7.0
	溶存酸素量(Do)	mg/L	2.7	2.6	4.0	3.4	3.2
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	6.7	6.4	8.6	8.4	7.5
	浮遊物質(ss)	mg/L	7	12	17	10	12
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛	mg/L	<0.001	0.002	0.001	<0.001	
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	ヒ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	mg/L					
	PCB	mg/L					
	ジクロロメタン	mg/L					
	四塩化炭素	mg/L					
	1,2-ジクロロエタン	mg/L					
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L					
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L					
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L					
	トリクロロエチレン	mg/L					
	テトラクロロエチレン	mg/L					
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L					
	チウラム	mg/L					
	シマジン	mg/L					
	チオベンカルブ	mg/L					
	ベンゼン	mg/L					
	セレン	mg/L					
	硝酸性窒素	mg/L	0.18		0.24		0.21
亜硝酸性窒素	mg/L	1.80		2.90		2.35	
フッ素	mg/L			0.04		0.04	
ほう素	mg/L						
特殊項目	フェノール類	mg/L			0.013		0.013
	銅	mg/L			<0.01		<0.01
	亜鉛	mg/L			0.066		0.066
	溶解性鉄	mg/L			0.1		0.1
	溶解性マンガン	mg/L			<0.05		<0.05
	クロム	mg/L			<0.01		<0.01
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	3.6		1.3		2.5
	ケルダール窒素	mg/L	5.1		27.0		16.1
	リン酸性リン	ms/m	0.49		0.39		0.44
	導電率	mS/m	34	32	31	42	35
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.52		0.30		0.41



調査地点④芝川下流(日の出橋)

採取年月日		5/9	7/6	10/5	1/17	平均	環境基準
時刻(24:00表記)		10:50	10:25	10:55	10:35		
分析項目		単位					
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	
	気温	°C	24.8	28.2	26.4	7.5	21.7
	水温	°C	22.0	25.2	23.1	13.6	21.0
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.208	0.195	0.428	0.161	0.248
	採取位置	—	流心	流心	流心	流心	
	透視度	度	>50	>50	>50	>50	
	色相	—	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰色	淡灰黄色	
	臭気	—	中下水臭	弱下水臭	中下水臭	弱下水臭	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.2	7.1	7.0	7.2	7.1
	溶存酸素量(Do)	mg/L	5.1	4.4	5.5	5.7	5.2
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	7.8	5.1	3.3	8.8	6.3
	浮遊物質(ss)	mg/L	5	9	11	7	8
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001
	全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1
	鉛	mg/L	0.004		0.002		0.003
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005
	ヒ素	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005
	アルキル水銀	mg/L					
	PCB	mg/L					
	ジクロロメタン	mg/L					
	四塩化炭素	mg/L					
	1,2-ジクロロエタン	mg/L					
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L					
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L					
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L					
	トリクロロエチレン	mg/L					
	テトラクロロエチレン	mg/L					
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L					
	チウラム	mg/L					
	シマジン	mg/L					
	チオベンカルブ	mg/L					
	ベンゼン	mg/L					
	セレン	mg/L					
硝酸性窒素	mg/L	0.14		0.17		0.16	
亜硝酸性窒素	mg/L	1.50		2.70		2.10	
フッ素	mg/L			0.04		0.04	
ほう素	mg/L						
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005
	銅	mg/L			0.10		0.10
	亜鉛	mg/L			0.10		0.10
	溶解性鉄	mg/L			0.10		0.1
	溶解性マンガン	mg/L			0.06		0.06
	クロム	mg/L			<0.01		<0.01
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	2.5		1.2		1.9
	ケルダール窒素	mg/L	4.3		22.0		13.2
	リン酸性リン	ms/m	0.48		0.34		0.41
	導電率	mS/m	60	74	63	100	74
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.43		0.11		0.27

調査地点 ⑤原市沼川上流(上平橋)

採取年月日		5/9	7/6	10/5	1/17	平均	環境基準	
時刻(24:00表記)		10:05	9:55	10:00	9:50			
分析項目		単位						
現地測定項目	天候(前日・当日)	—		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	
	気温	°C	24.0	28.4	25.0	7.0	21.1	
	水温	°C	19.2	24.3	23.0	8.5	18.8	
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.008	0.020	0.022	0.011	0.015	
	採取位置	—		流心	流心	流心	流心	
	透視度	度	>50	>50	>50	37.6		
	色相	—		淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰緑色	中灰黄色	
	臭気	—		弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	6.9	6.7	6.6	7.1	6.8	
	溶存酸素量(Do)	mg/L	5.1	3.6	8.5	6.9	6.0	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	8.3	3.7	3.7	10.0	6.4	
	浮遊物質(ss)	mg/L	4	7	3	5	5	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001	0.01mg/L以下
	全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001		0.001		0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005	0.05mg/L以下
	ヒ素	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	mg/L						検出されないこと
	PCB	mg/L						検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L						0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L						0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						0.02mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						0.04mg
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	mg/L						0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	mg/L						0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						0.002mg/L以下
	チウラム	mg/L						0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L						0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	mg/L						0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L						0.01mg/L以下
	セレン	mg/L						0.01mg/L以下
	硝酸性窒素	mg/L	0.20		0.12		0.16	10mg/L以下
亜硝酸性窒素	mg/L	1.70		4.90		3.30	10mg/L以下	
フッ素	mg/L			0.03		0.03	0.8mg/L以下	
ほう素	mg/L						1mg/L以下	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005	
	銅	mg/L			<0.01		<0.01	
	亜鉛	mg/L			0.006		0.006	
	溶解性鉄	mg/L			<0.1		<0.1	
	溶解性マンガン	mg/L			<0.05		<0.05	
	クロム	mg/L			<0.01		<0.01	
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	5.1		0.8		3.0	
	ケルダール窒素	mg/L	6.9		17.0		12.0	
	リン酸性リン	ms/m	0.26		0.12		0.19	
	導電率	mS/m	31	26	25	38	30	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.31		0.26		0.29	

調査地点 ⑥原市沼川下流(境橋)

採取年月日		5/9	7/6	10/5	1/17	平均	環境基準	
時刻(24:00表記)		11:20	10:40	11:20	10:55			
分析項目		単位						
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ		
	気温	°C	25.0	26.8	27.0	7.6	21.6	
	水温	°C	21.6	24.8	23.0	7.0	19.1	
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.084	0.137	0.142	0.064	0.107	
	採取位置	—	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	22.8	42.8	34.2	>50		
	色相	—	中灰黄色	淡灰黄色	中灰黒色	淡灰色		
	臭気	—	弱下水臭	弱植物	弱下水臭	弱下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.1	7.0	6.9	7.3	7.1	
	溶存酸素量(Do)	mg/L	3.8	5.1	4.8	7.8	5.4	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.0	2.1	4.1	3.7	3.5	
	浮遊物質(ss)	mg/L	30	14	29	6	20	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001	0.01mg/L以下
	全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001		0.002			0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005	0.05mg/L以下
	ヒ素	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	mg/L						検出されないこと
	PCB	mg/L						検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L						0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L						0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						0.02mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						0.04mg
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	mg/L						0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	mg/L						0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						0.002mg/L以下
	チウラム	mg/L						0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L						0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	mg/L						0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L						0.01mg/L以下
	セレン	mg/L						0.01mg/L以下
	硝酸性窒素	mg/L	0.13		0.22		0.18	10mg/L以下
亜硝酸性窒素	mg/L	0.95		3.60		2.28	10mg/L以下	
フッ素	mg/L			0.07		0.07	0.8mg/L以下	
ほう素	mg/L						1mg/L以下	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005	
	銅	mg/L			<0.01		<0.01	
	亜鉛	mg/L			0.012		0.012	
	溶解性鉄	mg/L			0.2		0.2	
	溶解性マンガン	mg/L			<0.05		<0.05	
	クロム	mg/L			<0.01		<0.01	
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	3.2		0.9		2.1	
	ケルダール窒素	mg/L	4.5		18.0		11.3	
	リン酸性リン	ms/m	0.40		0.22		0.31	
	導電率	mS/m	32	28	29	36	31.3	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.08		0.03		0.06	

調査地点 ⑦綾瀬川(立合橋)

採取年月日		5/9	7/6	10/5	1/17	平均	環境基準 類型C (参考)	
時刻(24:00表記)		11:45	11:00	11:45	11:15			
分析項目		単位						
現地測定項目	天候(前日・当日)	—		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	
	気温	°C	26.0	28.6	27.4	8.2	22.6	
	水温	°C	20.5	25.0	23.8	9.1	19.6	
	流量	m <sup>3</sup> /sec	1.080	1.710	0.814	0.327	0.983	
	採取位置	—		流心	流心	流心	流心	
	透視度	度	23.0	34.0	27.5	35.0	29.9	
	色相	—		中灰黄色	中灰黄色	中灰黄色	中灰黄色	
	臭気	—		弱下水臭	弱植物	弱下水臭	弱泥臭	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	6.8	7.0	7.1	7.3	7.1	6.5以上8.5未満
	溶存酸素量(Do)	mg/L	5.4	5.7	5.9	5.8	5.7	5mg/L以上
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.3	2.9	3.8	7.9	4.7	5mg/L以下
	浮遊物質(ss)	mg/L	22	18	23	15	20	50mg/L以下
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001	0.01mg/L以下
	全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001		0.001		0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005	0.05mg/L以下
	ヒ素	mg/L	0.001		0.001		0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	mg/L						検出されないこと
	PCB	mg/L						検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L						0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L						0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						0.02mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						0.04mg
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	mg/L						0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	mg/L						0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						0.002mg/L以下
	チウラム	mg/L						0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L						0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	mg/L						0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L						0.01mg/L以下
	セレン	mg/L						0.01mg/L以下
硝酸性窒素	mg/L	0.11		0.21		0.16	10mg/L以下	
亜硝酸性窒素	mg/L	1.20		2.80		2.00	10mg/L以下	
フッ素	mg/L			0.07		0.07	0.8mg/L以下	
ほう素	mg/L						1mg/L以下	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005	
	銅	mg/L			<0.01		<0.01	
	亜鉛	mg/L			0.009		0.009	
	溶解性鉄	mg/L			0.1		0.1	
	溶解性マンガン	mg/L			0.06		0.06	
	クロム	mg/L			<0.01		<0.01	
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	1.1		0.9		1.0	
	ケルダール窒素	mg/L	2.0		16.0		9.0	
	リン酸性リン	ms/m	0.19		0.20		0.20	
	導電率	mS/m	23	24	33	62	35.5	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.06		0.01		0.04	

調査地点 ⑧尾山台都市下水路(瓦葺2868地先)

採取年月日		5/9					
時刻(24:00表記)		11:20					
分析項目		単位				平均	環境基準
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ				
	気温	°C	25.0			25.0	
	水温	°C	21.6			21.6	
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.084			0.084	
	採取位置	—	流心				
	透視度	度	22.8			22.8	
	色相	—	中灰黄色				
	臭気	—	弱下水臭				
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.1			7.1	
	溶存酸素量(Do)	mg/L	3.8			3.8	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.0			4	
	浮遊物質(ss)	mg/L	30			30	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001			<0.001	0.01mg/L以下
	全シアン	mg/L	<0.1			<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001			<0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005			<0.005	0.05mg/L以下
	ヒ素	mg/L	<0.001			<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005			<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	mg/L					検出されないこと
	PCB	mg/L					検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L					0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L					0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L					0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L					0.02mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L					0.04mg
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L					1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L					0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	mg/L					0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	mg/L					0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L					0.002mg/L以下
	チウラム	mg/L					0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L					0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	mg/L					0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L					0.01mg/L以下
	セレン	mg/L					0.01mg/L以下
硝酸性窒素	mg/L	0.26				0.26	10mg/L以下
亜硝酸性窒素	mg/L	2.10				2.10	10mg/L以下
フッ素	mg/L	0.05				0.05	0.8mg/L以下
ほう素	mg/L						1mg/L以下
特殊項目	フェノール類	mg/L	0.006			0.006	
	銅	mg/L	<0.01			<0.01	
	亜鉛	mg/L	0.005			0.005	
	溶解性鉄	mg/L	0.2			0.2	
	溶解性マンガン	mg/L	<0.05			<0.05	
	クロム	mg/L	<0.01			<0.01	
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	2.4			2.4	
	ケルダール窒素	mg/L	17			17	
	リン酸性リン	ms/m	0.42			0.42	
	導電率	mS/m	32			32	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.23			0.23	

調査地点 ⑨瓦葺都市下水路(国道16号脇)

採取年月日		10/5					
時刻(24:00表記)		12:45					
分析項目		単位				平均	環境基準
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ				
	気温	°C	27.8			27.8	
	水温	°C	25.2			25.2	
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.011			0.011	
	採取位置	—	流心				
	透視度	度	44.5			44.5	
	色相	—	中灰色				
	臭気	—	中下水臭				
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.3			7.3	
	溶存酸素量(Do)	mg/L	3.4			3.4	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	13			13	
	浮遊物質(ss)	mg/L	4			4	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001			<0.001	
	全シアン	mg/L	<0.1			<0.1	
	鉛	mg/L	0.001			0.001	
	六価クロム	mg/L	<0.005			<0.005	
	ヒ素	mg/L	<0.001			<0.001	
	総水銀	mg/L	<0.0005			<0.0005	
	アルキル水銀	mg/L					
	PCB	mg/L					
	ジクロロメタン	mg/L					
	四塩化炭素	mg/L					
	1,2-ジクロロエタン	mg/L					
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L					
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L					
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L					
	トリクロロエチレン	mg/L					
	テトラクロロエチレン	mg/L					
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L					
	チウラム	mg/L					
	シマジン	mg/L					
	チオベンカルブ	mg/L					
	ベンゼン	mg/L					
	セレン	mg/L					
	硝酸性窒素	mg/L	0.28				0.28
	亜硝酸性窒素	mg/L	1.40				1.40
	フッ素	mg/L	0.05				0.05
ほう素	mg/L						
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.005			<0.005	
	銅	mg/L	<0.01			<0.01	
	亜鉛	mg/L	0.013			0.013	
	溶解性鉄	mg/L	0.1			0.1	
	溶解性マンガン	mg/L	0.06			0.06	
	クロム	mg/L	<0.01			<0.01	
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	5.6			5.6	
	ケルダール窒素	mg/L	9.4			9.4	
	リン酸性リン	ms/m	1.0			1.0	
	導電率	mS/m	40.0			40.0	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	1.8			1.8	

調査地点 ⑩鴨川上流(鴨川中央公園脇)

採取年月日	時刻(24:00表記)	5/11	8/10	11/8	2/20	平均	環境基準	
分析項目	単位							
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ		
	気温	°C	19.5	32.0	14.0	5.0	17.6	
	水温	°C	16.6	24.1	18.1	8.8	16.9	
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.026	0.016	0.037	0.008	0.022	
	採取位置	—	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	>50	>50	>50	>50		
	色相	—	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰緑	淡灰黄色		
	臭気	—	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	6.7	6.8	7.3	6.9	6.9	
	溶存酸素量(Do)	mg/L	1.8	6.1	6.8	4.8	4.9	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	3.6	1.7	1.4	6.6	3.3	
	浮遊物質(ss)	mg/L	10	10	9	23	13	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001	0.01mg/L以下
	全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001		0.001			0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005	0.05mg/L以下
	ヒ素	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	mg/L						検出されないこと
	PCB	mg/L						検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L						0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L						0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						0.02mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						0.04mg
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	mg/L						0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	mg/L						0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						0.002mg/L以下
	チウラム	mg/L						0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L						0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	mg/L						0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L						0.01mg/L以下
	セレン	mg/L						0.01mg/L以下
硝酸性窒素	mg/L	0.28		0.10		0.19	10mg/L以下	
亜硝酸性窒素	mg/L	3.50		6.30		4.90	10mg/L以下	
フッ素	mg/L			0.03		0.03	0.8mg/L以下	
ほう素	mg/L						1mg/L以下	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005	
	銅	mg/L			<0.01		<0.01	
	亜鉛	mg/L			0.011		0.011	
	溶解性鉄	mg/L			0.1		0.1	
	溶解性マンガン	mg/L			<0.05		<0.05	
その他項目	クロム	mg/L			<0.01		<0.01	
	アンモニア性窒素	mg/L	1.70		0.27		0.99	
	ケルダール窒素	mg/L	2.80		0.67		1.74	
	リン酸性リン	ms/m	0.19		0.14		0.17	
	導電率	mS/m	25	30	28	34	29.3	
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.11		0.01		0.06		



調査地点 ⑪鴨川中流(富士見橋)

採取年月日		5/11	8/10	11/8	2/20	平均	環境基準 類型C (参考)
時刻(24:00表記)		11:05	10:40	11:20	10:55		
分析項目		単位					
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	
	気温	°C	19.0	33.2	18.0	7.4	19.4
	水温	°C	18.7	24.3	17.7	11.4	18.0
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.125	0.148	0.179	0.109	0.140
	採取位置	—	流心	流心	流心	流心	
	透視度	度	36.6	>50	>50	23.0	
	色相	—	中灰黄色	淡黄褐色	淡灰黄色	淡灰黄色	
	臭気	—	中下水臭	中下水臭	中下水臭	弱下水臭	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	6.9	7.0	7.3	7.0	7.1 6.5以上8.5未満
	溶存酸素量(Do)	mg/L	6.3	6.9	7.4	6.9	5mg/L以上
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	5.4	4.7	3.7	6.0	5mg/L以下
	浮遊物質(ss)	mg/L	15	7	6	35	50mg/L以下
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001 0.01mg/L以下
	全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1 検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001 0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005 0.05mg/L以下
	ヒ素	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001 0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005 0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	mg/L					検出されないこと
	PCB	mg/L					検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L					0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L					0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L					0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L					0.02mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L					0.04mg
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L					1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L					0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	mg/L					0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	mg/L					0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L					0.002mg/L以下
	チウラム	mg/L					0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L					0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	mg/L					0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L					0.01mg/L以下
	セレン	mg/L					0.01mg/L以下
	硝酸性窒素	mg/L	0.12		0.11		0.12 10mg/L以下
亜硝酸性窒素	mg/L	2.70		4.00		3.35 10mg/L以下	
フッ素	mg/L			0.05		0.05 0.8mg/L以下	
ほう素	mg/L					1mg/L以下	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005
	銅	mg/L			<0.01		<0.01
	亜鉛	mg/L			0.039		0.039
	溶解性鉄	mg/L			0.4		0.4
	溶解性マンガン	mg/L			0.1		0.1
	クロム	mg/L			<0.01		<0.01
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	1.7		1.2		1.5
	ケルダール窒素	mg/L	2.7		1.8		2.3
	リン酸性リン	ms/m	0.35		0.26		0.31
	導電率	mS/m	48	54	41	64	51.8
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.23		0.34		0.29



調査地点 ⑫鴨川下流(山の下橋)

採取年月日		5/11	8/10	11/8	2/20	平均	環境基準 類型C (参考)
時刻(24:00表記)		11:35	12:35	11:55	11:55		
分析項目		単位					
現地測定項目	天候(前日・当日)	—		晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
	気温	°C	21.0	36.0	18.0	10.0	21.3
	水温	°C	19.0	28.0	17.0	10.1	18.5
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.306	0.236	0.130	0.056	0.182
	採取位置	—		流心	流心	流心	流心
	透視度	度	34.0	40.0	>50	40.0	
	色相	—		中灰黄色	中灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色
	臭気	—		弱下水臭	中下水臭	中下水臭	弱下水臭
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.2	7.0	7.4	7.2	6.5以上8.5未満
	溶存酸素量(Do)	mg/L	6.3	3.2	4.8	5.6	5mg/L以上
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.1	2.8	2.9	5.6	5mg/L以下
	浮遊物質(ss)	mg/L	12	9	10	12	50mg/L以下
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
	ヒ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	mg/L					検出されないこと
	PCB	mg/L					検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L					0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L					0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L					0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L					0.02mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L					0.04mg
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L					1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L					0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	mg/L					0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	mg/L					0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L					0.002mg/L以下
	チウラム	mg/L					0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L					0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	mg/L					0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L					0.01mg/L以下
	セレン	mg/L					0.01mg/L以下
硝酸性窒素	mg/L	0.16		0.27		0.22	10mg/L以下
亜硝酸性窒素	mg/L	1.90		3.70		2.80	10mg/L以下
フッ素	mg/L			0.06		0.06	0.8mg/L以下
ほう素	mg/L						1mg/L以下
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005	<0.005	
	銅	mg/L			<0.01	<0.01	
	亜鉛	mg/L			0.026	0.026	
	溶解性鉄	mg/L			0.2	0.2	
	溶解性マンガン	mg/L			0.08	0.08	
	クロム	mg/L			<0.01	<0.01	
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	2.3		0.8		1.5
	ケルダール窒素	mg/L	2.8		1.1		2.0
	リン酸性リン	ms/m	0.40		0.27		0.34
	導電率	mS/m	41	46	44	55	47
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.18		0.07		0.13

調査地点 ⑬江川上流(滝の宮橋)

採取年月日		5/11	8/10	11/8	2/20	平均	環境基準	
時刻(24:00表記)		11:35	12:35	11:55	11:55			
分析項目		単位						
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ		
	気温	°C	21.0	36.0	18.0	10.0	21.3	
	水温	°C	19.0	28.0	17.0	10.1	18.5	
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.306	0.236	0.130	0.056	0.182	
	採取位置	—	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	34.0	40.0	>50	40.0		
	色相	—	中灰黄色	中灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色		
	臭気	—	弱下水臭	中下水臭	中下水臭	弱下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.2	7.0	7.4	7.2	7.2	
	溶存酸素量(Do)	mg/L	6.3	3.2	4.8	5.6	5.0	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	4.1	2.8	2.9	5.6	3.9	
	浮遊物質(ss)	mg/L	12	9	10	12	11	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
	ヒ素	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	mg/L						検出されないこと
	PCB	mg/L						検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L						0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L						0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						0.02mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						0.04mg
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	mg/L						0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	mg/L						0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						0.002mg/L以下
	チウラム	mg/L						0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L						0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	mg/L						0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L						0.01mg/L以下
セレン	mg/L						0.01mg/L以下	
硝酸性窒素	mg/L	0.16		0.27		0.22	10mg/L以下	
亜硝酸性窒素	mg/L	1.90		3.70		2.80	10mg/L以下	
フッ素	mg/L			0.06		0.06	0.8mg/L以下	
ほう素	mg/L						1mg/L以下	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005	
	銅	mg/L			<0.01		<0.01	
	亜鉛	mg/L			0.026		0.026	
	溶解性鉄	mg/L			0.2		0.2	
	溶解性マンガン	mg/L			0.08		0.08	
	クロム	mg/L			<0.01		<0.01	
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	2.30		0.77		1.54	
	ケルダール窒素	mg/L	2.8		1.1		2.0	
	リン酸性リン	ms/m	0.40		0.27		0.34	
	導電率	mS/m	41	46	44	55	47	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.18		0.07		0.13	

調査地点 ⑭江川下流(宮下樋管)

採取年月日 時刻(24:00表記)	分析項目	単位	5/11	8/10	11/8	2/20	平均	環境基準
			10:35	10:05	10:35	10:20		
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ		
	気温	°C	18.8	32.6	17.0	6.6	18.8	
	水温	°C	15.2	25.0	15.7	5.3	15.3	
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.261	0.548	0.498	0.206	0.378	
	採取位置	—	流心	流心	流心	流心		
	透視度	度	36.0	39.0	>50	>50		
	色相	—	中灰黄色	淡灰茶色	淡灰黄色	淡灰黄色		
	臭気	—	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭	弱下水臭		
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.3	7.0	7.3	7.3	7.2	
	溶存酸素量(Do)	mg/L	8.4	4.5	7.0	6.2	6.5	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	6.3	2.1	4.2	8.2	5.2	
	浮遊物質(ss)	mg/L	21	33	12	8	19	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001	0.01mg/L以下
	全シアン	mg/L	<0.1		<0.1		<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.001		0.002			0.01mg/L以下
	六価クロム	mg/L	<0.005		<0.005		<0.005	0.05mg/L以下
	ヒ素	mg/L	<0.001		<0.001		<0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	mg/L	<0.0005		<0.0005		<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	mg/L						検出されないこと
	PCB	mg/L						検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L						0.02mg/L以下
	四塩化炭素	mg/L						0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						0.02mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						0.04mg
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	mg/L						0.03mg/L以下
	テトラクロロエチレン	mg/L						0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						0.002mg/L以下
	チウラム	mg/L						0.006mg/L以下
	シマジン	mg/L						0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	mg/L						0.02mg/L以下
	ベンゼン	mg/L						0.01mg/L以下
	セレン	mg/L						0.01mg/L以下
	硝酸性窒素	mg/L	0.13		0.18		0.16	10mg/L以下
	亜硝酸性窒素	mg/L	1.20		4.60		2.90	10mg/L以下
	フッ素	mg/L			0.06		0.06	0.8mg/L以下
ほう素	mg/L						1mg/L以下	
特殊項目	フェノール類	mg/L			<0.005		<0.005	
	銅	mg/L			<0.01		<0.01	
	亜鉛	mg/L			0.05		0.05	
	溶解性鉄	mg/L			0.1		0.1	
	溶解性マンガン	mg/L			0.10		0.10	
その他項目	クロム	mg/L			<0.01		<0.01	
	アンモニア性窒素	mg/L	2.7		0.7		1.7	
	ケルダール窒素	mg/L	4.1		1.3		2.7	
	リン酸性リン	ms/m	0.33		0.13		0.23	
	導電率	mS/m	32	30	33	39	33.5	
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.22		0.11		0.17		

調査地点 ⑮浅間川(鴨川合流手前)

採取年月日		8/10					平均	環境基準
時刻(24:00表記)		12:10						
分析項目		単位						
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ					
	気温	°C	35.0				35.0	
	水温	°C	27.7				27.7	
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.117				0.117	
	採取位置	—	流心					
	透視度	度	36.4					
	色相	—	中灰黄色					
	臭気	—	中下水臭					
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.2				7.2	
	溶存酸素量(Do)	mg/L	5.1				5.1	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	5.2				5	
	浮遊物質(ss)	mg/L	21				21	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001				<0.001	
	全シアン	mg/L	<0.1				<0.1	
	鉛	mg/L	<0.001				<0.001	
	六価クロム	mg/L	<0.005				<0.005	
	ヒ素	mg/L	<0.001				<0.001	
	総水銀	mg/L	<0.0005				<0.0005	
	アルキル水銀	mg/L						
	PCB	mg/L						
	ジクロロメタン	mg/L						
	四塩化炭素	mg/L						
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						
	トリクロロエチレン	mg/L						
	テトラクロロエチレン	mg/L						
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						
	チウラム	mg/L						
	シマジン	mg/L						
	チオベンカルブ	mg/L						
	ベンゼン	mg/L						
	セレン	mg/L						
	硝酸性窒素	mg/L	0.23					0.23
	亜硝酸性窒素	mg/L	1.8					1.8
	フッ素	mg/L	0.13					0.13
ほう素	mg/L							
特殊項目	フェノール類	mg/L	0.007				0.007	
	銅	mg/L	<0.01				<0.01	
	亜鉛	mg/L	0.029				0.029	
	溶解性鉄	mg/L	0.3				0.3	
	溶解性マンガン	mg/L	0.07				0.07	
	クロム	mg/L	<0.01				<0.01	
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	3.4				3.4	
	ケルダール窒素	mg/L	5.0				5.0	
	リン酸性リン	ms/m	0.38				0.38	
	導電率	mS/m	37				37	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.34				0.34	

調査地点⑩丸山都市下水路(八塚樋管)

採取年月日		8/10					平均	環境基準
時 刻(24:00表記)		11:05						
分析項目		単位						
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ					
	気温	°C	34.0				34.0	
	水温	°C	25.8				25.8	
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.010				0.010	
	採取位置	—	流心					
	透視度	度	40					
	色相	—	淡灰黄色					
	臭気	—	中下水臭					
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.3				7.3	
	溶存酸素量(Do)	mg/L	4.6				4.6	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	6				6	
	浮遊物質(ss)	mg/L	12				12	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001				<0.001	
	全シアン	mg/L	<0.1				<0.1	
	鉛	mg/L	<0.001				<0.001	
	六価クロム	mg/L	<0.005				<0.005	
	ヒ素	mg/L	0.001				0.001	
	総水銀	mg/L	<0.0005				<0.0005	
	アルキル水銀	mg/L						
	PCB	mg/L						
	ジクロロメタン	mg/L						
	四塩化炭素	mg/L						
	1,2-ジクロロエタン	mg/L						
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L						
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L						
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L						
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L						
	トリクロロエチレン	mg/L						
	テトラクロロエチレン	mg/L						
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L						
	チウラム	mg/L						
	シマジン	mg/L						
	チオベンカルブ	mg/L						
	ベンゼン	mg/L						
	セレン	mg/L						
	硝酸性窒素	mg/L	0.25				0.25	
亜硝酸性窒素	mg/L	1.60				1.60		
フッ素	mg/L	0.06				0.06		
ほう素	mg/L							
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.005				<0.005	
	銅	mg/L	<0.01				<0.01	
	亜鉛	mg/L	0.023				0.023	
	溶解性鉄	mg/L	0.1				0.1	
	溶解性マンガン	mg/L	0.13				0.13	
	クロム	mg/L	<0.01				<0.01	
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	2.2				2.2	
	ケルダール窒素	mg/L	3.6				3.6	
	リン酸性リン	ms/m	0.61				0.61	
	導電率	mS/m	30				30	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.82				0.82	

調査地点 ⑰上尾中堀川(貝塚樋管)

採取年月日		8/10					
時刻(24:00表記)		11:30					
分析項目		単位				平均	環境基準
現地測定項目	天候(前日・当日)	—	晴れ				
	気温	°C	35.0			35.0	
	水温	°C	29.3			29.3	
	流量	m <sup>3</sup> /sec	0.033			0.033	
	採取位置	—	流心				
	透視度	度	18			18	
	色相	—	中灰黄色				
	臭気	—	弱下水臭				
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	pH	7.1			7.1	
	溶存酸素量(Do)	mg/L	4.2			4.2	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.8			2.8	
	浮遊物質(ss)	mg/L	55			55	
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.001			<0.001	
	全シアン	mg/L	<0.1			<0.1	
	鉛	mg/L	<0.001			<0.001	
	六価クロム	mg/L	<0.005			<0.005	
	ヒ素	mg/L	0.002			0.002	
	総水銀	mg/L	<0.0005			<0.0005	
	アルキル水銀	mg/L					
	PCB	mg/L					
	ジクロロメタン	mg/L					
	四塩化炭素	mg/L					
	1,2-ジクロロエタン	mg/L					
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L					
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L					
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L					
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L					
	トリクロロエチレン	mg/L					
	テトラクロロエチレン	mg/L					
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L					
	チウラム	mg/L					
	シマジン	mg/L					
	チオベンカルブ	mg/L					
	ベンゼン	mg/L					
	セレン	mg/L					
	硝酸性窒素	mg/L	0.062			0.062	
亜硝酸性窒素	mg/L	2.8			2.8		
フッ素	mg/L	0.09			0.09		
ほう素	mg/L						
特殊項目	フェノール類	mg/L	<0.005			<0.005	
	銅	mg/L	<0.01			<0.01	
	亜鉛	mg/L	0.057			0.057	
	溶解性鉄	mg/L	0.4			0.4	
	溶解性マンガン	mg/L	0.33			0.33	
	クロム	mg/L	<0.01			<0.01	
その他項目	アンモニア性窒素	mg/L	3.0			3.0	
	ケルダール窒素	mg/L	4.7			4.7	
	リン酸性リン	ms/m	0.50			0.50	
	導電率	mS/m	41			41	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.29			0.29	

## 用語の解説

### あ行

アルキルベンゼン スルホン酸塩 (ABS)	家庭用洗剤として最も一般的な合成洗剤の主成分となっているものですが、下水処理場の活性汚でい処理が不可能なため、河川汚濁の原因となっています。最近活性汚でい処理が可能な化学構造のLBS（ソフトタイプのもの）に変わりつつあります。
アルキル水銀 (RH g X)	有機水銀の1つで、無色か、白色の結晶を有し猛毒性です。アルキル基の種類によりメチル水銀、プロピル水銀などと呼ばれます。「水俣病」の原因物質とされており、アルキル水銀による中毒症状は、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄（きょうさく）、手足のマヒなどの中枢神経障害を起こして死亡する場合があります。主な発生源は化学工場、乾電池製造業など。環境基準…検出されないこと、排水基準…検出されないこと。
暗騒音（あんそ うおん）	ある場所において特定の音を対象として考える場合に、対象の音が無い時にも、その場所に存在する騒音を、対象の音に対して暗騒音といいます。
硫黄酸化物 (Sox)	二氧化硫黄（SO <sub>2</sub> ・亜硫酸ガス）、三酸化硫黄（SO <sub>3</sub> ・無水硫酸）、硫酸ミスト等の総称で、そのうち大気汚染の主役と考えられているものの大部分は亜硫酸ガスです。いずれも刺激性が強く、1～10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼし、においを感じ、眼の粘膜に刺激を与え流涙をきたします。
閾 値 (いきち)	限界値ともいう。生理学または心理学上の語、その値以下では地域住民の健康上に悪い影響が起こらない値をいいます。
一次汚染物質	人間活動から直接的に発生する汚染物質、工場からのばい煙、自動車の排ガス、粉じん、浮遊粒子状物質等、大気中に放出されたこれら汚染物質は、大気の物理的・化学的影響で、その姿を変えていきます。その変化した汚染物質を二次的汚染物質といいます。
一酸化炭素 (CO)	燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約210倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどいときには窒息に至る。主要な排出源は自動車である。大気汚染防止法…… 特定物質、緊急時対象物質
一酸化窒素 (NO)	酸化窒素ともいい、無色の気体で液化しにくく空気よりやや重く、空気又は酸素に触れると直ちに赤褐色の二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）に変わります。
上乘せ基準	排水基準は、硫黄酸化物については地域区分毎に、ばいじん及び有害物質については全国一率に定められています。都道府県は、このうちばいじん及び有害物質について、条例によりその地域の実情に則して国の基準より厳しい基準（いわゆる上乘せ基準）を定めることができます。地域の実情に応じた大気汚染対策を講ずることになっています。排水基準においても国の一律基準より厳しい基準を定めることができます。
エアレーション	空気を吹込み、あるいは機械的場攪拌により空気中の酸素を液中に溶かす操作。重要な排水処理の単位操作。溶存酸素の増加による生物活動の助長、揮発性物質の除去、自然酸化されやすいイオン類の酸化等の効果があります。



SS	Suspended Solid → 浮遊物質
エチル水銀	→ アルキル水銀
ABS	→ アルキルベンゼンスルホン酸塩
塩化水素 (HCl)	無色の刺激性の強いガス体で、空気より重く、水に溶解すると塩酸となり金属溶解性が強く腐蝕性質として現われます。人体に対し腐蝕性毒として働き、5ppmで鼻粘膜に明確な刺激があります。大気汚染防止法……有害物質、特定物質
塩素 (Cl <sub>2</sub> )	常温では、黄色のガス体ですが、20℃で液化し、黄色を呈します。空気より重い。4～8ppmで目、鼻、のど等の刺激や咳、呼吸逼迫、胸痛が0.5～3時間で起こります。100～1,000ppmの濃度では瞬間的に窒息を起し、死亡します。大気汚染防止法の有害物質、特定物質として定められています。
オキシダントO <sub>x</sub>	明確な物質を示すものではなく、大気中に存在するガス状の総酸化性物質であり、その70～80%はオゾン。光化学スモッグの主要な指標となっています。緊急時の対象物質。
オゾン(O <sub>3</sub> )	紫外線、X線等の短波光線が酸素分子に反応すると発生します。空気より重く、金属の様な臭気を発生する微青色の物質で強い酸化力があり、色素類を脱色し、二酸化硫黄や炭化水素を酸化し、無水硫酸や、アルデヒドに変える性質があります。人体には、0.2～0.5ppm程度で呼吸器の刺激症状、胸部の拘縮、肺機能低下が起こります。

## か行

化学的酸素要求量 (COD)	水中の汚濁物質 (有機物質) を酸化剤で酸化し、残った酸化剤の量から消費された酸素量を算出しmg O / ℓで表示したもの、CODの数値が大きいほど水質汚濁は著しい。
活性汚泥	有機性汚水に空気を吹き込むと時間がたつにつれ、その汚水に適した好気性微生物が繁殖して汚泥状のフロックが形成されます。このフロックが活性汚泥と呼ばれ、好気性細菌や原生動物などの微生物と金属水酸化物を主体とする無機物の集合体であるといわれています。活性汚泥と下水の混合液に空気を混入することにより微生物の作用が活発に行われ、下水中の有機物質を活性汚泥に吸着し、活性汚泥微生物により酸化及び同化されます。
活性汚泥法	汚水に活性汚泥を加え、均一に混合、エアレーションして、汚水中の有機物を活性汚泥により吸着、酸化同化 (無機化又はガス化) させ、活性汚泥を沈澱により処理水から分離する操作をいいます。BODの低減を図る方法。
カドミウム (Cd)	白色の柔らかい金属、イタイイタイ病の原因として知られる。慢性中毒は機能低下を伴う肺障害、胃腸障害、腎臓障害あるいは肝臓障害を起こします。環境基準0.01mg / ℓ以下 排水基準0.1mg / ℓ以下



環境基準	<p>公害対策基本法の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい、行政上の目標としての基準として設定されうるものとなっています。したがって、この基準は個々の公害発生源に対する直接の規制数値として働くものではありません。大気の汚染、水質汚濁などの公害の防止に関する施策を推進する上でその目標となり、拠り所となるものです。現在までに、SO<sub>2</sub>、CO、浮遊粒子状物質、NO<sub>2</sub>、光化学オキシダント水質汚濁、騒音について、それぞれ環境基準が設定されています。</p>
逆転層	<p>大気中で、高さが増すほど気温が高くなる現象を逆転といい、このような状態にある大気層、接地逆転層、上層逆転層、沈降逆転層、放射逆転層、前線逆転層、乱流逆転層などがあります。逆転層があるとこれが大気のカバーのような役目をして逆転層の内側の大気を安定させるため、地上から出されたばい煙などがこの層と地表との間に閉じこめられて汚染が酷くなります。</p>
クロム (C r)	<p>金属クロムは、極めて安定で日用品、装飾品を始めとして広く利用されています。又、クロムの化合物中、三価のクロムは、比較的毒性が低いですが、六価クロムは、猛毒で人体に極めて危険な物質です。この六価クロムは、皮膚、粘膜の腐蝕性が強く、これを含む水の摂取が続けば、肝臓、腎臓、ひ臓に蓄積することが確かめられていて、多量に摂取すると嘔吐、腹痛、ケイレン等を起こして死に致すこともあります。多く使われるのは、メッキ工場、無機化学工業等です。</p>
K 値	<p>硫黄酸化物の排出基準は、一般排出基準と特別排出基準とがありますが、これはいずれも<math>q=K \times 10^{-3} H_e^2</math>の式による算出された硫黄酸化物の量です。これがK値規制方式と言われるもので、政令で定められる地域ごとのKの値が、実質的にその地域の排出基準を左右します。このKの値は、当該地区の現状の汚染と環境基準との関係を前提に、環境基準達成のために許容されるSOx排出量を算出して、想定SOx排出量からの削減率として算定されます。 (q・・・硫黄酸化物の量、H<sub>e</sub>・・・補正された排出口の高さ)</p>
健康リスク評価指針値	<p>「ダイオキシン類に係る環境保全対策を講じるに当たっての目安となる値」として、環境庁の「ダイオキシンリスク評価検討会報告書（平成9年5月）」が示したもので、「人の健康を維持するための許容限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい水準として、人の暴露量を評価するために用いる値」です。 健康リスク評価指針値として、5pg/kg/dayを設定しています。</p>
光化学スモッグ	<p>大気中に存在する窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)、炭化水素 (HC) 等が紫外線と作用してオゾンその他の過酸化物 (オキシダント) を一次的に生成し、これが特殊な気象条件のもとでスモッグを形成したとき、これを光化学スモッグと呼んでいます。夏の日差しが強くて風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか視程障害、呼吸器系皮膚粘膜への影響、また、植物にある種の症状を与えるなど広範に渡ります。</p>

公共用水域	<p>河川、湖沼、港湾、沿岸海域、灌漑（かんがい）用水路その他公共の用に供される水路です。およそ通常の人が出入りできる水域はすべて公共用水域と解されています。工場敷地内の排水路、都市下水路、地下水はこれには含まれません。法による排水規制は公共用水域に排出される水について行われることとなります。</p> <p>公共用水域以外の水域に排出される水については同法の排水基準は適用されません。終末処理場を現に設置している公共下水道及び流域下水道は、法律上公共用水域の範囲から除かれています。したがって、これらの下水道へ排出する工場、事業者については同法の排水基準は適用されません。その代わりに、下水道から公共用水域へ放流される水につき排水基準が適用されます。</p>
コプラナPCB	<p>トランス（変圧器）やコンデンサー（蓄電器）に使われるPCB（既に使用禁止済み）中に不純物として含まれ、発ガン性の疑いがあるなど、ダイオキシン類に似た毒性をもっている物質で既に欧米では、ダイオキシンの一種として扱っている国もあります。</p>
<b>さ行</b>	
三酸化硫黄	<p>硫黄の燃焼の際に少量発生し、水と反応し硫酸となりやすい。 →硫酸化物</p>
産業廃棄物	<p>廃棄物は発生源によって産業廃棄物と一般廃棄物に分かれ、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等に代表されます。産業廃棄物とされるものは、量的、質的に環境汚染源として重要な意味をもつものであって、その特性に応じて定められた厳しい処理基準に従って処理する必要があります。</p> <p>なお、一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、住民の日常生活に伴って生ずるし尿、ごみ、粗大ごみ等の他、一部の業種の事業活動に伴って排出された紙くず、木くず等の産業廃棄物の総称です。</p>
シアン化合物	<p>シアン化合物には、シアン化カリウム（青酸カリ）、シアン化カルシウム、シアン化ナトリウム等があります。人体影響は直接的で数秒ないし、数分で中毒症状が現われ、頭痛、めまい、意識障害、痙れんを起こし死亡する。環境基準、検出されないこと。</p>
指定地域	<p>大気汚染や水質汚濁のように公害発生源の影響が広い範囲に及び、公害現象が全国にわたっているものについては、その規制は地域を限定せずに行うこととされているが、騒音、地盤沈下のように、主として局地的問題として発生する公害については、規制の対象地域を定めることとなっている。</p>
自動車排出ガス	<p>自動車エンジン排ガスで、汚染成分としては、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、ホルムアルデヒド、炭化水素類を含有しています。燃料の種類あるいは運転状態によって発生するガスの成分は異なります。この排ガスの中には特に有毒な鉛とかベンツピレン等が含有されます。</p>
重油脱硫	<p>硫酸化物による大気汚染を軽減するための一つの方法として重油中に含まれる硫黄分を取り除く方法があります。重油中の硫黄分を除去、低硫黄の重油を得る技術で、重油の脱硫には水素化脱硫法が広く用いられています。この方法は、高温高圧にした重油に水素を吹き込み、反応器中の固体触媒に接触させ、硫酸化合物の水素化分解反応によって硫黄分を硫化水素として除去します。問題点は、重油中に含まれる不純物が触媒の寿命や活性を低下させるという点であり、この問題を回避して重油を減圧蒸留装置によって減圧軽油と減圧残油に分け、アスファルテン等をほとんど含まない減圧軽油だけを水素化脱硫した後、再び減圧残油と混合する方法も用いられています。</p>

COD	→化学的酸素要求量
水銀 (Total-Hg, R-Hg)	水銀化合物には無機と有機があり、Total-Hgは金属水銀としてすべての水銀化合物を定量するのに対して、R-Hgはアルキル水銀のみを定量します。アルキル水銀の中でもメチル水銀、エチル水銀などは「水俣病」の原因物質で、これによる中毒症状としては、言語障害、視野狭窄（きょうさく）、手足のマヒなど中枢神経障害が起こり、死
水素イオン濃度 (PH)	水の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、PH値が1～7未満で酸性、7のとき中性、7～14までアルカリ性となります。水道用水としては、PHが8.5を超えると化学反応面からみて塩素殺菌力が低下し、PHが6.5以下になると浄水処理上の凝集効果に悪影響を及ぼすとされています。PH6.5から8.5までの範囲は水道管、給水装置等の腐蝕防止の点からいっても望ましい水質となります。
ストレーナー	吸水管部の意味、「井戸（揚水設備）のストレーナーの深さ」によって、その井戸がどのような深さにある地下水を汲み上げるかが決まり、地盤沈下の与える影響が決まってきます。
スモッグ	Smoke（煙）とFog（霧）から合成された言葉で、大気が汚染された状態を総称している。
スラッジ	下水処理過程で出る下水汚でいこのことで、各段階で出る汚でいは成分、固形度が異なります。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の好気性微生物によって消費される溶存酸素の量をいい、BODが大きいほど水質汚濁が著しい。
総水銀 (T-Hg)	総水銀はアルキル水銀等の有機水銀と無機水銀との総称です。無機水銀は、公共水域内で有機水銀化すると言われ、このため、これらの水銀を一括して総水銀として、これを汚染状況を示す基準としたものです。環境基準は検出されないこと。排水基準は0.005mg / ℓです。
総量規制	地球環境の自浄能力からみた環境容量に基づいて、一定の地域内で排出される汚染物質の量をその地域全体の総量で規制する方式をいいます。この総量規制方式は、汚染物質の排出口毎の濃度で規制する従来の濃度規制に加えて、今後の排出規制の進むべき新しい方向を示しているといえます。
<b>た</b> 行 ダイオキシン	除草剤などの農薬製造の際の副産物として生成される他に、PCB（ポリ塩化ビフェニール）の焼却、ごみ焼却のときに生成されることが知られています。ダイオキシンは75種類の化合物の総称で、そのうち四塩化物をTCDD（四塩化ダイオキシン）と呼びます。TCDDにも、塩素原子がどこに位置するかで22種の異性体があるが、中でも2・3・7・8TCDDは、合成化学物質中もっとも毒性が強いとされています。

大気環境指針値	<p>(年平均<math>0.8\text{pg-TEQ}/\text{m}^3</math>)</p> <p>ダイオキシン類による健康影響を未然に防止するために維持することが望ましい水準として健康リスク評価指針値 (<math>5\text{pg-TEQ}/\text{kg}/\text{day}</math>) 等を踏まえて、大気環境指針値は、一生涯という長期にわたる暴露を想定して示されたものであるので、大気環境濃度がこの指針値を上回る場合であっても、直ちにそれが人の健康に影響を及ぼすとは言えません。</p> <p>また、この大気環境指針値は、現時点における科学的知見を最大限活用して導き出されたものであり、今後の科学的知見の充実に応じて検証されるものです。</p>
大腸菌群	<p>大腸菌はそれ自体人の健康に有害なものではないが、大腸菌が多数存在する場合には同時に赤痢菌、チフス菌等病原菌が存在する可能性があります。そのため大腸菌は、病原菌等による汚濁の指標として用いられます。環境基準・河川AA湖沼AAの水域<math>50\text{MPN}/100\text{ml}</math>から河川Bの水域<math>5,000\text{MPN}/100\text{ml}</math>まで定められています。排水基準……日間平均<math>3,000\text{個}/\text{cm}^3</math></p>
濁度	<p>濁りの程度をあらゆる単位、用水、廃水などの濁りの試験において用いられ、<math>62\sim 74\mu</math>の白とう土粒子<math>1\text{mg}</math>を水<math>1\text{l}</math>に含むものの濁度を1度と定めてこれと比較する。</p>
脱硫	<p>大気中の硫黄酸化物を減少するために、その原因である燃料から硫黄分を少なくするか、燃焼排ガスから硫黄分を除去するかの2法があります。これが脱硫で、前者を重油脱硫、後者を排煙（排ガス）脱硫といいます。→ 重油脱硫 → 排煙脱硫</p>
炭化水素（HC）	<p>炭素と水素とだけからできています。完全に燃すと水と炭酸ガスだけになる化合物の総称です。その種類も気体（メタン）液体（ベンゼン）固体（ナフタリン）など分子量や構造により異なりその種類も多い。</p>
窒素酸化物（Nox）	<p>これは物の燃焼に伴い発生する。その多くは、一酸化窒素（NO）として排出され、大気中で酸化されて次第に二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）が生成されます。その発生源は、自動車等の移動発生源と、工場・事業場等のボイラー等の固定発生源で、都市部においては、広範囲に分散しています。一方、光化学スモッグの原因物質でもあり、現在、大気汚染対策の重要な課題とされています。</p>
低硫黄油	<p>大気中の硫黄酸化物の量は、燃料の燃焼排ガスによることが多いので、硫黄含有量の少ない燃料油が特に要求されます。中国の大慶原油やインドネシアのミナス原油のように硫黄の含有量のごく少ないものもあるが、石油精製中に脱硫して、低硫黄油を生産することができ、わが国においても各精油所が行っています。</p>
TEQ (Toxicity Equivalency Quantity)	<p>毒性等量のことです。ダイオキシン類は多くの異性体が存在し、毒性もそれぞれに異なるため、最も毒性の強い<math>2\cdot 3\cdot 7\cdot 8</math>-四塩化ジベンゾパラジオキシン (<math>2\cdot 3\cdot 7\cdot 8</math>-TCDD) の毒性に換算して表わしていることを示す符号です。ダイオキシン類の調査結果では、一般に実測した異性体の濃度に、<math>2\cdot 3\cdot 7\cdot 8</math>-TCDDの毒性を基準（1とする。）にした係数（0.5, 0.1, 0.05, 0.01, 0.001, 0）を掛け、その合計値で表します。</p>

定性分析	被検物質がどのような成分から成るか、あるいはどのような成分を含んでいるかを調べることです。物質の化学的性質を利用した方法の他、各種の機器を利用した光学的方法、電気的方法などが発達しています。定量分析の前に行われます。
定量分析	被検物質を構成する成分の量および性質を測定する方法、重量、体積、電気的な変化量など定量する物質の量に関係した数量を測定します。その物質の最を求めます。
デシベル	dB (A) 耳の感覚を計器の回路として組み込んだ騒音計で測った値を騒音レベルといい、dB (A) はこの騒音レベルの大きさを表す単位です。わが国では、dB (A) を「ホン」ということもあり、これは全く同じ単位を示しています。
銅 (Cu)	赤色で光沢を持つ金属である。熱および伝導度は銀についで大きい。成人は一日に2~3mg必要であるといわれますが、多量に摂取すれば有害となります。排水基準3mg/l以下。
導電率法	空気を一定の流速で過酸化水素中に吸収反応させ、空気中の硫黄酸化物と化合生成した硫酸の濃度により、電気伝導度の変化を利用して硫黄酸化物の量を連続測定するもので、その結果は、25°Cs/cmで表します。
特定化学物質	PCBのように、分解しにくい、生物体内での濃縮性が高く慢性毒性があると判断されたものについて、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により指定されます。原則として製造や輸入が禁止される化学物質。現在、PCB・PCN (ポリ塩化ナフタレン)・HCB (ヘキサクロロベンゼン)・アルドリン・ディルドリン・エンドリン・DDT・クロルデンの8物質があります。
特別排出基準	大気汚染防止法では硫黄酸化物、ばいじん、特定有害物質については、その汚染が一定の限度を超える恐れがある地区を限って、その区域内に新設されるばい煙発生施設に、一般の排出基準より厳しい排出基準(すなわち特別排出基準)を許すことにしています。これは、汚染が一定限度以上に著しい地域では、それ以上汚染源が増加することを極力制限する必要がある、また新設の施設は、既設のものより進んだ対策を行いうるので、より厳しい排出基準を課すことにしたものです。特別排出基準は、施設集合地域において、多数のばい煙発生施設の集合による複合汚染の場合に適用されるものであり、ばい煙発生施設の数などの点から、一般の有害物質には適用されません。
トルエン	ベンゼンに似た臭いのある無色の液体で、コールタールの分溜によって得られます。水には微量で溶け、アルコール・クロロホルム・エーテルなどによく溶けます。麻酔作用はベンゼンより強く、慢性障害(主に血液毒)ははるかに軽いと考えられています。主な有害作用は麻酔性と軽度の血液変化にあるが、これらの障害は一般には一過性と

## な行

ng (ナノグラム) 10億分の1グラム



鉛 (Pb)	鉛は、帯青白色の軟らかい重い金属で、大量の鉛が人体内に入ると急性中毒を起こし、腹痛、嘔吐、下痢、尿閉等が現れ、激的な胃腸炎等により死亡することもあります。少量の鉛が長期に渡って人体に留まると、食欲不振、便秘、頭痛、全身倦怠、貧血、視力障害等が起こります。鉛の体内蓄積は、毎日0.5mg/ℓ以上吸収されると起こるとされています。環境基準は0.01mg/ℓ以下、排水基準0.1ml/ℓ以下。
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) (亜硫酸ガス)	硫黄酸化物の大部分を占めるガスで、硫黄酸化物と同様に硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生します。無色刺激性の気体で、還元性が強い。人体影響としては0.5~1ppmで臭気を感じ、5~10ppmで鼻喉に不快な刺激を与えます。さらに、高濃度に達すると歯牙酸蝕性、結膜炎などを起こし、致死する場合があります。低濃度で慢性的な症状としては、四日市ぜんそく、気管支炎等があります。排出規準……二酸化硫黄については規制がありません。硫黄酸化物についてのみ規制があります。 環境基準……1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	赤褐色で、刺激性特異の臭気ある気体で物の燃焼の際発生し、高温になるほどその量は多い。人体影響としては、呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻、ノドの粘膜、呼吸器系統への刺激を与える。また、肺に呼吸された二酸化窒素が、ヘモグロビンと結合し、血液の酸素運搬機能を阻害する特徴があり、ヘモグロビンとの親和力は酸素の約50,000~70,000倍である。 大気汚染防止法の特定物質。緊急時の対象物質、環境基準は1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
二酸化鉛法 (Pb <sub>2</sub> 法)	二酸化鉛を塗布した布を円筒に巻きつけたものをシェルターに入れて1ヶ月間大気中に暴露し、二酸化鉛と大気中の硫黄酸化物が化合して生じた硫酸鉛の硫酸根を定量するもので、その結果はSO <sub>3</sub> mg/100cm <sup>3</sup>
Nm <sup>3</sup> /時	温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりのガス量を表す単位です。
ノルマルヘキサン抽出物質	排水中の油分含有量を示すために設けられた項目で、N-ヘキサンに抽出され、80℃付近で揮発しない物質です。N-ヘキサン抽出物質は動植物油脂、鉱油類です。石油系油分の影響は海水の油濁に現れ、わが国では、四日市、水島等で魚の油臭化が問題となりました。水田に入ると生育に影響を与え、根ぐされ病を起こします。
排煙脱硫	燃料等の燃焼により生じた排煙中に含まれる硫黄酸化物を除去する装置で、大別して湿式吸収法、乾式吸収法及び活性炭吸着法があります。
ばい煙	大気汚染防止法の定義では、ばい煙とは次の物質をいいます。(1)燃料等の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、(2)燃料等の燃焼または電気炉等の使用に伴い発生するばいじん、(3)物の燃焼、合成、分析等の処理に伴い発生する有害物質。硫黄酸化物には、亜硫酸ガスおよび無水硫酸が含まれます。 ばいじんは、従来ススその他の粉じんと称していたものであり、他の機械的処理などにおいて発生する粉じんは含まれない。また、ばい煙は物質を発生源側から見て定義したものであり、この点で浮遊粉じん及び降下ばいじんと区別されます。有害物質として政令で定められているものは、現在、カドミウム、塩素、塩化水素、フッ化水素、鉛、窒素酸化物等です。

廃棄物	→産業廃棄物
排出等基準	公害対策基本法では、政府は、公害を防止するため、事業者等の遵守すべき基準を定めることとされており（法10条）、この規定を受けて、各公害規制法において特定物質の排出の基準等、規制の前提となる基準が定められています。
パワー平均	エネルギー平均。dB単位の数値を平均する場合に、dB値をパワーに換算して平均をとり、その値を再びdBに換算します。
ヒ素 (As)	灰色、黄色、黒色の同素体があり、灰色のものが普通のヒ素で金属光沢があります。大量に摂取すると、急性中毒を起こし死亡することもあります。水質汚濁の場合に問題となるのは慢性中毒です。少量ずつ長期に渡って摂取すると、知覚障害、皮膚の青銅色化、浮腫、嘔吐、腹痛、流涎、肝臓肥大、肝硬変等を起こし、循環器障害で死亡するとされています。 環境基準……0.01mg/l以下 排水基準……0.1mg/l
Pg (ピコグラム)	1兆分の1グラム
P P m PPb=1/1000ppm	濃度を示す単位の記号の1種、百万分中の幾分であることを示す分率であり、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに多用されています。水質汚濁では10中に1mg汚濁物質が存在する場合の濃度を1ppmで示し、大気汚濁では1m <sup>3</sup> の大気中に1cm <sup>3</sup> の汚染物質濃度を1ppmで示します。例えばある物質が1kg中に1mg含まれていると、1ppmといい、濃度あるいは含有率を表します。
P P P polluter Pays Principle	環境汚染防止のコスト（費用）は汚染者が支払うべきであるとの考えであって、一般には汚染者負担の原則とされています。
富栄養化	海洋や湖沼で栄養塩類の少ないところはプランクトンが少なく、透明度も大きい。このような水域は貧栄養であるといえます。これに対し、栄養塩類が多いところではプランクトンが多く、透明度が小さい。このような水域を富栄養であるといえます。汚染その他の影響で貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化といえます。水質汚濁は富栄養化を顕著に促進する原因となります。現在では、我国の多くの湖や内湾は水質汚濁によって富栄養化しつつあります。富栄養化した湖海では水の華、赤潮と呼ばれるプランクトンの異常発生が起こり、有用な魚介が斃死するなど影響がでます。
フェノール類	フェノール、クレゾール、キシレノールなどの総称で、いずれも高濃度では有毒で、毒物および劇物に指定されている。人体影響は皮膚炎症等があり、塩素と化合する異臭を発生します。排水基準5mg/l以下。
フッ素 (F)	空気より重く、特有の刺激的臭気のある淡黄緑色の気体で、水分があると直ちに反応してフッ化水素を生成します。大気汚染防止法の有害物質として定められています。排水基準がフッ素及びフッ素化合物について、施設ごとに1~20mg/Nm <sup>3</sup> の範囲で定められています。

フッ化水素 (HF)	気体となると空気より軽く、液体となると空気中の水分と反応してフッ化水素酸となるため白煙を生じます。化学反応性に富み、金属の酸化物と反応してフッ化物を形成します。人体に対する影響が問題となったことはあまり無いが、一方植物に対しては低濃度でも相当大きな被害を生じます。大気汚染防止法の有害物質、特産物質として定められています。
フッ化ケイ素	常温では、無色の空気より重い気体です。水によって加水分解され、フッ化水素を生じます。人体、植物に対する影響はフッ化水素と同じですが、毒性はやや弱い。大気汚染防止法の有害物質、特定物質として定められています。
浮遊粒子状物質	粉じん、ばいじんのうち粒径が $10\mu$ 以下の物質であり、発生は、自然的なものとして、風による土砂の舞い上り、また、石油系、石炭等のエネルギー燃料の燃焼物の破壊等によるものが掲げられる。呼吸により体内に入るが、特に粒径の小さい物質については、肺胞に停滞、溶解性のものであれば血液に溶け込まれるが、不溶解のものであると、そのまま肺組織に停滞し生体に反応をもたらし、塵肺等の症状を起こします。 しかし浮遊粒子状物質中には、硫酸ミストや重金属類が混入しているため、他の症状も現れる可能性が強いとされています。緊急時の対象物質として定められている環境基準については、一時同値の1日平均値 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下となります。
浮遊物質S S= Suspended Solid	水中に浮遊している物質の量をいい、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値 ( $\text{mg}/\ell$ ) が大きいほど水質汚濁の著しいことを示します。
ポリ塩化ビフェニール (PCB)	無色液体（塩素化の程度に結晶状）の物質であり、不燃性で化学的に安定度が非常に高く、極めて分解されにくい。PCBの毒性については、劇物ではないが、化学的に非常に安定した物質で、一度、体内に入ったら極めて分解、排出されにくい蓄積性の高いことが分かっており、人体にとって危険度が高い。昭和43年カネミライスオイルの使用者、約1,000人について発生した油中毒症の原因物質として有名です。環境基準は排出されないことです。排出基準 $0.003\text{mg}/\ell$
<b>ま行</b>	
マイクログラム ( $\mu\text{g}$ )	重量の単位であって、 $1\mu\text{g}=1/1,000\text{mg}=1/1,000,000\text{g}$ の重きです。
マンガン	地殻中に存在する生物には必須元素の一種であるが、マンガンの製造、粉砕、マンガン塩類を製造する時、マンガン鉱（褐石、 $\text{MnO}_2$ ）により中毒を起こすことがあり、慢性神経症（マンガン病）になりますが、マンガンによる職業的中毒の例は比較的少ない。
無機炭素 (IC)	水中の炭酸イオン、重炭素イオン及び溶存している炭酸ガスの炭素のことです。



無水硫酸	→ 三酸化硫黄
メタノール (CH <sub>3</sub> OH)	メチルアルコール、カルビノール、木精とも呼ばれます。無色透明で流動性があり、揮発性、可燃性及び刺激臭のある液体で毒性があります。飲むと酔うが通常8～20gで失明し、致死量は30～50gといわれています。 労働衛生許容濃度200ppm。メチルアルコール→メタノール
メチルアルコール	→メタノール
メチル水銀	工場廃水としてメチル水銀化合物は、硫酸水銀を触媒とするアセトアルデヒド製造工程で生成し、排水され、魚介類の汚染等で問題となりました。水俣地方での水銀中毒事件及び阿賀野川流域で発生した中毒事件はこのメチル水銀が原因とされています。その症状は特異な脳障害、言語・連動障害等を示します。また、嫌気性細菌による無機水銀のメチル化などがクローズアップされました。→ アルキル水銀
メッシュ	フルイの網目の大きさを表す単位の一つで、アメリカ式では1インチあたりの孔の数（針金の数）で示します。従って、メッシュの数の大きいものほど目の大きさは小さくなります。
メルカプタン	メルカプタンは、メチルメルカプタン、エチルメルカプタン、プロピルメルカプタン等、同類化合物全般を含めた総称名で腐ったたまねぎ、キャベツの臭いを有する物質です。常温では、メチルメルカプタンは気体、エチルメルカプタン、プロピルメルカプタン等は液体で存在します。メチルメルカプタンは、悪臭防止法の規制対象物質に定められています。
有機塩素系化合物	金属機械部品の脱脂、洗浄や塗料用シンナー、ドライクリーニング剤など溶剤として広く使われている有機化合物。発ガン性が指摘されている他、高濃度の蒸気を吸い込むと神経を侵す急性毒性があり、飲み下した場合は吐き気、下痢、肝臓障害を起こすといわれています。現在、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1、1、1-トリクロロエタンについて暫定基準が設けられています。
有機リン	有機リンは、パラチオン、メチルパラチオン等、農薬として一般にみられます。人体影響は、軽症で全身倦怠、頭痛、めまい、多量の発汗、悪心嘔吐、中毒症で、異常の流涎、瞳孔の縮小、言語障害、視力減退。重症で意識が強く侵され、全身の痙（けい）れん、し尿の失禁等から死に至ります。排水基準、1mg/l以下。
有症率	症状を訴えた者の調査対象者に対する比率をいいます。大気汚染に係る健康調査を疫学的に行う場合等に利用されます。例えば、一般的に用いられているBMRC方式による呼吸器疾患に関する面接用質問調査では、いくつかの設問に対し訴えたものを慢性気管支炎等の定義に照らし、その有症率をだして、大気汚染に係る健康影響の判断として用いています。なお、年齢構成や喫煙量による影響を是正するために用いられる訂正有症率があります。

溶存酸素量 (DO) 水中に溶解している分子状酸素をいいます。河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれていますが、下流では下水や工業廃水などの汚物によりBOD、CODが増大し溶存酸素は消費されます。従って、DOの量は、水の汚染の度合を示しています。純水中における20℃、1気圧の下での飽和溶存酸素量は、約9mg/ℓです。河川、湖沼海域について、比較的水質が良好な場合は7.5mg/ℓとされています。水産用水では、一般にDOの減少が魚介類の死に繋がることから5mg/ℓ以上といわれ、環境保全は、臭気発生限界の観点から、2mg/ℓ以上とされています。環境基準……河川、湖沼、海域については、いずれも2mg/ℓ以上から7.5mg/ℓ以上にわたって定められています。

## ら行

硫化水素 (H<sub>2</sub>S) 希薄な場合は腐卵臭の、濃い場合は刺激臭のある無色のガス体、人体影響は、目の刺激による発赤と炎症、咳の刺激性障害に始まり、中毒症状は、頭痛、めまい、興奮、呼吸障害、脈はく切迫が現れます。更に重症になれば意識不明、痙攣、呼吸麻痺により死に至ります。臭いは一般に0.3ppm程度で感知され、100ppm程度までは臭いが強くなりますが、200ppm以上になると逆に臭気を感じなくなり、重篤な中毒に至る性格をもっています。100～1,500ppmでは即死となります。労働衛生許容度10ppm、悪臭防止法の規制対象物質に、定められています。

硫化メチル (CH<sub>3</sub>SCH<sub>3</sub>) 不快臭をもつ液体で水に不溶で、メタノール、エーテルに可溶します。ヨウ化メチルと硫化カリウムを縮合させて作ります。臭気認知値は0.001～0.01ppmでノリ、海草のようなにおい、キャベツの腐ったようなにおいがします。

硫酸ミスト 亜硫酸ガス (SO<sub>2</sub>) が空気中の水分に溶けると亜硫酸になりますが、大気中にオキシダントがあると酸化されて硫酸になります。大気中に霧状に存在するものを硫酸ミストといいます。

六価クロム 環境基準0.05mg/ℓ以下。排水基準0.5mg/ℓ以下。→ クロム

労働衛生基準 職場での健康障害を予防するための手引として用いられるものです。すなわち労働者が有害物に連日暴露され、感受性が特別に高くなる労働者が1日8時間以内で中等労働をする場合に、空気中の有害物の濃度がこの数値以下であれば健康に有害な影響がほとんどみられないという濃度です。



平成21年3月発行

**あげお環境白書 平成20年版**

編集発行 上尾市環境経済部 環境政策課

埼玉県上尾市本町三丁目1番1号

電話 048(775)6925